

目 次

1 菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

別表

I 一般基準

II 個別基準

- 1 別荘の建設の用に供する目的で行う土地利用事業
- 2 住宅の建設の用に供する目的で行う土地利用事業
- 3 集合住宅の建設の用に供する目的で行う土地利用事業
- 4 工場・倉庫等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業
- 5 研修・研究施設等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業
- 6 ゴルフ場の建設の用に供する目的で行う土地利用事業
- 7 墓園の建設の用に供する目的で行う土地利用事業
- 8 リゾート関連施設等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業
- 9 土石採取・盛土等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業
- 10 産業廃棄物処理施設の建設の用に供する目的で行う土地利用事業
- 11 その他の施設の建設の用に供する目的で行う土地利用事業

別記1 流量計算：調整池設計基準

別記2 流出土砂：砂防施設設計基準

別記3 岩石採取最終残量の処置

別記4 産業廃棄物処理施設の公害等の防止に関する協定書・公害等防止細目書

III 整備基準

様式（第1号～第16号）

○ 菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土地利用事業の施行に関し必要な事項を定めてその適正な施行を誘導することにより、施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良好な自然及び生活環境の確保に努め、市の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 土地利用事業 住宅、工場・倉庫、産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1項の各号に掲げる施設及びその他の産業廃棄物処理施設をいう。なお、工場の敷地内にある自社の産業廃棄物の中間処理施設は除外する。以下同じ。）、研修・研究施設、教育施設、体育施設、保養施設、福祉・医療施設、商業施設、観光レクリエーション施設、リゾート関連施設、墓園、駐車場、資材置場等の建設の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更及び土石の採取、盛土等の目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業をいい、施行区域の面積が3,000平方メートル以上の既存宅地（都市計画法（昭和43年法第100号）第29条の規定に基づく許可を受けていない既存宅地に限る。）に建物を新築し、又は当該宅地を駐車場若しくは資材置場等に変更しようとする事業を含むものとする。
- (2) 施行区域 土地利用事業を行う土地の区域をいう。ただし、既に完了した土地利用事業区域の拡大及び施設の拡張等の場合一団の土地利用で、かつ3年以上経過したものは、新たな施行区域とする。
- (3) 事業者 土地利用事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- (4) 工事施工者 土地利用事業に関する工事の請負人をいう。
- (5) 公共施設 道路、上下水道、排水施設、公園、広場、緑地、河川・水路、消防・防災、交通安全施設及びごみ集積所をいう。
- (6) 公益的施設 教育、医療、交通、購買、行政、集会、福祉、保安、文化、通信、サービス及び管理の施設をいう。

(適用の除外)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する土地利用事業については、適用しない。

- (1) 施行区域の面積が1,000平方メートルに満たない土地利用事業。ただし、産業廃棄物処理施設及び盛土等については、次の基準によるものとする。
 - ア 産業廃棄物処理施設は施行区域の面積が500平方メートルに満たないものであること。
 - イ 盛土等（静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）第2条第1項に規定する土の採取又は静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）第2条第1項第1号に規定する盛土等をいう。以下同じ。）については、区域の面積が1,000平方メートルに満たないもので、かつ、盛土等に用いられる土砂等の量

が1,000立方メートル未満の土地利用事業。

- (2) 国又は地方公共団体が行う土地利用事業。
- (3) 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業として行う土地利用事業。
- (4) 国又は地方公共団体の助成を受けて行う農林業に係る土地利用事業。
- (5) 国又は地方公共団体が出資している公社、公団、事業団等が行う土地利用事業。
- (6) 農用地区域内の農業上の用に供する土地利用事業で3,000平方メートルに満たない土地利用事業。
- (7) その他市長が公益上必要と認める土地利用事業。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、土地利用事業の施行に当たって、安全で良好な生活環境が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、県及び市の土地利用計画、総合計画等との整合性を図るほか、県及び市が実施する土地利用に関する施策に協力しなければならない。

(土地利用事業の計画の基準)

第5条 事業者は、土地利用事業に関する計画を策定しようとするときは、別表に定める一般基準、個別基準及び整備基準に適合するようにしなければならない。

(承認の申請)

第6条 1,000平方メートル以上の一団の土地について土地利用事業を施行しようとする事業者は、法令（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、温泉法（昭和23年法律第125号）、大規模小売店舗立地法（昭和10年法律第91号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年静岡県条例第25号）を除く。）に基づく許可、認可の申請又は届出をする前にあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 事業者は、前項の承認を受けようとするときは、実施計画承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(承認の基準及び条件)

第7条 市長は、第6条第1項の承認の申請に係る土地利用事業に関する計画が第5条に定める基準に適合していると認めるときは、同項の承認をするものとする。

- 2 市長は、この要綱の施行のため必要があると認めるときは、第6条第1項の承認に条件を付することができる。

(承認の効力)

第8条 第6条第1項の承認は、事業者がその承認に係る土地利用事業に関する工事に着手しないまま承認の日から2年を経過したときは、その効力を失う。

- 2 前項の期間の計算方法は、承認のあった日の翌日から起算し、起算日に応答する日の属する月の末日をもって満了する。
- 3 事業者は、第1項の期間内に第6条第1項の承認に係る土地利用事業に関する工事の着手をしないことにつき、法令の規定に基づく許可、認可等の手続きに要した期間又は事業者の責めに帰することができない特別の理由があるときは、工事着手遅延理由書（様式第2号）を市長に提出することができる。
- 4 前項の理由書の提出があった場合において、市長がその理由がやむを得ないと認めたときは、第1項の期間に2年を限度として市長が認める期間を加えることができる。

(事前協議)

第9条 1,000平方メートル以上の一団の土地について、事業者が土地利用事業を施行しようとするときは、第6条第1項の承認申請に先立ってあらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。

2 第1項の協議の申出をしようとする事業者は、事前協議申出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域内(以下「用途地域」という。)の土地利用事業及び用途地域外又は都市計画区域外の3,000平方メートル未満の土地利用事業については、別に定める土地利用計画概要調書に代えることができる。

3 事業者は、第1項の協議で同意のあった日から2年以内に第6条第1項の承認の申請をすることができないときは、その理由を経過報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。

4 第1項の規定により市長の同意を得た土地利用事業について、当該同意の日から3年を経過した後、第6条第1項の規定による承認を受けようとする事業者は、新たに第1項の規定による市長の同意を得なければならない。

5 前項の期間の計算方法は、前条第2項の規定を準用する。

6 第7条の規定は、市長が第1項の規定による同意をする場合について準用する。

(利害関係者との協議決定)

第10条 事業者は、事業施行に関し、予期される一切の利害について関係者と事前に協議し、問題解決を図るとともに、事業に起因して与えた損害については、その責をおわなければならない。

2 事業者は、前項の協議により利害関係者に対し処置しなければならない諸問題がある場合は、原則としてこれらの問題の解決方法について、利害関係者と協定を締結しなければならない。

3 事業者は、第1項に規定する協議の内容について、その経過及び結果を示す書面を第6条第2項の実施計画承認申請書に添付しなければならない。

(利害関係者の範囲)

第11条 前条の利害関係者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施行区域内の地権者、抵当、根抵当権者その他の権利者
- (2) 施行区域に隣接する土地・家屋所有者及び居住者
- (3) 施行区域に係る地元関係団体等(自治会、土地改良区等)
- (4) その他事業の施行により影響を受けると予想される者

(同意)

第12条 事業者は、第6条第2項に規定する実施計画承認申請書の提出に際し、前条に規定する利害関係者の同意を得るとともに、同意書を市長に提出しなければならない。

ただし、同意が得られなかった場合には、事業者は、周知内容、協議経過、意見及び措置等を記録した書面を承認申請書に添付しなければならない。

(事前調査)

第13条 事業者は、施行区域の面積が10ヘクタール以上の土地利用事業、その他市長が特に必要と認める土地利用事業について、第9条第1項の事前協議をしようとするときは、

あらかじめ次の各号に掲げる事項について調査しなければならない。

- (1) 災害の防止に関する事項
- (2) 環境の保全に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

2 前項の調査に関する具体的な事項は、市長が事前協議の際指示する。
(地位の承継)

第14条 次に掲げる土地利用事業について、事業者となる地位の承継をしようとするときは、譲り受けようとする者及び譲り渡そうとする者はあらかじめ、地位承継承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第6条第1項の承認を受けた事業
- (2) 第6条第2項の申請をした事業
- (3) 第9条第1項の同意を得た事業

2 前項の規定により地位を承継した者は、地位承継届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
(変更の承認)

第15条 事業者は、第6条第1項の承認を受けた土地利用事業について、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の目的
- (2) 施行区域の位置及び面積
- (3) 工事の設計内容及び期間
- (4) 処理品目の追加(ただし、産業廃棄物処理施設に限る。)

2 市長が前項の承認をする場合には、第7条の規定を準用する。
(届出)

第16条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名若しくは名称、住所又は法人にあってはその代表者の氏名を変更したとき。氏名(法人の名称・代表者氏名・住所)変更届(様式第8号)
- (2) 工事施行者を変更したとき。工事施行者変更届(様式第9号)
- (3) 防災工事に着手しようとするとき、又はその工事が完了したとき。防災工事着手(完了)届(様式第10号)
- (4) 防災工事以外の工事に着手しようとするとき、若しくはその工事が完了したとき、又は工事を1か月以上中止しようとするとき、若しくはその工事を再開しようとするとき。工事着手(完了・中止・再開・期間の変更)届(様式第11号)
- (5) 事業を廃止しようとするとき。事業廃止届(様式第12号)

(関連公共施設の整備)

第17条 土地利用事業に関連して必要となる公共施設は、原則として事業者の負担においてこれを整備しなければならない。

2 前項の規定により整備された公共施設は、原則として市に移管するものとし、当該施設の管理及びこれに要する経費の負担については、市長と事業者との協議により定める

ものとする。

(かし担保)

第18条 事業者又は工事施行者は、前条第2項の規定により市に移管をした公共施設について「かし」があるときは、移管をした日から2年間その「かし」に係る補修及び損害の賠償をするものとする。

(会員等の募集)

第19条 土地利用事業の施行によって設置される施設を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用することのできる権利を有することとなる者の募集（ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）第2条第4項に規定する募集を除く。以下「会員等の募集」という。）は、第6条第1項の承認を受けた後でなければならない。

2 事業者は会員等の募集をしようとするときは、あらかじめ、会員等の募集届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第20条 市長は、この要綱に基づく指導を適正に行うため、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について事業者との間に協定を締結するものとする。

- (1) 工事の施工方法又は防災工事の施工を確保するための措置
- (2) 自然環境又は生活環境の保全等
- (3) 土地利用事業に起因して発生する災害に対処するための災害補償に関する事項

2 市長は、前項に規定する事項について必要があるときは、関係地元自治会長に対し、事業者との間に協定を締結するよう要請するものとする。

(調査)

第21条 市長は、事業者又は工事施行者に対し、この要綱を施行するため必要な限度において、当該施行区域内における土地等の物件又は工事の状況等を調査することについて協力を求めることができる。

2 前項の調査は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 第6条第1項の承認申請、第9条第1項の協議の申出又は第15条第1項の変更の承認の申請があったとき。
- (2) 防災工事施工中又は工事が完了したとき。
- (3) 防災工事以外の工事施工中又は工事が完了したとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(確認通知)

第22条 市長は、防災工事及び防災工事以外の工事の完了を確認したときは、その結果を事業者に通知するものとする。

(報告・勧告等)

第23条 市長は、事業者又は工事施行者に対し、その施行する土地利用事業に関し、この要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 市長は、前項の規定による勧告又は助言をした場合において、必要と認めるときは、この勧告又は助言に基づいて講じた措置について報告させるものとする。

3 前項の報告は、是正報告書（様式第14号）によって行うものとする。
（標準処理期間）

第24条 次の各号に掲げる事務にかかる標準処理期間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第6条第1項の承認 60日
- (2) 第9条第1項の同意 60日
- (3) 第15条第1項の承認 30日

2 前項の標準処理期間は、第6条第2項の申請書、第9条第2項の申請書又は第15条第1項の申請書（以下「申請書等」という。）を受け付けた日から起算して、当該申請又は申出にかかる事務処理の結果に関する文書を発送する日までの日数とする。ただし、申請書の不備その他の事由により、当該申請書等の内容の照会又は補正に要した日数は、除くものとする。

3 市長は、申請書等が所定の様式又は内容を具備していない場合には、当該申請書等を受け付けた日の翌日から起算して5日以内にその旨を明らかにして当該申請書等を返戻するものとする。ただし、申請書等の不備の程度が軽易なものであるときは、返戻に代えて書面又は口頭により当該申請書等の補正を求めることができる。

4 市長は、特別の事由により、申請又は申出に係る事務処理が標準処理期間を著しく越えることが予測される場合には、あらかじめ標準処理期間内に処理できない旨を当該申請又は申出をした事業者に通知するものとする。

（補則）

第25条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成17年1月17日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に、旧小笠町土地利用事業の適正化に関する指導要綱第6条第1項又は第9条第1項の規定によりなされた承認の申請又は事前協議の申出及び旧菊川町土地利用事業の適正化に関する指導要綱第6条第1項又は第9条第1項の規定によりなされた承認の申請又は事前協議の申出について、この告示の施行の際現にこれに対する承認又は同意がされていないものの処理については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月29日告示第41号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に、菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第6条第1項又は第9条第1項の規定によりなされた承認の申請又は事前協議の申出について、この告示の施行の際現にこれに対する承認又は同意がされていないものの処理については、なお従前の例による。

附 則（平成24年9月26日告示第229号）

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年5月1日告示第129号)

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成26年6月30日告示第108号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日告示第39号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月27日告示第249号)

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第70号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月28日告示第232号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和5年9月1日告示第192号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、改正前の菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第6条第1項又は第9条第1項の規定によりなされた承認の申請又は事前協議の申出であって、この告示の施行の際現にこれに対する承認又は同意がされていないものの処理については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

第1 一般基準

1 土地利用事業は、県及び市の土地利用基本計画の趣旨に沿って立地されるものであって次に掲げる地域ごとの承認の基準に適合するものであること。

(1) 都市地域

ア 用途地域

市街地としての適正な土地利用を図る土地利用事業以外の土地利用事業の施行は、認めないものとする。

イ 用途地域以外の都市地域

都市地域としての適正な土地利用を図る土地利用事業以外の土地利用事業の施行は、認めないものとする。

(2) 農業地域

ア 農用地区域

土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。

(3) 森林地域

ア 保安林及び保安施設地区

土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。

イ 保安林及び保安施設地区以外の森林地区

次に掲げる森林の区域内における土地利用事業の施行は、極力これらの森林の区域外に施行させる。

(ア) 地域森林計画において、樹根及び表土の保全、その他林地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林。

(イ) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林。

(ウ) 地域森林計画において、自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林又は特に保健保全機能を高度に発揮させる必要があるものとして定められている森林。

(エ) 地域森林計画において、更新を確保するための伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林。

(オ) 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林

(4) 自然公園地域

ア 特別保護地区

土地利用事業の施行は、認めないものとする。

イ 特別地域

土地利用事業の施行は、認めないものとする。ただし、公園事業、学術研究その他公益上必要と認められるもの（風致景観に著しい支障がある場合を除く。）にあつては、この限りでない。

(5) 4地域のうち、前各号に掲げる地域以外の地域

国土利用計画菊川市計画及び菊川市総合計画の趣旨に沿った土地利用事業又は、市民の公共の福祉の増進に必要でかつ市長が特に必要と認めた土地利用事業以外の土地

利用事業の施行は、原則として認めないものとする。

(6) 4 地域のいずれにも区分されない地域

土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。

2 施行区域内には、次ぎに掲げる地域を含まないこと。

(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域

(2) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）に基づく特別地区

(3) 鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）に基づく特別保護地区

(4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）並びに菊川市文化財保護条例（平成17年菊川市条例第152号）に基づく指定文化財の所在する地域。ただし、風致景観に著しい影響を与えない事業、公益上必要な事業及び保存管理計画に沿って認められる事業にあっては、この限りでない。

3 施行区域内には、原則として次ぎに掲げる区域を含まないこと。

(1) 土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地（採草放牧地を含む。以下同じ。）、集団的に存在している農地及び農業生産力の高い農地

(2) 林道整備等の林業公共投資の受益地

(3) 新市町村建設計画により払い下げを受けた林地

(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく災害危険区域

4 施行区域内の私有地については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める私有地について地権者の同意が得られていること。

(1) 承認を受ける場合、すべての私有地

(2) 申請書を提出する場合、原則としてすべての私有地

5 第6条第1項の承認の申請に係る土地利用事業に関する工事は、原則として、同項の承認後5年以内に完了するものであること。

第2 個別基準

1 別荘の建設の用に供する目的で行う土地利用事業

別荘（常時居住の用に供しない住宅で、主として保養の目的のために所有するものをいう。）の建設の用に供する土地分譲を目的で行う土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。

（環境）

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	環境基本法（平成5年法律第91号）第8条、自然環境保全基本方針（昭和48年総理府告示第30号）、静岡県自然環境保全条例第6条、静岡県自然環境保全基本方針（昭和49年静岡県告示第9号）	環境推進課 都市計画課
(2) 現況地盤の勾配が30度以上である施行区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。ただし、公共施設を設置するため、又は突出状の土地について防災上の安全を図るために行う必要最小限の造成については、この限りでない。	行政指導		都市計画課
(3) 造成工事は、公共施設及び公益的施設に限るものとし、分譲対象地の整地工事は、原則として行わないこと。ただし、防災上の安全を図るために行う必要最小限の造成については、この限りでない。	行政指導		都市計画課
(4) 施行区域の面積に対する現状の地形を変更する土地の面積の割合（以下「開発率」という。）は、原則として50パーセント以下とすること。ただし、防災上又は環境保全上現状のまま存置することが適当でない認められる荒地その他の土地を緑化するために造成する場合は、当該造成地の面積は、現状の地形を変更する土地の面積に算入しな	行政指導		都市計画課

い。			
(6) 施行区域内の森林を転用する場合は、施行区域の境界に沿った内側の部分（以下「周辺部」という。）に、原則として幅30メートル以上の森林を残地し、又は造成すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、審査基準	農林課
(7) 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。	行政指導		農林課
(8) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。 ア 自然環境の保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。 イ 施行区域内に良好な自然環境の存在する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講じられていること。 ウ 樹木の伐採は極力避けるものとし、市が必要と認める健全な樹木の集団については、保存の処置を講じなければならない。 エ 植栽は、次により行うこと。 (ア) 施行区域内の表土を活用すること。 (イ) 現存樹木を移植し、活用すること。 (ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。 (エ) 野鳥及び小動物のための結実花木（誘鳥木）を植栽すること。 (オ) 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。	法令の適用を受け る区域に あつては 法令基準、 それ以外 の区域に あつては 行政指導 （以下 「(法令基 準)」とい う。）	自然環境保全基本方針、静岡県自然環境保全基本方針、自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条、静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）第19条、静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則（平成12年静岡県規則第55条。以下「許可基準規則」という。）森林法第10条の2第2項第3号 環境推進課 農林課 商工観光課 都市計画課	
(9) 水資源の確保を図るため、浸透施設の設置等により地下水のかん養機能の保持に配慮すること。	（法令基準）	森林法第10条の2第2項第2号、県審査基準	農林課 都市計画課

<p>(10) 施行区域内の主要な道路（以下「幹線道路」という。）の両側には、3メートル以上の緑地帯（石積み及びのり面を除く。以下同じ。）を設置し、かつ、この緑地帯に高木樹種を植栽すること。当該緑地帯を区画面積の一部とするときは、建築基準法第69条の建築協定等により保全措置が講じられていること。</p>	<p>行政指導</p>		<p>都市計画課</p>
<p>(11) 施行区域が県道以上の道路に接する部分にあつては、当該道路の側端から幅員10メートル以上の緩衝緑地を設置すること。ただし、施行区域の面積が5ヘクタール未満については市と協議し決定すること。</p>	<p>行政指導</p>		<p>都市計画課</p>
<p>(12) 稜線が施行区域に接し、又は含まれる場合には、原則として稜線から水平距離で20メートル以上を自然地として保存すること。</p>	<p>行政指導</p>		<p>都市計画課</p>
<p>(13) 自然公園の特別地域にあつては、原則として土地の地形勾配が30パーセント（17度弱）を越える部分及び公園事業としての道路その他主として公園の利用に供される道路の路肩から20メートルの部分が、緑地として保存されていること。</p>	<p>法令基準</p>	<p>自然公園法第20条、自然公園法施行規則第11条、静岡県立自然公園条例第19条、許可基準規則</p>	<p>商工観光課</p>
<p>(14) 自然公園の特別地域における分譲地にあつては、(13)の緑地以外に施行区域の面積の10パーセント以上が緑地として保存されていること。</p>	<p>法令基準</p>	<p>自然公園法第20条、自然公園法施行規則第11条、静岡県立自然公園条例第19条、許可基準規則</p>	<p>商工観光課</p>
<p>(15) 残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全、防災及び交通安全について十分配慮した処置方法を明示すること。</p>	<p>（法令基準）</p>	<p>森林法第10条の2第2項第1号、県審査基準</p>	<p>農林課 都市計画課</p>

(16) 建築物は2階建て以下とし、地盤面から10メートル以下の高さとするこ と。	(法令基 準)	自然公園法第20条、 自然公園法施行規則 第11条、静岡県立自 然公園条例第19条、 許可基準規則	都市計画課 商工観光課
(17) 建築物の建築面積の敷地面積に対 する割合(以下「建ぺい率」という。) は、30パーセント以下とすること。	(法令基 準)	森林法第10条の2第 2項第3号、県審査 基準、静岡県立自然 公園条例第19条、許 可基準規則、自然公 園法第20条、自然公 園法施行規則第11条	農林課 都市計画課 商工観光課
(18) 河川が汚水、土砂等の流入により影 響を受けるおそれのある場合は、原則 として利害関係者の同意等が得られて いること。	行政指導		都市計画課
(19) 消火栓、防火水槽等火災防備のため の施設については、消防法(昭和23年 法律第186号)第20条第1項の規定によ る勧告に係る基準(以下「消防水利の 基準」という。)に適合していること。	法令基準	都市計画法施行令第 25条第1項第8号	消防本部 都市計画課
(20) 施行区域内に残置し、又は造成する 森林については、管理者及び管理方法 を定めて管理責任の所在を明らかに し、当該森林の維持管理について支障 のないよう処置すること。	法令基準	森林法第10条の2第 2項、運用基準、県 審査基準	農林課

(施設)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 分譲地等の敷地面積は、次によるこ と。 ア 地域森林計画の対象となっている 民有林の区域にあつては、1区画当 たり概ね1,000平方メートル以上と すること。 イ アの区域の外にあつては、1区画 当たり500平方メートル以上とする こと。	(法令基 準)	アについては森林法 第10条の2第2項第 3号県審査基準、イ については行政指導	農林課

(2) 公園、緑地又は広場の面積の合計は、施行区域の面積の3パーセント以上とすること。	行政指導		都市計画課 財政課
(3) 水道施設の設置については、市と協議し、給水量及び維持管理の方法等が明確にされていること。なお、上水道使用計画書を提出し、給水承認を受けること。	(法令基準)	都市計画法第33条第1項第4号	水道課
(4) 排水については、自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。	(法令基準)	都市計画法施行令第26条第3号、森林法第10条の2第2項第1号、県審査基準	農林課 都市計画課
(5) ごみ集積所については、原則として既存の集積所を使用すること。ただし、分譲区画数が20区画以上の場合は、開発区域の形状等を勘案し、ごみ集積所を設置することができる。なお、設置、場所、規模等については、市と協議すること。	(法令基準)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条、第6条の2	環境推進課
(6) 污水处理施設を設置する場合は、次によること。 ア 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は、原則として公共下水道共用開始区域内については、排水設備（污水管・污水ます等）を設置しそれ以外は合併処理方式によること。なお、集中合併処理方式とする場合は、流量変動に対処しうるよう配慮し、受益者等で組織する団体に管理できるものとする。こと。 イ 排出水は、原則として用水路に流さないこと。	(法令基準)	都市計画区域における20ヘクタール以上の開発行為にあっては都市計画法施行令第26条第4号による法令基準、公共下水道共用開始区域内については、下水道法第10条の法令基準、それ以外にあっては静岡県浄化槽取扱要領（昭和52年3月31日付け静岡県衛生部長通知）による行政指導	環境推進課 農林課 都市計画課 下水道課

(7) 市に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないように措置すること。	行政指導		都市計画課
---	------	--	-------

(防災)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川又は水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川又は水路の新設又は改修をすることとし、新設又は改修の規模については、別途河川管理者と協議すること。	(法令基準)	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成17年3月	農林課 建設課 都市計画課
(2) (1)による河川又は水路の新設又は改修ができない場合は、別記1(流量計算:調整池設計基準)による調整池を設置すること。	(法令基準)	11日付け都土第147号静岡県都市住宅部長通知。以下「河川等への排水基準」という。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、県審査基準	
(3) 調整池を設置する場合において、下流の河川又は水路の流下能力が1年確率降雨量に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。	(法令基準)	都市計画法施行令第26条第2号、河川等への排水基準	農林課 建設課 都市計画課
(4) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)に適合したものであること。	法令基準	河川法(昭和39年法律第167号)第13条河川管理施設等構造令	農林課 建設課 都市計画課
(5) 施行区域又はその周辺若しくは下流の土地に湛水地域がある場合は、事業の施行により施行区域の周辺若しくは下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。	(法令基準)	都市計画法施行令第26条第2号、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、県審査基準	農林課 建設課 都市計画課

<p>(6) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>都市計画法第33条第1項3号、砂防指定地及び地すべり防止地域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)(昭和49年4月19日付け建河砂発第20号建設省河川局砂防課長通達。以下「砂防基準案」という。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、県審査基準</p>	<p>農林課 建設課 都市計画課</p>
<p>(7) 排水路は、原則として開渠とすること。ただし、次のいずれにも該当する場合において、河川管理者がやむを得ないと認めるときは、暗渠とすることができる。</p> <p>ア 当該暗渠の流域面積は、原則として10ヘクタール以下であること。</p> <p>イ アの流域に、原則として施行区域外の流域を含まないこと。</p> <p>ウ 流木等の除去作業が容易な断面の構造とし、当該断面に確保できる最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>都市計画法施行令第26条第3号、都市計画法施行規則第26条、砂防基準案</p>	<p>農林課 建設課 都市計画課</p>
<p>(8) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止施設は、原則として砂防堰堤とすること。この流出土砂量の算出及び施設の構造は、別記2(流出土砂:砂防施設設計基準)によるものであること。ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈砂地とすることができる。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>都市計画法施行令第26条第2号、河川等への排水基準、森林法第10条の2第2項第1号、県審査基準、砂防基準案</p>	<p>農林課 建設課 都市計画課</p>
<p>(9) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以下とすること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>砂防基準案</p>	<p>建設課 都市計画課</p>

(10) 盛土の法長が20メートル以上となる場合は、原則として法長の3分の1以上を擁壁、法枠等の永久構造物により被覆すること。	(法令基準)	砂防基準案	建設課 都市計画課
---	--------	-------	--------------

(道路)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名								
(1) 施行区域外の接道道路及び施行区域内の道路の幅員は、都市計画法に定める開発許可の基準によること。ただし、3,000平方メートル未満の土地利用事業については次表の基準によること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">施行区域外の接道道路</td> <td colspan="2">開発区域内</td> </tr> <tr> <td>幹線</td> <td>支線</td> </tr> <tr> <td>4 m ≤</td> <td>6 m ≤</td> <td>4 m ≤</td> </tr> </table>	施行区域外の接道道路	開発区域内		幹線	支線	4 m ≤	6 m ≤	4 m ≤	行政指導		建設課 都市計画課
施行区域外の接道道路		開発区域内									
	幹線	支線									
4 m ≤	6 m ≤	4 m ≤									
(2) 施行区域内の道路については、その帰属及び管理に関して、市と協議すること。ただし、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（以下「認定道路」という。）となるものについては、その構造が原則として道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合したものであること。	(法令基準)	都市計画法第32条、道路法第24条、第30条、道路構造令	建設課 都市計画課								
(3) 幹線道路を施行区域外の認定道路に取り付ける場合は、道路管理者と協議すること。この場合において、取り付け箇所の構造は、道路構造令に適合したものであること。	法令基準	都市計画法第32条、道路法第24条、第30条、道路構造令	建設課 都市計画課								
(4) 施行区域外の認定道路と施行区域内の道路との交差点の間隔は、交通処理に支障のない距離を確保すること。	法令基準	道路法第24条、第30条、道路構造令	建設課 都市計画課								
(5) 幹線道路が日交通量2,000台以上の施行区域外の認定道路に接続する場合は、当該認定道路に右折車線を設置し、かつ、必要がある場合においては、信号機を取り付けること。	法令基準	道路法第24条、第30条、道路構造令	建設課 都市計画課								

(6) 施行区域内の汚水、雨水、土砂等が施行区域外の認定道路の側溝等に流入しないよう処置すること。	(法令基準)	都市計画法施行令第26条第2号	建設課 都市計画課
(7) 道路の法面又は道路と接する法面は、地質等を考慮した安全な構造とすること。	法令基準	都市計画法施行規則第23条	建設課 都市計画課

(その他)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。	(法令基準)	都市計画法第33条、宅地造成等規制法第9条、宅地造成事業に係る開発行為の審査等について	都市計画課
(2) 施行区域内に介在する国土交通省所管国有財産の取扱いについては、市及び県と協議すること。	法令基準	国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条第3項及び第4項、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第6条第2項第1号カ	建設課 都市計画課
(3) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。	(法令基準)	都市計画法第33条第1項第12号、森林法第10条の2第2項、県審査基準	都市計画課
(4) 施行区域内に農地が含まれる場合は、その農地の部分については、原則として土地のみの分譲を行わないこと。	法令基準	農地法（昭和27年法律第229号）第5条、農地転用許可基準の制定について（昭和34年10月27日付け三四農地第3353号農林事務次官通達）	農林課
(5) 事業計画の策定に当たっては、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会とその取扱いについて協議すること。	法令基準	文化財保護法第93条	社会教育課

(6) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。	法令基準	文化財保護法第96条	社会教育課
(7) 事業実施に際し、予想される周辺地域への騒音、振動その他の建築公害について、事前に十分な対策がなされていること。	行政指導		環境推進課 都市計画課

2 住宅の建設の用に供する目的で行う土地利用事業

住宅（常時居住の用に供する住宅で、集合住宅以外のものをいう。）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。

（環境）

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	1の環境の(1)に同じ。	環境推進課 都市計画課
(2) 施行区域内の森林を転用する場合における施行区域内の森林面積に対する残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の割合は、原則として20パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、県審査基準	農林課
(3) 施行区域内の森林を転用する場合において、施行区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上のときは、周辺部に原則として幅30メートル以上の森林又は緑地を残置し、又は造成すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、県審査基準	農林課
(4) 施行区域内の森林を転用する場合は、開発行為に係る1箇所当たりの面積は、概ね20ヘクタール以下とし、施行区域内にこれを複数造成するときは、その間に、原則として幅30メートル以上の森林又は緑地を残置し、又は造成すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、県審査基準	農林課

<p>(5) 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。</p>	<p>行政指導</p>	<p>1の環境の(7)に同じ。</p>	<p>農林課</p>
<p>(6) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。</p> <p>ア 自然環境の保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。</p> <p>イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講じられていること。</p> <p>ウ 植栽は、次により行うこと。</p> <p>(ア) 施行区域内の表土を活用すること。</p> <p>(イ) 現存樹木を移植し、活用すること。</p> <p>(ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。</p> <p>(エ) 野鳥及び小動物のための結実花木（誘鳥木）を植栽すること。</p> <p>エ 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の環境の(8)に同じ。</p>	<p>環境推進課 農林課 商工観光課 都市計画課</p>
<p>(7) 水資源の確保を図るため、浸透施設の設置等により地下水のかん養機能の保持に配慮すること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の環境の(9)に同じ。</p>	<p>農林課 都市計画課</p>
<p>(8) 残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全、防災及び交通安全について十分配慮した処置方法を明示すること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の環境の(15)に同じ。</p>	<p>農林課 都市計画課</p>
<p>(9) 河川が汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、原則として利害関係者の同意等が得られていること。</p>	<p>行政指導</p>		<p>都市計画課</p>

(10) 消火栓、防火水槽等火災防備のための施設については、消防水利の基準に適合していること。	法令基準	1の環境の(19)に同じ。	消防本部 都市計画課
(11) 施行区域内に残置し、又は造成する森林については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該森林の維持管理について支障のないよう処置すること。	法令基準	1の環境の(20)に同じ。	農林課

(施設)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 分譲地等の敷地面積は、次によること。 ア 市街化区域並びに市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の定められていない都市計画区域内の用途地域（第1種低層住居専用地域及び風致地区を除く。）にあつては、1区画当たり165平方メートル以上とすること。 イ ア以外の地域にあつては、1区画当たり概ね200平方メートル以上とすること。ただし、第1種低層住居専用地域に関する都市計画が告示されている場合において、当該第1種低層住居専用地域における建築物の敷地面積の最低限度（以下「最低敷地面積」という。）が都市計画で定められているときは、当該最低敷地面積以上とすること。	(法令基準)	開発行為に係る一区画の住宅面積について（昭和60年10月22日付け土地第251号静岡県都市住宅部長通知）、開発許可に係る住宅地の一区画の規模について（平成7年4月13日付け都計第92号静岡県都市住宅部長通知）	都市計画課
(2) 公園、緑地又は広場の面積の合計は、施行区域の面積の3パーセント以上とすること。ただし、3,000平方メートル未満の土地利用事業にあつては、宅地内緑化をもって代えることができる。	行政指導		都市計画課 財政課

<p>(3) 水道施設の設置については、市と協議し、給水量及び維持管理の方法等が明確にされていること。なお、上水道使用計画書を提出し、給水承認を受けること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の施設の(3)に同じ。</p>	<p>水道課</p>
<p>(4) 排水については、自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の施設の(4)に同じ。</p>	<p>農林課 都市計画課</p>
<p>(5) ごみ集積所については、原則として既存の集積所を使用すること。ただし、分譲区画数が20区画以上の場合、開発区域の形状等を勘案し、ごみ集積所を設置することができる。なお、設置、場所、規模等については、市と協議すること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の施設の(5)に同じ。</p>	<p>環境推進課</p>
<p>(6) 汚水処理施設を設置する場合は、次によること。 ア 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は、原則として公共下水道共用開始区域内については、排水設備(汚水管・汚水ます等)を設置しそれ以外は合併処理方式によること。なお、集中合併処理方式とする場合は、流量変動に対処しうるよう配慮し、受益者等で組織する団体で管理できるものとする。こと。 イ 排出水は、原則として用水路に流さないこと。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の施設の(6)に同じ。</p>	<p>環境推進課 農林課 都市計画課 下水道課</p>
<p>(7) 市に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないように措置すること。</p>	<p>行政指導</p>		<p>都市計画課</p>

(防災)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川又は水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川又は水路の新設又は改修をすることとし、新設又は改修の規模については、別途河川管理者と協議すること。	(法令基準)	1の防災の(1)及び(2)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(2) (1)による河川又は水路の新設又は改修ができない場合は、別記1(流量計算：調整池設計基準)による調整池を設置すること。	(法令基準)		
(3) 調整池を設置する場合において、下流の河川又は水路の流下能力が1年確率降雨量に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。	(法令基準)	1の防災の(3)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(4) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に適合したものであること。	法令基準	1の防災の(4)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(5) 施行区域又はその周辺若しくは下流の土地に湛水地域がある場合は、事業の施行により施行区域の周辺若しくは下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。	(法令基準)	1の防災の(5)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(6) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。	(法令基準)	1の防災の(6)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(7) 排水路は、原則として開渠とすること。ただし、次のいずれにも該当する場合において、河川管理者がやむを得ないと認めるときは、暗渠とすることができる。 ア 当該暗渠の流域面積は、原則として10ヘクタール以下であること。 イ アの流域に、原則として施行区域外の流域を含まないこと。	(法令基準)	1の防災の(7)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課

ウ 流木等の除去作業が容易な断面の構造とし、当該断面に確保できる最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。			
(8) 当該開発に伴う雨水を調整池又は下水道へ導入することができる場合の施行区域内の排水施設の管渠の勾配及び断面積は、5年に1回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する排水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排水することができるよう計画すること。	(法令基準)	都市計画法施行令第26条第1号、都市計画法施行規則第22条	都市計画課
(9) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止施設は、原則として砂防堰堤とすること。この流出土砂量の算出及び施設の構造は、別記2（流出土砂：砂防施設設計基準）によるものであること。ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈砂地とすることができる。	(法令基準)	1の防災の(8)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(10) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以下とすること。	(法令基準)	1の防災の(9)に同じ。	建設課 都市計画課
(11) 盛土の法長が20メートル以上となる場合は、原則として法長の3分の1以上を擁壁、法枠等の永久構造物により被覆すること。	(法令基準)	1の防災の(10)に同じ。	建設課 都市計画課

(道路)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名								
(1) 施行区域外の接道道路及び施行区域内の道路の幅員は、都市計画法に定める開発許可の基準によること。ただし、3,000平方メートル未満の土地利用事業については次表の基準によること。 <table border="1" data-bbox="245 1798 734 1980"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施行区域外の接道道路</th> <th colspan="2">開発区域内</th> </tr> <tr> <th>幹線</th> <th>支線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 m ≦</td> <td>6 m ≦</td> <td>4 m ≦</td> </tr> </tbody> </table>	施行区域外の接道道路	開発区域内		幹線	支線	4 m ≦	6 m ≦	4 m ≦	行政指導		建設課 都市計画課
施行区域外の接道道路		開発区域内									
	幹線	支線									
4 m ≦	6 m ≦	4 m ≦									

(2) 施行区域内の道路については、その 帰属及び管理に関して、市と協議する こと。ただし、認定道路となるもの については、その構造が原則として道路 構造令に適合したものであること。	(法令基 準)	1の道路の(2)に同 じ。	建設課 都市計画課
(3) 幹線道路を施行区域外の認定道路に 取り付ける場合は、道路管理者と協議 すること。この場合において、取り付 け箇所の構造は、道路構造令に適合し たものであること。	法令基準	1の道路の(3)に同 じ。	建設課 都市計画課
(4) 施行区域外の認定道路と施行区域内 の道路との交差点の間隔は、交通処理 に支障のない距離を確保すること。	法令基準	1の道路の(4)に同 じ。	建設課 都市計画課
(5) 幹線道路が日交通量2,000台以上の 施行区域外の認定道路に接続する場合 は、当該認定道路に右折車線を設置し、 かつ、必要がある場合においては、信 号機を取り付けること。	法令基準	1の道路の(5)に同 じ。	建設課 都市計画課
(6) 施行区域内の汚水、雨水、土砂等が 施行区域外の認定道路の側溝等に流入 しないよう処置すること。	(法令基 準)	1の道路の(6)に同 じ。	建設課 都市計画課
(7) 道路の法面又は道路と接する法面 は、地質等を考慮した安全な構造とす ること。	法令基準	1の道路の(7)に同 じ。	建設課 都市計画課

(その他)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 前各項の個別基準欄に定めるものの ほか、土地利用事業に関する計画が、 都市計画法第33条の規定による開発許 可基準及び宅地造成等規制法第9条の 規定による技術的基準に適合したも のであること。	(法令基 準)	1のその他の(1)に 同じ。	都市計画課
(2) 施行区域内に介在する国土交通省所 管国有財産の取扱いについては、市及 び県と協議すること。	法令基準	1のその他の(2)に 同じ。	建設課 都市計画課

(3) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。	(法令基準)	1のその他の(3)に同じ。	都市計画課
(4) 施行区域内に農地が含まれる場合は、その農地の部分については、原則として土地のみの分譲を行わないこと。	法令基準	1のその他の(4)に同じ。	農林課
(5) 事業計画の策定に当たっては、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会とその取扱いについて協議すること。	法令基準	1のその他の(5)に同じ。	社会教育課
(6) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。	法令基準	1のその他の(6)に同じ。	社会教育課

3 集合住宅の建設の用に供する目的で行う土地利用事業

集合住宅の建設の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。

(環境)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	1の環境の(1)に同じ。	環境推進課 都市計画課
(2) 現況地盤の勾配が30度以上である施行区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。ただし、公共施設を設置する場合、又は突出状の土地について防災上の安全を図るために行う必要最小限の造成については、この限りでない。	行政指導		都市計画課

<p>(3) 開発率は、原則として30パーセント以下とすること。(施行区域の面積が5ヘクタール未満については、市と協議し決定すること。)ただし、防災上又は環境保全上現状のまま存置することが適当でない認められる荒地その他の土地を緑化するために造成する場合は、当該造成地の面積は、現状の地形を変更する土地の面積に算入しない。</p>	行政指導		都市計画課
<p>(4) 施行区域内の森林を転用する場合における施行区域内の森林面積に対する残置し、又は造成する森林の面積の割合は、原則として50パーセント以上とすること。この場合において、施行区域内の森林面積に対する残置する森林の面積の割合は、40パーセント以上とすること。</p>	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、県審査基準	農林課
<p>(5) 施行区域内の森林を転用する場合は、周辺部に原則として幅30メートル以上の森林を残置し、又は造成すること。</p>	法令基準	1の環境の(6)に同じ。	農林課
<p>(6) 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。</p>	行政指導	1の環境の(7)に同じ。	農林課
<p>(7) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。 ア 自然環境の保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。 イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講じられていること。 ウ 植栽は、次により行うこと。 (ア) 施行区域内の表土を活用すること。 (イ) 現存樹木を移植し、活用すること。</p>	(法令基準)	1の環境の(8)に同じ。	環境推進課 農林課 商工観光課 都市計画課

<p>(ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。</p> <p>(エ) 野鳥及び小動物のための結実花木（誘鳥木）を植栽すること。</p> <p>エ 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。</p>			
<p>(8) 水資源の確保を図るため、浸透施設の設置等により地下水のかん養機能の保持に配慮すること。</p>	（法令基準）	1の環境の(9)に同じ。	農林課 都市計画課
<p>(9) 敷地の内縁部には、施行区域の面積の10パーセント以上の緑地帯を設置すること。ただし、近隣商業地域及び商業地域には適用しない。</p>	行政指導		都市計画課
<p>(10) 稜線が施行区域に接し、又は含まれる場合には、原則として稜線から水平距離で20メートル以上を自然地として保存すること。</p>	行政指導		都市計画課
<p>(11) 自然公園の特別地域にあつては、原則として土地の地形勾配が30パーセント（17度弱）を越える部分及び公園事業としての道路その他主として公園の利用に供せられる道路の路肩から20メートルの部分が、緑地として保存されていること。</p>	法令基準	1の環境の(13)に同じ。	商工観光課
<p>(12) 自然公園の特別地域における分譲地にあつては、(11)の緑地以外に施行区域の面積の10パーセント以上が緑地として保存されていること。</p>	法令基準	1の環境の(14)に同じ。	商工観光課
<p>(13) 残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全、防災及び交通安全について十分配慮した処置方法を明示すること。</p>	（法令基準）	1の環境の(15)に同じ。	農林課 都市計画課

(14) 建築物の高さは、次によること。 ア 地盤面から15メートル以下とすること。ただし、当該地域の風致景観に著しい支障がないと認められる場合は、この限りでない。 イ 県立自然公園の第3種特別地域にあっては地盤面から13メートル以下とすること。	(法令基準)	アについては行政指導、イについては静岡県立自然公園条例第19条、県許可基準規則	都市計画課 商工観光課
(15) 河川が汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、原則として利害関係者の同意等が得られていること。	行政指導		都市計画課
(16) 消火栓、防火水槽等火災防備のための施設については、消防水利の基準に適合していること。	法令基準	1の環境の(19)に同じ。	消防本部 都市計画課
(17) 建築物と建築物の間隔は10メートル以上離し、高木樹種の植樹が可能になるよう配慮すること。	行政指導		都市計画課
(18) 施行区域内に残置し、又は造成する森林については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該森林の維持管理について支障のないよう処置すること。	法令基準	1の環境の(20)に同じ。	農林課

(施設)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 公園、緑地又は広場の面積の合計は、施行区域の面積の3パーセント以上とすること。なお、都市計画法に定める開発許可を要さない地域にあっては、同法の緑地基準を準用する。	行政指導		都市計画課 財政課
(2) 水道施設の設置については、市と協議し、給水量及び維持管理の方法等が明確にされていること。なお、上水道使用計画書を提出し、給水承認を受けること。	(法令基準)	1の施設の(3)に同じ。	水道課
(3) 排水については、自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。	(法令基準)	1の施設の(4)に同じ。	農林課 都市計画課

(4) ごみ集積所については、原則として既存の集積所を使用すること。ただし、入居戸数が20戸以上の場合は、開発区域の形状等を勘案し、ごみ集積所を設置することができる。なお、設置、場所、規模等については、市と協議すること。	(法令基準)	1の施設の(5)に同じ。	環境推進課
(5) 汚水処理施設を設置する場合は、次によること。 ア 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は、原則として公共下水道共用開始区域内については、排水設備(污水管・污水ます等)を設置しそれ以外は合併処理方式によること。なお、集中合併処理方式とする場合は、流量変動に対処しうるよう配慮し、受益者等で組織する団体で管理できるものとする。こと。 イ 排出水は、原則として用水路に流さないこと。	(法令基準)	1の施設の(6)に同じ。	環境推進課 農林課 都市計画課 下水道課
(6) 市に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないように措置すること。	行政指導		都市計画課

(防災)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川又は水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川又は水路の新設又は改修をすることとし、新設又は改修の規模については、別途河川管理者と協議すること。	(法令基準)	1の防災の(1)及び(2)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(2) (1)による河川又は水路の新設又は改修ができない場合は、別記1(流量計算：調整池設計基準)による調整池を設置すること。	(法令基準)		

<p>(3) 調整池を設置する場合において、下流の河川又は水路の流下能力が1年確率降雨量に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の防災の(3)に同じ。</p>	<p>農林課 建設課 都市計画課</p>
<p>(4) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に適合したものであること。</p>	<p>法令基準</p>	<p>1の防災の(4)に同じ。</p>	<p>農林課 建設課 都市計画課</p>
<p>(5) 施行区域又はその周辺若しくは下流の土地に湛水地域がある場合は、事業の施行により施行区域の周辺若しくは下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の防災の(5)に同じ。</p>	<p>農林課 建設課 都市計画課</p>
<p>(6) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の防災の(6)に同じ。</p>	<p>農林課 建設課 都市計画課</p>
<p>(7) 排水路は、原則として開渠とすること。ただし、次のいずれにも該当する場合において、河川管理者がやむを得ないと認めるときは、暗渠とすることができる。</p> <p>ア 当該暗渠の流域面積は、原則として10ヘクタール以下であること。</p> <p>イ アの流域に、原則として施行区域外の流域を含まないこと。</p> <p>ウ 流木等の除去作業が容易な断面の構造とし、当該断面に確保できる最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の防災の(7)に同じ。</p>	<p>農林課 建設課 都市計画課</p>
<p>(8) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止施設は、原則として砂防堰堤とすること。この流出土砂量の算出及び施設の構造は、別記2（流出土砂：砂防施設設計基準）によるものであること。ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈砂地とすることができる。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の防災の(8)に同じ。</p>	<p>農林課 建設課 都市計画課</p>

(9) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以下とすること。	(法令基準)	1の防災の(9)に同じ。	建設課 都市計画課
(10) 盛土の法長が20メートル以上となる場合は、原則として法長の3分の1以上を擁壁、法枠等の永久構造物により被覆すること。	(法令基準)	1の防災の(10)に同じ。	建設課 都市計画課

(道路)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 施行区域外の接続道路の幅員は、都市計画法に定める開発許可の基準によること。ただし、3,000平方メートル未満の土地利用事業にあつては、4メートル以上とすること。	行政指導		建設課 都市計画課
(2) 施行区域内の道路については、その帰属及び管理に関して、市と協議すること。ただし、認定道路となるものについては、その構造が原則として道路構造令に適合したものであること。	(法令基準)	1の道路の(2)に同じ。	建設課 都市計画課
(3) 幹線道路を施行区域外の認定道路に取り付ける場合は、道路管理者と協議すること。この場合において、取り付け箇所の構造は、道路構造令に適合したものであること。	法令基準	1の道路の(3)に同じ。	建設課 都市計画課
(4) 施行区域外の認定道路と施行区域内の道路との交差点の間隔は、交通処理に支障のない距離を確保すること。	法令基準	1の道路の(4)に同じ。	建設課 都市計画課
(5) 幹線道路が日交通量2,000台以上の施行区域外の認定道路に接続する場合は、当該認定道路に右折車線を設置し、かつ、必要がある場合においては、信号機を取り付けること。	法令基準	1の道路の(5)に同じ。	建設課 都市計画課
(6) 施行区域内の汚水、雨水、土砂等が施行区域外の認定道路の側溝等に流入しないよう処置すること。	(法令基準)	1の道路の(6)に同じ。	建設課 都市計画課
(7) 道路の法面又は道路と接する法面は、地質等を考慮した安全な構造とすること。	法令基準	1の道路の(7)に同じ。	建設課 都市計画課

(その他)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。	(法令基準)	1のその他の(1)に同じ。	都市計画課
(2) 施行区域内に介在する国土交通省所管国有財産の取扱いについては、市及び県と協議すること。	法令基準	1のその他の(2)に同じ。	建設課 都市計画課
(3) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。	(法令基準)	1のその他の(3)に同じ。	都市計画課
(4) 施行区域内に農地が含まれる場合は、その農地の部分については、原則として土地のみの分譲を行わないこと。	法令基準	1のその他の(4)に同じ。	農林課
(5) 住宅戸数1戸当たり1台以上の駐車場を設けること。	行政指導		都市計画課
(6) 建設工事に際し、予想される周辺地域への騒音、振動その他の建築公害について、事前に十分な対策がなされていること。	行政指導		環境推進課 都市計画課
(7) 事業者は、「菊川市共同住宅の建設、管理等の適正化に関する指導要綱」に基づき、当該施設を適正に維持、管理をしなければならない。	行政指導		地域支援課
(8) 事業計画の策定に当たっては、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会とその取扱いについて協議すること。	法令基準	1のその他の(5)に同じ。	社会教育課
(9) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。	法令基準	1のその他の(6)に同じ。	社会教育課

4 工場・倉庫等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業

工場・倉庫等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業は、原則として工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場適地又は農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づく工業等導入地区、又は市の土地利用計画に基づく工場適地に立地することとし、その個別基準は次の表のとおりとする。

（環境）

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	1 の環境の(1)に同じ。	環境推進課 都市計画課
(2) 施行区域内の森林を転用する場合における施行区域内の森林面積に対する残置し、又は造成する森林の面積の割合は、原則として25パーセント以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、県審査基準	農林課
(3) 施行区域内の森林を転用する場合において、施行区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上のときは、周辺部に原則として幅30メートル以上を残置し又は造成することとし、当該森林の面積が20ヘクタール未満のときも、極力周辺部に森林を残置し、又は造成すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、県審査基準	農林課
(4) 施行区域内の森林を転用する場合は、開発行為に係る1箇所当たりの面積は、概ね20ヘクタール以下とし、施行区域内にこれを複数造成するときは、その間に原則として幅30メートル以上の森林を残置し、又は造成すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、県審査基準	農林課
(5) 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。	行政指導	1 の環境の(7)に同じ。	農林課
(6) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。 ア 自然環境の保全上特に必要がある	(法令基準)	1 の環境の(8)に同じ。	環境推進課 農林課 商工観光課 都市計画課

<p>ときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。</p> <p>イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講じられていること。</p> <p>ウ 植栽は、次により行うこと。</p> <p>(ア) 施行区域内の表土を活用すること。</p> <p>(イ) 現存樹木を移植し、活用すること。</p> <p>(ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。</p> <p>(エ) 野鳥及び小動物のための結実花木（誘鳥木）を植栽すること。</p> <p>エ 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。</p>			
<p>(7) 水資源の確保を図るため、浸透施設の設置等により地下水のかん養機能の保持に配慮すること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の環境の(9)に同じ。</p>	<p>農林課 都市計画課</p>
<p>(8) 残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全、防災及び交通安全について十分配慮した処置方法を明示すること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の環境の(15)に同じ。</p>	<p>農林課 都市計画課</p>
<p>(9) 河川が汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、原則として利害関係者の同意等が得られていること。</p>	<p>行政指導</p>	<p>1の環境の(18)に同じ。</p>	<p>都市計画課</p>
<p>(10) 消火栓、防火水槽等火災防備のための施設については、消防水利の基準に適合していること。</p>	<p>法令基準</p>	<p>1の環境の(19)に同じ。</p>	<p>消防本部 都市計画課</p>
<p>(11) 敷地面積（1区画）が9,000平方メートル以上若しくは建築面積が3,000平方メートル以上の工場、倉庫にあっては、菊川市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の準則値に適合しているものであること。なお、工場立地法第6条による届出を</p>	<p>(法令基準) 行政指導</p>	<p>工場立地法第4条、工場立地に関する準則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号）、菊川市工場立地法に基づく緑</p>	<p>商工観光課 都市計画課</p>

<p>要さない土地利用事業については、次の区分に応じ緑地等を確保しなければならない。</p> <p>ア 住居専用地域（第1種低層及び中高層・第2種中高層）、住居地域（第1種・第2種）、準住居地域、近隣商業地域、商業地域</p> <p>(ア) 敷地面積1,000㎡以上3,000㎡未満…5パーセント以上</p> <p>(イ) 敷地面積3,000㎡以上6,000㎡未満…10パーセント以上</p> <p>(ウ) 敷地面積6,000㎡以上9,000㎡未満…15パーセント以上</p> <p>イ 準工業地域</p> <p>敷地面積 9,000 ㎡未満 … 7パーセント以上</p> <p>ウ 工業地域、工業専用地域</p> <p>敷地面積 9,000 ㎡未満 … 5パーセント以上</p> <p>エ 用途地域以外の区域</p> <p>敷地面積 9,000 ㎡未満 … 7パーセント以上</p>		<p>地面積率等に係る準則を定める条例、都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令第28条の3</p>	
<p>(12) 施行区域内に残置し、又は造成する森林については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該森林の維持管理について支障のないよう処置すること。</p>	<p>法令基準</p>	<p>1の環境の(20)に同じ。</p>	<p>農林課</p>

(施設)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
<p>(1) 生産施設、緑地、環境施設等については、工場立地法第4条第1項の準則及び菊川市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の規定に適合したものであること。</p>	<p>法令基準</p>	<p>工場立地法第4条、工場立地に関する準則、菊川市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例</p>	<p>商工観光課</p>
<p>(2) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止対策に留意するとともに、公害防止を積極的に図るための処置を講ずること。</p>	<p>行政指導</p>	<p>環境基本法第8条第1項、静岡県環境基本条例</p>	<p>環境推進課</p>

(3) 水道施設の設置については、市と協議し、給水量及び維持管理の方法等が明確にされていること。なお、上水道使用計画書を提出し、給水承認を受けること。	(法令基準)	1の施設の(3)に同じ。	水道課
(4) 排水については、自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。	(法令基準)	1の施設の(4)に同じ。	農林課 都市計画課
(5) 施行区域内で発生するごみは、原則として事業者の責任において適正に処理すること。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、第6条、第6条の2	環境推進課
(6) 污水处理施設を設置する場合は、次によること。 ア 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は、原則として公共下水道共用開始区域内については、排水設備(污水管・污水ます等)を設置しそれ以外は合併処理方式によること。 なお、集中合併処理方式とする場合は、流量変動に対処しうるよう配慮し、受益者等で組織する団体に管理できるものとする。 イ 排水は、原則として用水路に流さないこと。	(法令基準)	1の施設の(6)に同じ。	環境推進課 農林課 都市計画課 下水道課
(7) 市に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないように措置すること。	行政指導		都市計画課

(防災)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川又は水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川又は水路の新設又は改修をすることとし、新設又は改修の規模については、	(法令基準)	1の防災の(1)及び(2)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課

別途河川管理者と協議すること。			
(2) (1)による河川又は水路の新設又は改修ができない場合は、別記1（流量計算：調整池設計基準）による調整池を設置すること。	（法令基準）		
(3) 調整池を設置する場合において、下流の河川又は水路の流下能力が1年確率降雨量に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。	（法令基準）	1の防災の(3)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(4) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に適合したものであること。	法令基準	1の防災の(4)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(5) 施行区域又はその周辺若しくは下流の土地に湛水地域がある場合は、事業の施行により施行区域の周辺若しくは下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。	（法令基準）	1の防災の(5)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(6) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。	（法令基準）	1の防災の(6)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(7) 排水路は、原則として開渠とすること。ただし、次のいずれにも該当する場合において、河川管理者がやむを得ないと認めるときは、暗渠とすることができる。 ア 当該暗渠の流域面積は、原則として10ヘクタール以下であること。 イ アの流域に、原則として施行区域外の流域を含まないこと。 ウ 流木等の除去作業が容易な断面の構造とし、当該断面に確保できる最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。	（法令基準）	1の防災の(7)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(8) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止施設は、原則として砂防堰堤とすること。この流出土砂量の算出及び施設の構造は、別記2（流出土砂：砂防施設設計基準）によるものであること。	（法令基準）	1の防災の(8)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課

ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈砂地とすることができる。			
(9) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以下とすること。	(法令基準)	1の防災の(9)に同じ。	建設課 都市計画課
(10) 盛土の法長が20メートル以上となる場合は、原則として法長の3分の1以上を擁壁、法枠等の永久構造物により被覆すること。	(法令基準)	1の防災の(10)に同じ。	建設課 都市計画課

(道路)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 施行区域外の接続道路の幅員は、都市計画法に定める開発許可の基準によること。ただし、3,000平方メートル未満の土地利用事業にあつては、4メートル以上とすること。	行政指導	3の道路の(1)に同じ。	建設課 都市計画課
(2) 施行区域内の道路については、その帰属及び管理に関して、市と協議すること。ただし、認定道路となるものについては、その構造が原則として道路構造令に適合したものであること。	(法令基準)	1の道路の(2)に同じ。	建設課 都市計画課
(3) 幹線道路を施行区域外の認定道路に取り付ける場合は、道路管理者と協議すること。この場合において、取り付け箇所の構造は、道路構造令に適合したものであること。	法令基準	1の道路の(3)に同じ。	建設課 都市計画課
(4) 施行区域外の認定道路と施行区域内の道路との交差点の間隔は、交通処理に支障のない距離を確保すること。	法令基準	1の道路の(4)に同じ。	建設課 都市計画課
(5) 幹線道路が日交通量2,000台以上の施行区域外の認定道路に接続する場合は、当該認定道路に右折車線を設置し、かつ、必要がある場合においては、信号機を取り付けること。	法令基準	1の道路の(5)に同じ。	建設課 都市計画課
(6) 施行区域内の汚水、雨水、土砂等が施行区域外の認定道路の側溝等に流入しないよう処置すること。	(法令基準)	1の道路の(6)に同じ。	建設課 都市計画課
(7) 道路の法面又は道路と接する法面	法令基準	1の道路の(7)に同じ。	建設課

は、地質等を考慮した安全な構造とすること。		じ。	都市計画課
-----------------------	--	----	-------

(その他)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。	(法令基準)	1のその他の(1)に同じ。	都市計画課
(2) 施行区域内に介在する国土交通省所管国有財産の取扱いについては、市及び県と協議すること。	法令基準	1のその他の(2)に同じ。	建設課 都市計画課
(3) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。	(法令基準)	1のその他の(3)に同じ。	都市計画課
(4) 従業員等の採用については、地元住民を優先し、その採用方法等が明示されていること。	行政指導		商工観光課
(5) 事業計画の策定に当たっては、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会とその取扱いについて協議すること。	法令基準	1のその他の(5)に同じ。	社会教育課
(6) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。	法令基準	1のその他の(6)に同じ。	社会教育課
(7) 事業者は、工場立地についてあらかじめ市と公害防止協定等の締結について協議すること。	行政指導	静岡県生活環境の保全等に関する条例第3条第3項	環境推進課 商工観光課
(8) 事業実施に際し、予想される周辺地域への騒音、振動その他の建築公害について、事前に十分な対策がなされていること。	行政指導	1のその他の(7)に同じ。	環境推進課 都市計画課

5 研修・研究施設等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業

研修・研究施設等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。

(環境)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	1の環境の(1)に同じ。	環境推進課 都市計画課
(2) 現況地盤の勾配が30度以上である施行区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。ただし、公共施設を設置するため、又は突出状の土地について防災上の安全を図るために行う必要最小限の造成については、この限りでない。	行政指導		都市計画課
(3) 施行区域内の森林を転用する場合における施行区域内の森林面積に対する残置し、又は造成する森林の面積の割合は、原則として25パーセント以上とすること。	法令基準	4の環境の(2)に同じ。	農林課
(4) 施行区域内の森林を転用する場合において、施行区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上のときは、周辺部に原則として幅30メートル以上を残置し、又は造成すること。	法令基準	4の環境の(3)に同じ。	農林課
(5) 施行区域内の森林を転用する場合は、開発行為に係る1箇所当たりの面積は、概ね20ヘクタール以下とし、施行区域内にこれを複数造成するときは、その間に原則として幅30メートル以上の森林を残置し、又は造成すること。	法令基準	4の環境の(4)に同じ。	農林課
(6) 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。	行政指導		農林課
(7) 施行区域の面積の概ね30パーセント	行政指導	1の環境の(7)に同じ。	都市計画課

に相当する面積の自然緑地（施行区域が荒地等である場合にあっては、高木樹種の植栽等により緑化を図るものを含む。）を確保すること。		じ。	
(8) 然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。 ア 自然環境の保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。 イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講じられていること。 ウ 植栽は、次により行うこと。 （ア）施行区域内の表土を活用すること。 （イ）現存樹木を移植し、活用すること。 （ウ）環境に適合した樹種を選定すること。 （エ）野鳥及び小動物のための結実花木（誘鳥木）を植栽すること。 エ 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。	（法令基準）	1の環境の(8)に同じ。	環境推進課 農林課 商工観光課 都市計画課
(9) 水資源の確保を図るため、浸透施設の設定等により地下水のかん養機能の保持に配慮すること。	（法令基準）	1の環境の(9)に同じ。	農林課 都市計画課
(10) 施行区域が県道以上の道路に接する部分にあっては、当該道路の側端から幅員10メートル以上の緩衝緑地を設置すること。	行政指導		都市計画課
(11) 稜線が施行区域に接し、又は含まれる場合には、原則として稜線から水平距離で20メートル以上を自然地として保存すること。	行政指導		都市計画課
(12) 自然公園の特別地域にあっては、原則として土地の地形勾配が30パーセン	法令基準	1の環境の(13)に同じ。	商工観光課

ト（17度弱）を超える部分及び公園事業としての道路その他主として公園の利用に供せられる道路の路肩から20メートルの部分が、緑地として保存されていること。			
(13) 自然公園の特別地域における分譲地にあつては、(12)の緑地以外に施行区域の面積の10パーセント以上が緑地として保存されていること。	法令基準	1の環境の(14)に同じ。	商工観光課
(14) 残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全、防災及び交通安全について十分配慮した処置方法を明示すること。	(法令基準)	1の環境の(15)に同じ。	農林課 都市計画課
(15) 建築物の高さは、次によること。 ア 地盤面から15メートル以下とし、かつ、4階建て以下とすること。ただし、当該地域の風致景観に著しい支障がないと認められる場合は、この限りでない。 イ 県立自然公園の第3種特別地域にあつては地盤面から13メートル以下とすること。	(法令基準)	3の環境の(14)に同じ。	都市計画課 商工観光課
(16) 河川が汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、原則として利害関係者の同意等が得られていること。	行政指導		都市計画課
(17) 消火栓、防火水槽等火災防備のための施設については、消防水利の基準に適合していること。	法令基準	1の環境の(19)に同じ。	消防本部 都市計画課
(18) 施行区域内に残置し、又は造成する森林については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該森林の維持管理について支障のないよう処置すること。	法令基準	1の環境の(20)に同じ。	農林課

(施設)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 分譲地の1区画当たりの面積は、	行政指導		都市計画課

1,000平方メートル以上とすること。			
(2) 公園、緑地又は広場の面積の合計は、施行区域の面積の3パーセント以上とすること。なお、都市計画法に定める開発許可を要さない地域にあっては、同法の緑地基準を準用するものとする。	行政指導		都市計画課 財政課
(3) 水道施設の設置については、市と協議し、給水量及び維持管理の方法等が明確にされていること。なお、上水道使用計画書を提出し、給水承認を受けること。	(法令基準)	1の施設の(3)に同じ。	水道課
(4) 排水については、自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。	(法令基準)	1の施設の(4)に同じ。	農林課 都市計画課
(5) 施行区域内で発生するごみは、原則として事業者の責任において適正に処理すること。	法令基準	4の施設の(5)に同じ。	環境推進課
(6) 污水处理施設を設置する場合は、次によること。 ア 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は、原則として公共下水道共用開始区域内については、排水設備(污水管・污水ます等)を設置しそれ以外は合併処理方式によること。 なお、集中合併処理方式とする場合は、流量変動に対処しうるよう配慮し、受益者等で組織する団体で管理できるものとする。 イ 排出水は、原則として用水路に流さないこと。	(法令基準)	1の施設の(6)に同じ。	環境推進課 農林課 都市計画課 下水道課
(7) 市に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないように措置	行政指導	1の施設の(7)に同じ。	都市計画課

すること。			
-------	--	--	--

(防災)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川又は水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川又は水路の新設又は改修をすることとし、新設又は改修の規模については、別途河川管理者と協議すること。	(法令基準)	1の防災の(1)及び(2)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(2) (1)による河川又は水路の新設又は改修ができない場合は、別記1(流量計算：調整池設計基準)による調整池を設置すること。	(法令基準)		
(3) 調整池を設置する場合において、下流の河川又は水路の流下能力が1年確率降雨量に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。	(法令基準)	1の防災の(3)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(4) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に適合したものであること。	法令基準	1の防災の(4)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(5) 施行区域又はその周辺若しくは下流の土地に湛水地域がある場合は、事業の施行により施行区域の周辺若しくは下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。	(法令基準)	1の防災の(5)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(6) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。	(法令基準)	1の防災の(6)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(7) 排水路は、原則として開渠とすること。ただし、次のいずれにも該当する場合において、河川管理者がやむを得ないと認めるときは、暗渠とすることができる。 ア 当該暗渠の流域面積は、原則として10ヘクタール以下であること。 イ アの流域に、原則として施行区域外の流域を含まないこと。 ウ 流木等の除去作業が容易な断面の構造とし、当該断面に確保できる最	(法令基準)	1の防災の(7)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課

小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。			
(8) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止施設は、原則として砂防堰堤とすること。この流出土砂量の算出及び施設の構造は、別記2（流出土砂：砂防施設設計基準）によるものであること。ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈砂地とすることができる。	（法令基準）	1の防災の(8)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(9) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以下とすること。	（法令基準）	1の防災の(9)に同じ。	建設課 都市計画課
(10) 盛土の法長が20メートル以上となる場合は、原則として法長の3分の1以上を擁壁、法枠等の永久構造物により被覆すること。	（法令基準）	1の防災の(10)に同じ。	建設課 都市計画課

(道路)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 施行区域外の接続道路の幅員は、都市計画法に定める開発許可の基準によること。ただし、3,000平方メートル未満の土地利用事業にあつては、4メートル以上とすること。	行政指導		建設課 都市計画課
(2) 施行区域内の道路については、その帰属及び管理に関して、市と協議すること。ただし、認定道路となるものについては、その構造が原則として道路構造令に適合したものであること。	（法令基準）	1の道路の(2)に同じ。	建設課 都市計画課
(3) 幹線道路を施行区域外の認定道路に取り付ける場合は、道路管理者と協議すること。この場合において、取り付け箇所の構造は、道路構造令に適合したものであること。	法令基準	1の道路の(3)に同じ。	建設課 都市計画課
(4) 施行区域外の認定道路と施行区域内の道路との交差点の間隔は、交通処理に支障のない距離を確保すること。	法令基準	1の道路の(4)に同じ。	建設課 都市計画課
(5) 幹線道路が日交通量2,000台以上の施行区域外の認定道路に接続する場合	法令基準	1の道路の(5)に同じ。	建設課 都市計画課

は、当該認定道路に右折車線を設置し、かつ、必要がある場合においては、信号機を取り付けること。			
(6) 施行区域内の汚水、雨水、土砂等が施行区域外の認定道路の側溝等に流入しないよう処置すること。	(法令基準)	1の道路の(6)に同じ。	建設課 都市計画課
(7) 道路の法面又は道路と接する法面は、地質等を考慮した安全な構造とすること。	法令基準	1の道路の(7)に同じ。	建設課 都市計画課

(その他)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。	(法令基準)	1のその他の(1)に同じ。	都市計画課
(2) 施行区域内に介在する国土交通省所管国有財産の取扱いについては、市及び県と協議すること。	法令基準	1のその他の(2)に同じ。	建設課 都市計画課
(3) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。	(法令基準)	1のその他の(3)に同じ。	都市計画課
(4) 施行区域内に農地が含まれる場合は、その農地の部分については、原則として土地のみの分譲を行わないこと。	法令基準	1のその他の(4)に同じ。	農林課
(5) 事業計画の策定に当たっては、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会とその取扱いについて協議すること。	法令基準	1のその他の(5)に同じ。	社会教育課
(6) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。	法令基準	1のその他の(6)に同じ。	社会教育課
(7) 事業実施に際し、予想される周辺地域への騒音、振動その他の建築公害に	行政指導	1のその他の(7)に同じ。	環境推進課 都市計画課

ついて、事前に十分な対策がなされていること。			
------------------------	--	--	--

6 ゴルフ場の建設の用に供する目的で行う土地利用事業

1 施行区域の面積が10ヘクタール以上のゴルフ場であって、ホール数が18ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホールの数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が、100メートル以上のもの又は施行区域の面積が10ヘクタール以上のゴルフ場であって、ホールの数が9以上であり、かつ、ホールの平均距離が概ね150メートル以上のものの建設の用に供する目的で行う土地利用事業は、次に掲げる要件を満たしている計画に限る。

ア 菊川市総合計画及び国土利用計画菊川市計画に位置付けられていること。

イ 地域の産業の発展、新たな産業の誘引、雇用の場の確保、地域の文化及びスポーツの振興等地域の振興を図るために必要と認められるものであること。

ウ 施行区域及びその周辺地域を含む防災対策並びに自然環境及び生活環境の保全について、十分配慮されているものであること。

エ 農薬の使用に関する指導要領等の遵守及び環境保全に関する協定の締結について、十分配慮されているものであること。

オ 事業の実施が事業計画、資金計画並びに事業者の資力及び信用から判断して確実と認められるものであること。

2 ゴルフ場の建設の用に供する土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。

ただし、1の規定が適用されるゴルフ場以外のゴルフ場については、同表自然環境の項個別基準の欄(4)から(8)までの規定及び(9)の後段の規定は、適用しない。

(環境)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	1の環境の(1)に同じ。	環境推進課 都市計画課
(2) 施行区域に自然公園の第3種特別地域を含む場合には、これらの地域については、原則として土地の形状の変更を行わないこと。	法令基準	自然公園法第20条、 国審査指針、静岡県 立自然公園条例第19 条、県許可基準規則	商工観光課
(3) 施行区域に自然公園の普通地域を含む場合には、施行区域の面積に対する自然樹林地の面積の割合を70パーセント以下とすること等国立公園普通地域	行政指導	国立公園普通地域に おけるゴルフ場造成 計画に対する指導指 針、県立自然公園普	商工観光課

におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針（平成2年6月1日付け環自第343号環境庁自然保護局長通知）及び県立自然公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針（平成2年8月8日付け自然第237号静岡県知事通知）によること。		通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針	
(4) 施行区域に優良農地が含まれる場合は、施行区域の面積に対する優良農地の面積の割合が50パーセント未満であること。	法令基準	農地法第5条、農地転用許可基準の制定について	農林課
(5) ゴルフ場相互の間隔は、原則として水平距離で1キロメートル以上とすること。	行政指導		都市計画課
(6) 各ホールの間隔は、原則として30メートル以上とすること。	行政指導	(注) 自然公園区域にあつては(2)又は(3)、(8)によること。	都市計画課 商工観光課
(7) 既存の自然地形及び植生は、原則として各ホール間には幅20メートル以上、周辺部には幅30メートル以上配置し、保存すること。	行政指導		
(8) 施行区域内の森林を転用する場合は、原則として各ホール間に幅30メートル以上の森林を残置し、又は造成すること。この場合において、残置する森林は、原則として幅20メートル以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、県審査基準	農林課
(9) 施行区域内の森林を転用する場合は、原則として周辺部に幅30メートル以上の森林を残置し、又は造成すること。この場合において、残置する森林は、原則として幅20メートル以上とすること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、県審査基準	農林課
(10) 施行区域内の森林を転用する場合における施行区域内の森林面積に対する残置し、又は造成する森林の面積の割合は、原則として50パーセント以上とすること。この場合において施行区	法令基準	3の環境の(4)に同じ。	農林課

域内の森林面積に対する残置する森林の面積の割合は、40パーセント以上とすること。			
(11) 現況地盤の勾配が30度以上である施行区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。ただし、公共施設を設置するため、又は突出状の土地について防災上の安全を図るために行う必要最小限の造成については、この限りでない。	行政指導		都市計画課
(12) 開発率は、原則として50パーセント以下とすること。ただし、防災上又は環境保全上現状のまま存置することが適当でない認められる荒地その他の土地を緑化するために造成する場合は、当該造成地の面積は、現状の地形を変更する土地の面積に算入しない。	行政指導		都市計画課
(13) 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。	行政指導		農林課
(14) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。 ア 自然環境の保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。 イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講じられていること。 ウ 植栽は、次により行うこと。 (ア) 施行区域内の表土を活用すること。 (イ) 現存樹木を移植し、活用すること。 (ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。 (エ) 野鳥及び小動物のための結実花	(法令基準)	1の環境の(8)に同じ。	環境推進課 農林課 商工観光課 都市計画課

木（誘鳥木）を植栽すること。 エ 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。			
(15) 自然公園の特別地域との境界から原則として50メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。	行政指導		商工観光課
(16) 残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全、防災及び交通安全について十分配慮した処置方法を明示すること。	(法令基準)	1の環境の(15)に同じ。	農林課 都市計画課
(17) 施行区域のうち、森林の区域並びにコース、クラブハウス、駐車場、管理道路、管理施設、公共施設及び公益的施設に利用する区域以外の区域についても、積極的に緑化を図ること。	行政指導		都市計画課
(18) 施行区域内に残置し、又は造成する森林については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該森林の維持管理について支障のないよう処置すること。	法令基準	1の環境の(20)に同じ。	農林課

(生活環境)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 水資源の確保を図るため、浸透施設の設置等により地下水のかん養機能の確保に配慮すること。	(法令基準)	1の環境の(9)に同じ。	農林課 都市計画課
(2) 施行区域が県道以上の道路に接する部分にあっては、当該道路の側端から幅員10メートル以上の緩衝緑地を設置すること。	行政指導		都市計画課
(3) 建築物の高さは、地盤面から15メートル以下とすること。ただし、当該地域の風致景観に著しい支障がないと認められる場合は、この限りでない。	行政指導		都市計画課
(4) 河川が汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、原則として利害関係者の同意等が得られていること。	行政指導		都市計画課

(5) 消火栓、防火水槽等火災防備のための施設については、消防水利の基準に適合していること。	法令基準	1の環境の(19)に同じ。	消防本部 都市計画課
(6) 市及び地元の関係団体等との環境保全に関する協定の締結に努めること。	行政指導	静岡県生活環境の保全等に関する条例第3条第3項	環境推進課
(7) 県が実施する水質調査及び環境保全に関する協定に基づき県又は市等が実施する立入調査、水質調査等に協力すること。	行政指導	静岡県生活環境の保全等に関する条例第3条第3項	環境推進課

(農薬)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) ゴルフ場において病虫害等の防除のために使用する農薬の適正な使用を確保するため、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領（平成2年6月25日付け農技第250号静岡県知事通知）、ゴルフ場における農薬の安全使用指針（平成5年3月1日付け農技第950号静岡県農政部長通知）及びゴルフ場における農薬使用基準（平成5年2月4日農技第880号静岡県農政部長通知）を遵守すること。	行政指導	農薬取締法、静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領、ゴルフ場における農薬の安全使用指針、ゴルフ場における農薬使用基準	農林課

(施設)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 水道施設の設置については、市と協議し、給水量及び維持管理の方法等が明確にされていること。なお、上水道使用計画書を提出し、給水承認を受けること。	(法令基準)	1の施設の(3)に同じ。	水道課
(2) 排水については、自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。	(法令基準)	1の施設の(4)に同じ。	農林課 都市計画課
(3) 施行区域内で発生するごみは、原則として事業者の責任において適正に処理すること。	法令基準	4の施設の(5)に同じ。	環境推進課
(4) 汚水処理施設を設置する場合は、次によること。	(法令基準)	1の施設の(6)に同じ。	環境推進課 農林課

<p>ア 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は、原則として公共下水道共用開始区域内については、排水設備（污水管・污水ます等）を設置しそれ以外は合併処理方式によること。なお、集中合併処理方式とする場合は、流量変動に対処しうるよう配慮し、受益者等で組織する団体で管理できるものとする。</p> <p>イ 排出水は、原則として用水路に流さないこと。</p>			都市計画課 下水道課
<p>(5) 市に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないように措置すること。</p>	行政指導		都市計画課
<p>(6) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止と対策に留意するとともに、公害防止を積極的に図るための処置を講ずること。</p>	行政指導	4の施設の(2)に同じ。	環境推進課

(防災)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
<p>(1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川又は水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川又は水路の新設又は改修をすることとし、新設又は改修の規模については、別途河川管理者と協議すること。</p>	(法令基準)	1の防災の(1)及び(2)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
<p>(2) (1)による河川又は水路の新設又は改修ができない場合は、別記1（流量計算：調整池設計基準）による調整池を設置すること。</p>	(法令基準)		
<p>(3) 調整池を設置する場合において、下流の河川又は水路の流下能力が1年確率降雨量に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。</p>	(法令基準)	1の防災の(3)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
<p>(4) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に適合し</p>	法令基準	1の防災の(4)に同じ。	農林課 建設課

たものであること。			都市計画課
(5) 施行区域又はその周辺若しくは下流の土地に湛水地域がある場合は、事業の施行により施行区域の周辺若しくは下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。	(法令基準)	1の防災の(5)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(6) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。	(法令基準)	1の防災の(6)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(7) 排水路は、原則として開渠とすること。ただし、次のいずれにも該当する場合において、河川管理者がやむを得ないと認めるときは、暗渠とすることができる。 ア 当該暗渠の流域面積は、原則として10ヘクタール以下であること。 イ アの流域に、原則として施行区域外の流域を含まないこと。 ウ 流木等の除去作業が容易な断面の構造とし、当該断面に確保できる最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。	(法令基準)	1の防災の(7)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(8) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止施設は、原則として砂防堰堤とすること。この流出土砂量の算出及び施設の構造は、別記2(流出土砂：砂防施設設計基準)によるものであること。ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈砂地とすることができる。	(法令基準)	1の防災の(8)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(9) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以下とすること。	(法令基準)	1の防災の(9)に同じ。	建設課 都市計画課
(10) 盛土の法長が20メートル以上となる場合は、原則として法長の3分の1以上を擁壁、法枠等の永久構造物により被覆すること。	(法令基準)	1の防災の(10)に同じ。	建設課 都市計画課

(道路)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 施行区域外の接続道路の幅員は、都市計画法に定める開発許可の基準によること。	行政指導		建設課 都市計画課
(2) 施行区域内の道路については、その帰属及び管理に関して、市と協議すること。ただし、認定道路となるものについては、その構造が原則として道路構造令に適合したものであること。	(法令基準)	1の道路の(2)に同じ。	建設課 都市計画課
(3) 幹線道路を施行区域外の認定道路に取り付ける場合は、道路管理者と協議すること。この場合において、取り付け箇所の構造は、道路構造令に適合したものであること。	法令基準	1の道路の(3)に同じ。	建設課 都市計画課
(4) 施行区域外の認定道路と施行区域内の道路との交差点の間隔は、交通処理に支障のない距離を確保すること。	法令基準	1の道路の(4)に同じ。	建設課 都市計画課
(5) 幹線道路が日交通量2,000台以上の施行区域外の認定道路に接続する場合は、当該認定道路に右折車線を設置し、かつ、必要がある場合においては、信号機を取り付けること。	法令基準	1の道路の(5)に同じ。	建設課 都市計画課
(6) 施行区域内の汚水、雨水、土砂等が施行区域外の認定道路の側溝等に流入しないよう処置すること。	(法令基準)	1の道路の(6)に同じ。	建設課 都市計画課
(7) 道路の法面又は道路と接する法面は、地質等を考慮した安全な構造とすること。	法令基準	1の道路の(7)に同じ。	建設課 都市計画課
(8) 打球が飛来することにより道路交通に支障を及ぼすおそれがある場合には、防球ネット等を設置すること。	法令基準	道路法第43条	建設課 都市計画課

(その他)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許	(法令基準)	1のその他の(1)に同じ。	都市計画課

可基準及び宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。			
(2) 施行区域内に介在する国土交通省所管国有財産の取扱いについては、市及び県と協議すること。	法令基準	1のその他の(2)に同じ。	建設課 都市計画課
(3) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。	(法令基準)	1のその他の(3)に同じ。	都市計画課
(4) 事業計画の策定に当たっては、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会とその取扱いについて協議すること。	法令基準	1のその他の(5)に同じ。	社会教育課
(5) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。	法令基準	1のその他の(6)に同じ。	社会教育課
(6) 事業実施に際し、予想される周辺地域への騒音、振動その他の建築公害について、事前に十分な対策がなされていること。	行政指導	1のその他の(7)に同じ。	環境推進課 都市計画課
(7) 事業者は、施行区域についてあらかじめ市と公害防止協定等の締結について協議すること。	行政指導	4のその他の(7)に同じ。	環境推進課 都市計画課

7 墓園の建設の用に供する目的で行う土地利用事業

墓園の建設の用に供する目的で行う土地利用事業は、市の総合的な土地利用計画に基づき、静寂な環境に配慮して施行するものとし、かつ、墓園の諸施設は、周囲に及ぼす影響を考慮し、風致美観に留意して計画するものとし、その個別基準は、次の表のとおりとする。

(環境)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における	行政指導	1の環境の(1)に同じ。	環境推進課 都市計画課

自然環境の特性に十分配慮すること。			
(2) 現況地盤の勾配が30度以上である施行区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。ただし、公共施設を設置するため、又は突出状の土地について防災上の安全を図るために行う必要最小限の造成については、この限りでない。	行政指導	1の環境の(2)に同じ。	都市計画課
(3) 施行区域内の森林を転用する場合における施行区域内の森林面積に対する残置し、又は造成する森林の面積の割合は、原則として50パーセント以上とすること。この場合において、施行区域内の森林面積に対する残置する森林の面積の割合は、40パーセント以上とすること。	法令基準	3の環境の(4)に同じ。	農林課
(4) 施行区域内の森林を転用する場合は、周辺部に原則として幅30メートル以上の森林を残置し、又は造成すること。	法令基準	1の環境の(6)に同じ。	農林課
(5) 施行区域内の森林を転用する場合は、開発行為に係る1箇所当たりの面積は、概ね5ヘクタール以下とし、施行区域内にこれを複数造成するときは、その間に原則として幅30メートル以上の森林を残置し、又は造成すること。	法令基準	4の環境の(4)に同じ。	農林課
(6) 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。	行政指導	1の環境の(7)に同じ。	農林課
(7) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。 ア 自然環境の保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。 イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地	(法令基準)	1の環境の(8)に同じ。	環境推進課 農林課 商工観光課 都市計画課

<p>について保全措置が講じられていること。</p> <p>ウ 植栽は、次により行うこと。</p> <p>(ア) 施行区域内の表土を活用すること。</p> <p>(イ) 現存樹木を移植し、活用すること。</p> <p>(ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。</p> <p>(エ) 野鳥及び小動物のための結実花木（誘鳥木）を植栽すること。</p> <p>エ 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。</p>			
(8) 水資源の確保を図るため、浸透施設の設置等により地下水のかん養機能の保持に配慮すること。	(法令基準)	1の環境の(9)に同じ。	農林課 都市計画課
(9) 幹線道路の両側には、3メートル以上の緑地帯を設置し、かつ、高木樹種を植栽すること。	行政指導		都市計画課
(10) 施行区域が県道以上の道路に接する部分にあっては、当該道路の側端から幅員10メートル以上の緩衝緑地を設置すること。	行政指導		都市計画課
(11) 稜線が施行区域に接し、又は含まれる場合には、原則として稜線から水平距離で20メートル以上を自然地として保存すること。	行政指導		都市計画課
(12) 残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全、防災及び交通安全について十分配慮した処置方法を明示すること。	(法令基準)	1の環境の(15)に同じ。	農林課 都市計画課
(13) 施行区域の面積に対する墓所の面積の割合は、3分の1以下とすること。	法令基準	菊川市墓地、埋葬等に関する規則（平成19年菊川市規則第60号）第8条	環境推進課
(14) 周辺部には、かん木等を配置した適切な緑地帯を設け、墓園内には、緑地	法令基準	菊川市墓地、埋葬等に関する規則第8条	環境推進課

を適正に配置すること。			
(15) 建築物は、原則として2階建て以下とし、地盤面から10メートル以下の高さとする。	(法令基準)	1の環境の(16)に同じ。	都市計画課 商工観光課
(16) 河川が汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、原則として利害関係者の同意等が得られていること。	行政指導	1の環境の(18)に同じ。	都市計画課
(17) 消火栓、防火水槽等火災防備のための施設については、消防水利の基準に適合していること。	法令基準	1の環境の(19)に同じ。	消防本部 都市計画課
(18) 施行区域内に残置し、又は造成する森林については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該森林の維持管理について支障のないよう処置すること。	法令基準	1の環境の(20)に同じ。	農林課

(施設)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 墓所の1区画当たりの面積は、3平方メートル以上とすること。	法令基準	菊川市墓地、埋葬等に関する規則第8条	環境推進課
(2) 管理事務所、便所及び駐車場を設けること。ただし、周囲の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。	法令基準	菊川市墓地、埋葬等に関する規則第8条	環境推進課
(3) 水道施設の設置については、市と協議し、給水量及び維持管理の方法等が明確にされていること。なお、上水道使用計画書を提出し、給水承認を受けること。	(法令基準)	1の施設の(3)に同じ。	水道課
(4) 排水については、自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。	(法令基準)	1の施設の(4)に同じ。	農林課 都市計画課
(5) 施行区域内で発生するごみは、原則として事業者の責任において適正に処理すること。	法令基準	4の施設の(5)に同じ。	環境推進課
(6) 汚水処理施設を設置する場合は、次によること。	(法令基準)	1の施設の(6)に同じ。	環境推進課 農林課

<p>ア 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は、原則として公共下水道共用開始区域内については、排水設備（污水管・污水ます等）を設置しそれ以外は合併処理方式によること。なお、集中合併処理方式とする場合は、流量変動に対処しうるよう配慮し、受益者等で組織する団体で管理できるものとする。</p> <p>イ 排出水は、原則として用水路に流さないこと。</p>			<p>都市計画課 下水道課</p>
<p>(7) 市に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないように措置すること。</p>	<p>行政指導</p>		<p>都市計画課</p>

(防災)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
<p>(1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川又は水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川又は水路の新設又は改修をすることとし、新設又は改修の規模については、別途河川管理者と協議すること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の防災の(1)及び(2)に同じ。</p>	<p>農林課 建設課 都市計画課</p>
<p>(2) (1)による河川又は水路の新設又は改修ができない場合は、別記1（流量計算：調整池設計基準）による調整池を設置すること。</p>	<p>(法令基準)</p>		
<p>(3) 調整池を設置する場合において、下流の河川又は水路の流下能力が1年確率降雨量に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の防災の(3)に同じ。</p>	<p>農林課 建設課 都市計画課</p>
<p>(4) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に適合したものであること。</p>	<p>法令基準</p>	<p>1の防災の(4)に同じ。</p>	<p>農林課 建設課 都市計画課</p>
<p>(5) 施行区域又はその周辺若しくは下流の土地に湛水地域がある場合は、事業</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1の防災の(5)に同じ。</p>	<p>農林課 建設課</p>

の施行により施行区域の周辺若しくは下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。			都市計画課
(6) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。	(法令基準)	1の防災の(6)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(7) 排水路は、原則として開渠とすること。ただし、次のいずれにも該当する場合において、河川管理者がやむを得ないと認めるときは、暗渠とすることができる。 ア 当該暗渠の流域面積は、原則として10ヘクタール以下であること。 イ アの流域に、原則として施行区域外の流域を含まないこと。 ウ 流木等の除去作業が容易な断面の構造とし、当該断面に確保できる最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。	(法令基準)	1の防災の(7)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(8) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止施設は、原則として砂防堰堤とすること。この流出土砂量の算出及び施設の構造は、別記2(流出土砂：砂防施設設計基準)によるものであること。ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈砂地とすることができる。	(法令基準)	1の防災の(8)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(9) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以下とすること。	(法令基準)	1の防災の(9)に同じ。	建設課 都市計画課
(10) 盛土の法長が20メートル以上となる場合は、原則として法長の3分の1以上を擁壁、法枠等の永久構造物により被覆すること。	(法令基準)	1の防災の(10)に同じ。	建設課 都市計画課

(道路)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 施行区域外の接続道路の幅員は、都市計画法に定める開発許可の基準によること。ただし、3,000平方メートル未	行政指導	3の道路の(1)に同じ。	建設課 都市計画課

満の土地利用事業にあつては、4メートル以上とすること。			
(2) 施行区域内の道路については、その帰属及び管理に関して、市と協議すること。ただし、認定道路となるものについては、その構造が原則として道路構造令に適合したものであること。	(法令基準)	1の道路の(2)に同じ。	建設課 都市計画課
(3) 幹線道路を施行区域外の認定道路に取り付ける場合は、道路管理者と協議すること。この場合において、取り付け箇所の構造は、道路構造令に適合したものであること。	法令基準	1の道路の(3)に同じ。	建設課 都市計画課
(4) 施行区域外の認定道路と施行区域内の道路との交差点の間隔は、交通処理に支障のない距離を確保すること。	法令基準	1の道路の(4)に同じ。	建設課 都市計画課
(5) 幹線道路が日交通量2,000台以上の施行区域外の認定道路に接続する場合は、当該認定道路に右折車線を設置し、かつ、必要がある場合においては、信号機を取り付けること。	法令基準	1の道路の(5)に同じ。	建設課 都市計画課
(6) 施行区域内の汚水、雨水、土砂等が施行区域外の認定道路の側溝等に流入しないよう処置すること。	(法令基準)	1の道路の(6)に同じ。	建設課 都市計画課
(7) 道路の法面又は道路と接する法面は、地質等を考慮した安全な構造とすること。	法令基準	1の道路の(7)に同じ。	建設課 都市計画課
(8) 幹線道路は、原則として、大型車が通行可能な建築基準法第42条第1項各号に掲げる道路に接続し、行き止まりにならないものとするとともに、背後地への通行が可能になるよう処置されていること。	(法令基準)	都市計画法施行令第25条第1号、都市計画法施行規則第24条第5号	建設課 都市計画課
(9) 墓園内には、個々の墓所に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路を設けること。ただし、構造設備が特殊であり必要がないと認められる場合は、この限りでない。	法令基準	菊川市墓地、埋葬等に関する規則第8条	環境推進課

--	--	--	--

(その他)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。	(法令基準)	1のその他の(1)に同じ。	都市計画課
(2) 施行区域内に介在する国土交通省所管国有財産の取扱いについては、市及び県と協議すること。	法令基準	1のその他の(2)に同じ。	建設課 都市計画課
(3) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。	(法令基準)	1のその他の(3)に同じ。	都市計画課
(4) 事業計画の策定に当たっては、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会とその取扱いについて協議すること。	法令基準	1のその他の(5)に同じ。	社会教育課
(5) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。	法令基準	1のその他の(6)に同じ。	社会教育課
(6) 事業実施に際し、予想される周辺地域への騒音、振動その他の建築公害について、事前に十分な対策がなされていること。	行政指導		環境推進課 都市計画課

8 リゾート関連施設等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業

リゾート関連施設（スポーツ、レクリエーション施設、保養施設等の複合的な施設をいう。）、遊戯施設及びゴルフの打放し練習場（以下「ゴルフ練習場」という。）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。

(環境)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
------	----	-------	------

(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	1の環境の(1)に同じ。	環境推進課 都市計画課
(2) ゴルフ練習場の建設に係る施行区域に自然公園の第3種特別地域を含む場合には、これらの地域については、原則として土地の形状の変更を行わないこと。	行政指導		商工観光課
(3) ゴルフ練習場の建設に係る施行区域に優良農地が含まれる場合は、施行区域の面積に対する優良農地の面積の割合は、50パーセント未満であること。	法令基準	6の環境の(4)に同じ。	農林課
(4) 現況地盤の勾配が30度以上である施行区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。ただし、公共施設を設置するため、又は突出状の土地について防災上の安全を図るために行う必要最小限の造成については、この限りでない。	行政指導	1の環境の(2)に同じ。	都市計画課
(5) 開発率は、原則として50パーセント以下とすること。ただし、防災上又は環境保全上現状のまま存置することが適当でないと認められる荒地その他の土地を緑化するために造成する場合は、当該造成地の面積は、現状の地形を変更する土地の面積に算入しない。	行政指導		都市計画課
(6) 施行区域内の森林を転用する場合には、施行区域内の森林面積に対する残置し、又は造成する森林の面積の割合は、原則として50パーセント以上とすること。この場合において、施行区域内の森林面積に対する残置する森林の面積の割合は、40パーセント以上とすること。	法令基準	3の環境の(4)に同じ。	農林課

<p>(7) 施行区域内の森林を転用する場合は、周辺部に原則として幅30メートル以上の森林を残置し、又は造成すること。</p>	<p>法令基準</p>	<p>1 の環境の (6) に同じ。</p>	<p>農林課</p>
<p>(8) 施行区域内の森林を転用する場合は、開発行為に係る1箇所当たりの面積は、概ね5ヘクタール以下とし、施行区域内にこれを複数造成するときは、その間に原則として幅30メートル以上の森林を残置し、又は造成すること。</p>	<p>法令基準</p>	<p>4 の環境の (4) に同じ。</p>	<p>農林課</p>
<p>(9) 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。</p>	<p>行政指導</p>	<p>1 の環境の (7) に同じ。</p>	<p>農林課</p>
<p>(10) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。</p> <p>ア 自然環境の保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。</p> <p>イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講じられていること。</p> <p>ウ 植栽は、次により行うこと。</p> <p>(ア) 施行区域内の表土を活用すること。</p> <p>(イ) 現存樹木を移植し、活用すること。</p> <p>(ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。</p> <p>(エ) 野鳥及び小動物のための結実花木（誘鳥木）を植栽すること。</p> <p>エ 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。</p>	<p>(法令基準)</p>	<p>1 の環境の (8) に同じ。</p>	<p>環境推進課 農林課 商工観光課 都市計画課</p>

(11) 水資源の確保を図るため、浸透施設の設置等により地下水のかん養機能の保持に配慮すること。	(法令基準)	1の環境の(9)に同じ。	農林課 都市計画課
(12) 稜線が施行区域に接し、又は含まれる場合には、原則として稜線から水平距離で20メートル以上を自然地として保存すること。	行政指導		都市計画課
(13) 自然公園の特別地域にあっては、原則として土地の地形勾配が30パーセント(17度弱)を超える部分及び公園事業としての道路その他主として公園の利用に供せられる道路の路肩から20メートルの部分、緑地として保存されていること。	法令基準	1の環境の(13)に同じ。	商工観光課
(14) 自然公園の特別地域における分譲地にあっては、(13)の緑地以外に施行区域の面積の10パーセント以上が緑地として保存されていること。	法令基準	1の環境の(14)に同じ。	商工観光課
(15) 残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全、防災及び交通安全について十分配慮した処置方法を明示すること。	(法令基準)	1の環境の(15)に同じ。	農林課 都市計画課
(16) 建築物の高さは、次によること。 ア 地盤面から15メートル以下とし、かつ、4階建て以下とすること。ただし、当該地域の風致景観に著しい支障がないと認められる場合は、この限りでない。 イ 県立自然公園の第3種特別地域にあっては地盤面から13メートル以下とすること。	(法令基準)	3の環境の(14)に同じ。	都市計画課 商工観光課
(17) 河川が汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、原則として利害関係者の同意等が得られていること。	行政指導		都市計画課

(18) 消火栓、防火水槽等火災防備のための施設については、消防水利の基準に適合していること。	法令基準	1の環境の(19)に同じ。	消防本部 都市計画課
(19) 施行区域内に残置し、又は造成する森林については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該森林の維持管理について支障のないよう処置すること。	法令基準	1の環境の(20)に同じ。	農林課

(施設)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 公園、緑地又は広場の面積の合計は、施行区域の面積の3パーセント以上とすること。なお、都市計画法に定める開発許可を要さない地域にあつては、同法の緑地基準を準用するものとする。	行政指導		都市計画課 財政課
(2) 水道施設の設置については、市と協議し、給水量及び維持管理の方法等が明確にされていること。なお、上水道使用計画書を提出し、給水承認を受けること。	(法令基準)	1の施設の(3)に同じ。	水道課
(3) 排水については、自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。	(法令基準)	1の施設の(4)に同じ。	農林課 都市計画課
(4) 施行区域内で発生するごみは、原則として事業者の責任において適正に処理すること。	法令基準	4の施設の(5)に同じ。	環境推進課
(5) 汚水処理施設を設置する場合は、次によること。 ア 施行区域内のし尿及び生活雑排水の処理は、原則として公共下水道共用開始区域内については、排水設備(污水管・污水ます等)を設置しそれ以外は合併処理方式によること。 なお、集中合併処理方式とする場合は、流量変動に対処しうるよう配慮	(法令基準)	1の施設の(6)に同じ。	環境推進課 農林課 都市計画課 下水道課

し、受益者等で組織する団体に管理できるものとする。 イ 排水は、原則として用水路に流さないこと。			
(6) 市に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないように措置すること。	行政指導	1の施設の(7)に同じ。	都市計画課
(7) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止と対策に留意するとともに、公害防止を積極的に図るための処置を講ずること。	行政指導	4の施設の(2)に同じ。	環境推進課

(防災)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川又は水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川又は水路の新設又は改修をすることとし、新設又は改修の規模については、別途河川管理者と協議すること。	(法令基準)	1の防災の(1)及び(2)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(2) (1)による河川又は水路の新設又は改修ができない場合は、別記1(流量計算：調整池設計基準)による調整池を設置すること。	(法令基準)		
(3) 調整池を設置する場合において、下流の河川又は水路の流下能力が1年確率降雨量に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。	(法令基準)	1の防災の(3)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(4) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に適合したものであること。	法令基準	1の防災の(4)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(5) 施行区域又はその周辺若しくは下流の土地に湛水地域がある場合は、事業	(法令基準)	1の防災の(5)に同じ。	農林課 建設課

の施行により施行区域の周辺若しくは下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。			都市計画課
(6) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。	(法令基準)	1の防災の(6)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(7) 排水路は、原則として開渠とすること。ただし、次のいずれにも該当する場合において、河川管理者がやむを得ないと認めるときは、暗渠とすることができる。 ア 当該暗渠の流域面積は、原則として10ヘクタール以下であること。 イ アの流域に、原則として施行区域外の流域を含まないこと。 ウ 流木等の除去作業が容易な断面の構造とし、当該断面に確保できる最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。	(法令基準)	1の防災の(7)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(8) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止施設は、原則として砂防堰堤とすること。この流出土砂量の算出及び施設の構造は、別記2(流出土砂：砂防施設設計基準)によるものであること。ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈砂地とすることができる。	(法令基準)	1の防災の(8)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(9) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以下とすること。	(法令基準)	1の防災の(9)に同じ。	建設課 都市計画課
(10) 盛土の法長が20メートル以上となる場合は、原則として法長の3分の1以上を擁壁、法枠等の永久構造物により被覆すること。	(法令基準)	1の防災の(10)に同じ。	建設課 都市計画課

(道路)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 施行区域外の接続道路の幅員は、	行政指導	3の道路の(1)に同じ。	建設課

都市計画法に定める開発許可の基準によること。ただし、3,000平方メートル未満の土地利用事業にあつては、4メートル以上とすること。		じ。	都市計画課
(2) 施行区域内の道路については、その帰属及び管理に関して、市と協議すること。ただし、認定道路となるものについては、その構造が原則として道路構造令に適合したものであること。	(法令基準)	1の道路の(2)に同じ。	建設課 都市計画課
(3) 幹線道路を施行区域外の認定道路に取り付ける場合は、道路管理者と協議すること。この場合において、取り付け箇所の構造は、道路構造令に適合したものであること。	法令基準	1の道路の(3)に同じ。	建設課 都市計画課
(4) 施行区域外の認定道路と施行区域内の道路との交差点の間隔は、交通処理に支障のない距離を確保すること。	法令基準	1の道路の(4)に同じ。	建設課 都市計画課
(5) 幹線道路が日交通量2,000台以上の施行区域外の認定道路に接続する場合は、当該認定道路に右折車線を設置し、かつ、必要がある場合においては、信号機を取り付けること。	法令基準	1の道路の(5)に同じ。	建設課 都市計画課
(6) 施行区域内の汚水、雨水、土砂等が施行区域外の認定道路の側溝等に流入しないよう処置すること。	(法令基準)	1の道路の(6)に同じ。	建設課 都市計画課
(7) 道路の法面又は道路と接する法面は、地質等を考慮した安全な構造とすること。	法令基準	1の道路の(7)に同じ。	建設課 都市計画課
(8) 打球が飛来することにより道路交通に支障を及ぼすおそれがある場合は、防球ネット等を設置すること。	法令基準	6の道路の(8)に同じ。	建設課 都市計画課

(その他)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。	(法令基準)	1のその他の(1)に同じ。	都市計画課

(2) 施行区域内に介在する国土交通省所管国有財産の取扱いについては、市及び県と協議すること。	法令基準	1のその他の(2)に同じ。	建設課 都市計画課
(3) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。	(法令基準)	1のその他の(3)に同じ。	都市計画課
(4) 事業計画の策定に当たっては、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会とその取扱いについて協議すること。	法令基準	1のその他の(5)に同じ。	社会教育課
(5) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。	法令基準	1のその他の(6)に同じ。	社会教育課
(6) 事業実施に際し、予想される周辺地域への騒音、振動その他の建築公害について、事前に十分な対策がなされていること。	行政指導	1のその他の(7)に同じ。	環境推進課 都市計画課
(7) 事業者は、施行区域についてあらかじめ市と公害防止協定等の締結について協議すること。	行政指導	4のその他の(7)に同じ。	環境推進課 都市計画課

- 9 砂利及び岩石採取並びに盛土等の事業の用に供する目的で行う土地利用事業
砂利及び岩石採取並びに盛土等の事業の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。

(環境)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	1の環境の(1)に同じ。	環境推進課 都市計画課
(2) 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。	行政指導	1の環境の(7)に同じ。	農林課
(3) 土石採取によって生じる捨土等は、適切な場所を選定し、自然環境の保全	(法令基準)	森林法第10条の2第2項第1号、県審査	農林課 都市計画課

に影響を与えないよう処理すること。		基準	
(4) 植栽は、次により行うこと。 ア 施行区域内の表土を活用すること。なお、表土の活用が不可能な場合は、植栽地の土壌条件を考慮して、土壌改良及び施肥を行うこと。 イ 現存樹木を移植し、活用すること。 ウ 環境に適合した樹種を選定すること。	(法令基準)	1の環境の(8)に同じ。	環境推進課 農林課 商工観光課 都市計画課
(5) 緑化は、小段に低木等を植栽し、法面に種子吹付け、張芝、筋芝等を施すなど、現地に適した工法により緑化修景を図ること。なお、法面が硬岩等のため、種子吹付け等によることが不可能な場合は、ツタ等により緑化を図ること。	(法令基準)	採石技術指導指針(昭和54年資庁第12437号)、砂利採取計画認可準則(昭和43年化局第491号建設省河政発第99号)、緑化の手引	都市計画課
(6) 自然破壊の防止のため、施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該地域に保全処置が講じられていること。	(法令基準)	1の環境の(8)に同じ。	環境推進課 農林課 商工観光課 都市計画課
(7) 残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全、防災及び交通安全について十分配慮した処置方法を明示すること。	(法令基準)	1の環境の(15)に同じ。	農林課 都市計画課
(8) 河川が汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、原則として利害関係者の同意等が得られていること。	行政指導	1の環境の(18)に同じ。	都市計画課

(採取・盛土等)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 山砂利採取の掘削方法は、原則として次によること。 ア 掘削は、階段採掘法、平面採取法によるものとし、すかし掘工法は行わないこと。 イ 法面の勾配は、静岡県土の採取等に関する技術基準附表による安定勾配とすること。	法令基準	砂利採取計画認可準則、静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱(昭和50年施行)	都市計画課

<p>ウ 最終残壁におけるベンチの高さは10メートル以下、小段の幅は2メートル以上、法面の勾配はイの安定勾配とし、必要に応じ法面排水処理施設を設けること。なお、法の直高が50メートルを超えるものについては、中段に法の直高の10分の1以上の幅の小段を設けること。</p>			
<p>(2) 岩石採取の掘削方法は、原則として次によること。 ア 掘削は、階段採掘法、平面採取法によるものとし、すかし掘工法は行わないこと。 イ 法面の勾配は、通商産業省が定める採石技術指導基準によること。 ウ 最終残壁におけるベンチの高さは20メートル以下とし、法面の勾配は平均勾配60度以下とすること。 なお、別記3（岩石採取最終残量の処置）を参照すること。</p>	<p>法令基準</p>	<p>砂利採取計画認可準則、静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱</p>	<p>都市計画課</p>
<p>(3) 砂利等の洗浄に伴う汚濁水の処理方法は、循環方式を原則とし、基準値以上の汚水を公共用水域に排出させないこと。</p>	<p>法令基準</p>	<p>砂利採取計画認可準則、静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱</p>	<p>都市計画課</p>
<p>(4) 砂利等の洗浄に係る取水及び排出処理については、方法、水量及び能力を明示すること。</p>	<p>法令基準</p>	<p>砂利採取計画認可準則、静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱</p>	<p>都市計画課</p>
<p>(5) 廃土処理については、その方法を明確にし、構造物を設置する場合は、それを図示すること。</p>	<p>法令基準</p>	<p>静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱</p>	<p>都市計画課</p>
<p>(6) 盛土又は埋土については、静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則別表第2又は別表第3によること。</p>	<p>法令基準</p>	<p>静岡県盛土等の規制に関する条例</p>	<p>都市計画課</p>
<p>(7) 土採取の平地における最大掘削深は、原則として5メートル以内とすること。ただし、地下水への影響、保安距離、掘削面積、作業中の保安対策、</p>	<p>法令基準</p>	<p>静岡県土採取等規制条例</p>	<p>都市計画課</p>

埋土の確保状況等を検討し、支障がないと認められる場合は、8メートルまでとする。			
---	--	--	--

(防災)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川又は水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川又は水路の新設又は改修をすることとし、新設又は改修の規模については、別途河川管理者と協議すること。	(法令基準)	1の防災の(1)及び(2)に同じ。静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱	農林課 建設課 都市計画課
(2) (1)による河川又は水路の新設又は改修ができない場合は、別記1(流量計算：調整池設計基準)による調整池を設置すること。	(法令基準)		
(3) 調整池を設置する場合において、下流の河川又は水路の流下能力が1年確率降雨量に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。	(法令基準)	1の防災の(3)に同じ。静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱	農林課 建設課 都市計画課
(4) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に適合したものであること。	法令基準	1の防災の(4)に同じ。	農林課 建設課 都市計画課
(5) 土石採取及び盛土等によって生ずる土砂流出の防止は、次によること。 ア 土砂流出防止施設は、沈砂地又は砂防堰堤を設置し、土砂量の算出及び構造は、別記2(流出土砂：砂防施設設計基準)によること。 イ 沈砂地は、調整池の上流に設置すること。 ウ 土砂流出防止施設と調整池は、兼用することができる。	法令基準	静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱、静岡県土採取等規制条例、静岡県盛土等の規制に関する条例	都市計画課
(6) 隣接地との保安距離は、次によること。 ア 土石採取においては、5メートル以上とすること。 イ 盛土については、地形及び周辺の状態を考慮した適切な距離とするこ	法令基準	静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱、静岡県土採取等規制条例、静岡県盛土等の規制に関する条例	都市計画課

と。			
(7) 施行区域内の周囲に設置する柵の種類は、原則として有刺鉄線4段張りとし、高さは1.2メートル以上、杭間隔は1.8メートル以下とすること。なお、隣接地が家屋又は交通量の多い道路等の場合は、板張り等とすること。	法令基準	静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱	都市計画課
(8) 防災工事の完了するまでは、土砂流出等のおそれがないよう、仮設防災等の処置について配慮されていること。	行政指導		都市計画課

(道路)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 施行区域外の接続道路の幅員は、8メートル以上とすること。ただし、3,000平方メートル未満の土地利用事業にあつては、4メートル以上とすること。	行政指導	3の道路の(1)に同じ。	建設課 都市計画課
(2) 施行区域内の道路については、その帰属及び管理に関して、市と協議すること。ただし、認定道路となるものについては、その構造が原則として道路構造令に適合したものであること。	(法令基準)	1の道路の(2)に同じ。	建設課 都市計画課
(3) 幹線道路を施行区域外の認定道路に取り付ける場合は、道路管理者と協議すること。この場合において、取り付け箇所の構造は、道路構造令に適合したものであること。	法令基準	1の道路の(3)に同じ。	建設課 都市計画課
(4) 施行区域外の認定道路と施行区域内の道路との交差点の間隔は、交通処理に支障のない距離を確保すること。	法令基準	1の道路の(4)に同じ。	建設課 都市計画課
(5) 認定道路への取付部の縦断勾配は、延長15メートル以上を2.5パーセント以下とすること。	法令基準	道路法第24条、第30条、道路構造令、静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱	建設課 都市計画課
(6) 施行区域内への車輛の出入りに当たり河川を横断する場合は、原則として橋梁とすること。	法令基準	静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱	建設課 都市計画課

(7) 搬出路には、原則として車輛の付着土砂を取り去る洗車施設を設置し、相当の距離を舗装すること。	法令基準	静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱	都市計画課
(8) 搬出路に使用される道路及びその他の施設を破損したり汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な処置を講ずること。	法令基準	静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱	建設課 都市計画課
(9) 取付道路の日交通量（重交通）が2,000台以上又は特に必要があると認める場合は、原則として右折車線を設置し、必要に応じて信号機等を設置すること。	（法令基準）	1の道路の(5)に同じ。	建設課 都市計画課
(10) 施行区域内の汚水、雨水、土砂等が施行区域外の認定道路の側溝等に流入しないよう処置すること。	（法令基準）	1の道路の(6)に同じ。	建設課 都市計画課

(その他)

個別基準	種別	根拠法令等	担当課名
(1) 事業者は、採取に当たり、あらかじめ市及び地元関係団体と砂利採取事業の運搬及び災害復旧・補償に関する協定を締結すること。	行政指導		都市計画課
(2) 採取跡地に廃棄物を不法に投棄しないこと。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条	環境推進課
(3) 施行区域内に介在する国土交通省所管国有財産の取扱いについては、市及び県と協議すること。	法令基準	1のその他の(2)に同じ。	建設課 都市計画課
(4) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。	（法令基準）	1のその他の(3)に同じ。	都市計画課
(5) 市に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう処置す	行政指導		都市計画課

ること。			
(6) 事業計画の策定に当たっては、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会とその取扱いについて協議すること。	法令基準	1のその他の(5)に同じ。	社会教育課
(7) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。	法令基準	1のその他の(6)に同じ。	社会教育課
(8) 施行区域内で発生するごみは、原則として事業者の責任において適正に処理すること。	法令基準	4の施設の(5)に同じ。	環境推進課
(9) 事業実施に際し、予想される周辺地域への騒音、振動その他の公害について、事前に十分な対策がなされていること。	行政指導	1のその他の(7)に同じ。	環境推進課 都市計画課

10 産業廃棄物処理施設の建設の用に供する目的で行う土地利用事業

産業廃棄物処理施設の建設の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

- (1) 個別基準については、別に定める公害等防止細目書の基準によるものであること。
- (2) 事業者は、別に定める協定書の様式に準じた協定を市と締結しなければならない。
- (3) 原則として市内からの排出した産業廃棄物で別表1に定める品目の廃棄物の処理を目的とする施設について認めることとする。
- (4) 地下水位が高い場合には、承認しないことができる。
- (5) 産業廃棄物処理施設のうち遮断型産業廃棄物最終処分場及び、有害物質（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、有機塩素系化合物）を含むものの中間処理施設は認めないものとする。

別表1 産業廃棄物品目一覧表

	品 目		品 目		品 目
1	燃えがら	5	木くず	9	建設廃材
2	汚泥	6	ゴムくず	10	廃油
3	廃プラスチック	7	金属くず	11	廃酸
4	紙くず	8	鋼さい	12	廃アルカリ

11 その他の施設の建設の用に供する目的で行う土地利用事業

1から10までに掲げる施設以外の施設の建設の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準については、その施設の内容により1から10までに掲げる施設の基準に準ずる。

別記 1

流量計算：調整池設計基準

1 流量計算

ピーク流出量の算定は、次式によること。

$$Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

f ……流出係数（施行区域内は 0.9 を標準とする。）

r ……到達時間内の 1 時間降雨強度

A ……流域面積（ヘクタール）

2 調整池設計基準

(1) 計画基準

ア 調整池の洪水調節方式

調整池の洪水調節方式は、原則として自然法流方式とする。

イ 洪水のピーク流量の算定方法

洪水のピーク流量は、ラショナル式によるものとし、次式により算定する。

$$Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A \text{（前出参照）}$$

ウ 洪水到達時間

ラショナル式に用いる洪水到達時間、洪水時の雨水が流域から河道へ入るまでの時間（流入時間）と流量計算地点まで河道を流れる時間（流下時間）との和とする。

エ 流出係数

流出係数は、開発前の状態については、調整池の計画地点、流域の地被の状況、流域面積の大きさ等を考慮して適切な値を取るものとし、開発後の状態については 0.9 を標準とする。

オ 計画対象降雨

調整池の洪水調節容量を算定するために用いる計画対象降雨については、下表 1 による降雨強度～継続時間曲線（以下「確率降雨強度曲線」という。）によって求める。

カ 洪水調節容量の算定方法

(ア) 施行区域の面積が 0.3 ヘクタール未満の場合

$$V = (r_i \times f_1 - r_c / 2 \times f_2) 2t_i \cdot A \cdot 1/360$$

ここで

V = 必要調整量（立方メートル）

f₁ = 施行後の流出係数（0.9 を標準とする。）

f₂ = 施行前の流出係数（0.6 を標準とする。）

A = 流域面積（ヘクタール）

r_i = 1/7 確率降雨強度（83 ミリメートル/時間）又は 1/50 確率降雨強度（117 ミリメートル/時間）（地方公共団体等が行う土地利用事業については、都市計画法（昭和 43 年法第 100 号）の開発許可による技術基準に準

じるものとし、1/50 確率降雨強度（117 ミリメートル／時間）を適用した調整池を設けること。）

rc = 下流無害流量に対応した降雨強度

ti = 継続時間（15 分）

（例）流域面積が 0.2 ヘクタールのときの調整池容量は、次のとおりである。

（f1=0.9、f2=0.6、rc=22 ミリメートル／時間の場合）

0.2 ヘクタールの場合

$$V = (83 \times 0.9 - 22 / 2 \times 0.6) \times 2 \times 15 \times 60 \times 0.2 \times 1 / 360 = 68.1 \text{ 立方メートル}$$

(イ) 施行区域の面積が 50 ヘクタール未満で到達時間が 30 分以内の場合、洪水規模が年超過確率で 50 分の 1 以下のすべての洪水について施行後における洪水ピーク流量の値を調整池下流の流下能力の値まで調整とした場合の調整池の調整容量は次式で求める。

$$V = (ri \times f1 - rc / 2 \times f2) 2ti \cdot A \cdot 1 / 360$$

ここで

V = 必要調整量（立方メートル）

f1 = 施行後の流出係数（0.9 を標準とする。）

f2 = 施行前の流出係数（0.6 を標準とする。）

A = 流域面積（ヘクタール）

ri = 1/50 確率降雨強度（117 ミリメートル／時間）

rc = 下流無害流量に対応した降雨強度

ti = 継続時間（2 ヘクタール以上は 30 分、2 ヘクタール未満は 15 分）

（例）流域面積が 10 ヘクタール及び 1 ヘクタールのときの調整池容量は、次のとおりである。

（f1=0.9、f2=0.6、rc=22 ミリメートル／時間の場合）

10 ヘクタールの場合

$$V = (117 \times 0.9 - 22 / 2 \times 0.6) \times 2 \times 30 \times 60 \times 10 \times 1 / 360 = 9,870 \text{ 立方メートル}$$

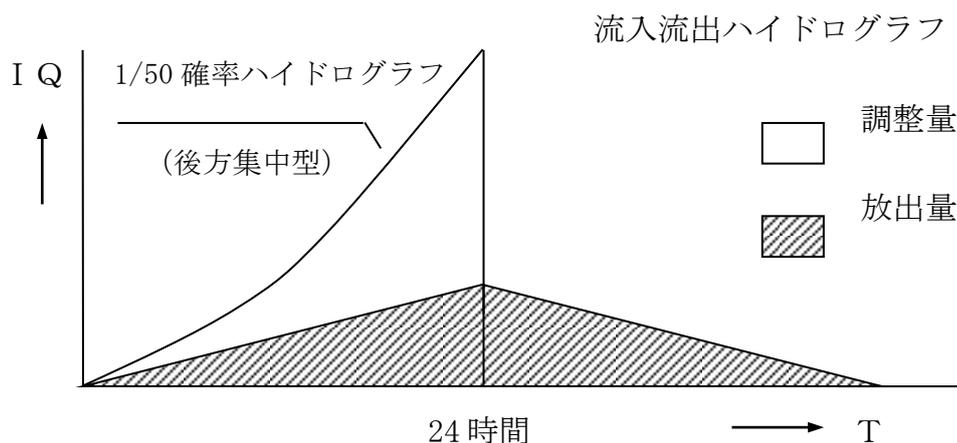
1 ヘクタールの場合

$$V = (117 \times 0.9 - 22 / 2 \times 0.6) \times 2 \times 15 \times 60 \times 1 \times 1 / 360 = 493.5 \text{ 立方メートル}$$

(ウ) (ア)・(イ)以外の大規模土地利用事業（50ヘクタール以上）の場合

洪水規模が年超過確率で50分の1以下のすべての洪水について施行後における洪水のピーク流量の値を調整池下流の流下能力の値まで調節するとした場合の調整容量の算定は、以下の手順によること。

- a 計画降雨波形により調整池に流入するハイドログラフの算出
- b 数種の放流施設を仮定して洪水調整数値計算を行い、下流許容放流量以下に調節し得る放流施設を求める。



キ 設計堆積土砂量

調整池の設計堆積土砂量は、砂防関係設計基準によるものとし、工事施行中の土砂を別途算入するものとする。

(2) 構造基準

原則として、コンクリート構造とするがやむを得ない場合は、フィルタイプダムとする。ただし、施行区域内最終位置の調整池は、コンクリート構造とする。また、設計に当たっては、河川管理施設等構造令、河川砂防技術基準（案）及び防災調整池等技術基準（案）に基づき計画すること。

ア コンクリートダム

(ア) ダムの形式

ダムの形式は、重力式を標準とする。

(イ) ダムの安定

ダムの堤体は、予想される荷重によって滑動し、又は転倒しない構造とする。

(ウ) ダムの基礎地盤

ダムの基礎地盤は、予想される荷重によって滑動、滑り破壊又は浸透破壊が生じないこと。

(エ) 基礎地盤調査

基礎地盤の土質、地層構成等の状態を把握するため、ダム設置位置付近に3箇所以上のボーリングを施さなければならない。ただし、既に調査した資料がある場合は、この限りでない。

- (f) ダムの形状
- a ダムの形状は、ダムの高さ及び基礎地盤の性質を考慮して、滑動や転倒が生じないように決定する。
 - b ダムを設置する基礎地盤面からダムの非越流部天端までの高さは、15メートル未満とする。
- (g) ダムの天端幅
- ダムの天端幅（水通し部の幅）は、ダムの基礎地盤面から非越流部天端までの高さが、5メートル未満の場合は1.5メートル、5メートル以上の場合は2.0メートルを標準とする。
- (h) 余水吐
- a 調整池には、洪水を処理し、貯水位の異常な上昇を防止するため、自由越流式余水吐を設けること。
 - b 余水吐の放流能力は、100年に1回起こるものと算定される当該ダム直上部における流量、又は既に観測された雨量、水位等に基づいて算定された当該ダム直上流部における最大の流量の、いずれか大きいものの1.5倍以上の流量を放流できるものでなければならない。
 - c ダムの非越流部天端高は、bに規定する流量を流下させるのに必要な水位に60センチメートルを加えた高さ以上としなければならない。
- (i) 余水吐の構造等
- 余水吐は、(h)によるほか、次に定める機能及び構造を有するものとする。
- a 流入水路は、平面的に流れが一様で、かつ、流水に乱れを生じないようにするとともに、流木、塵芥等によって閉塞しないような構造とし、土砂の流入又は洗掘を防止するために水路流入部周辺を保護するものとする。
 - b 越流は、自由越流方式とし、ゲートその他放流量を人為的に調節する装置を設けてはならない。
 - c 導流部は、幅が2メートル以上の長方形断面開水路とし、流れが乱れないように線形は直線とし、水路幅の変化又は水路縦断勾配の急変は避ける構造とする。
 - d 余水吐末端の下流水路との接続部には、減勢工を設け、余水吐から放流される流水のエネルギーを減勢処理しなければならない。
 - e 余水吐は、良質な地山地盤上に設置するものとし、不等沈下や浸透流が生じないように施工上十分な処理をしなければならない。
- (j) 放流施設
- 放流施設は、放流管設計流量を安全に処理することができるものとし、次の条件を満たす構造とする。
- a 流入部は、土砂が直接流入しない構造とし、流木、塵芥等によって閉塞しないように考慮しなければならない。
 - b 放流施設には、ゲート、バルブ等の水位、流量を人為的に調節する装置を設けてはならない。
 - c 放流管は、放流管設計流量に関して、のみ口部を除き、自由水面を有する流

れとなる構造とする。

- d 放流管は、地山地盤内に切り込んで設置することを原則とし、外圧や不等沈下に対して十分に耐え、管内からの漏水及び管外の浸透流の発生を防止することができる構造とし、施工上においても十分な処理をしなければならない。

イ フィルタイプダム

(ア) ダムの形式

ダムの形式は、均一型を標準とするが、適当な材料が得られる場合は、ゾーン型としてもよい。

(イ) ダムの安定

フィルタイプダムは、ダムの安定に必要な強度及び水密性を有しなければならない。

(ロ) ダムの基礎地盤

- a ダムの基礎地盤は、ダムの安定性を確保するため、必要な強度及び水密性を有しなければならない。
- b ダムの安定上必要があれば、基礎地盤の処理、十分な排水能力を持ったドレーンの設置等を行わなければならない。

(エ) 基礎地盤調査

基礎地盤の土質、地層構成等の状態を把握するため、ダム設置位置付近に3箇所以上のボーリングを施さなければならない。ただし、既に調査した資料がある場合は、この限りでない。

(オ) ダムの材料

ダムに用いる土質材料は、あらかじめ試験を行い、安定性の高い材料であることを確かめなければならない。

(カ) ダムの形状

- a ダムの形状は、ダムの高さ及び基礎地盤の性質を考慮して、すべりが生じないように決定する。
- b ダムの斜面勾配は、下表2に示す値より緩やかなものとする。ただし、基礎地盤の軟弱な場合には安定計算を行い、安定の検討を行うこと。
- c ダムを設置する基礎地盤面からダムの非越流部天端までの高さは、15メートル未満とする。

(キ) 法面等

- a ダムの上流側法面は、波浪、雨水等により浸食されないように、石張、捨石粗朶張、芝張等の処理を施し、下流側法面は、雨水及び浸透流によって浸食されないよう石張、芝張等の処理を施すこと。
- b ダムの堤頂は、幅4メートル以上とし、表面は浸食等に対して安全なように必要に応じて表面保護の処理を施すこと。
- c ダムの法面には、高さ5メートルごとに幅3メートル以上の小段を設け、排水施設を設置すること。

(ク) 余盛

- a ダムには堤体及び基礎地盤の沈下を見込んで余盛を行うものとする。

b 標準余盛高は、次のとおりとする。

ダムの高さ	標準余盛高
5メートル未満	40センチメートル
5メートル以上10メートル未満	50センチメートル
10メートル以上	60センチメートル

(ケ) 余水吐

a 調整池には、洪水を処理し、貯水位の異常な上昇を防止するため、自由越流式余水吐を設けること。

b 余水吐の放流能力は、100年に1回起こるものと算定される当該ダム直上流部における流量、又は既に観測された雨量、水位等に基づいて算定された当該ダム直上流部における最大の流量の、いずれか大きいものの1.5倍以上の流量を放流できるものでなければならない。

c ダムの非越流部天端高は、bに規定する流量を流下させるのに必要な水位に60センチメートルを加えた高さ以上としなければならない。

(コ) 余水吐の構造等

余水吐は、(ケ)によるほか、次に定める機能及び構造を有すること。

a 流入水路は、平面的に流れが一樣で、かつ、流水に乱れを生じないようにするとともに、流木、塵芥等によって閉塞しないような構造とし、土砂の流入又は洗掘を防止するために水路流入部周辺を保護すること。

b 越流は、自由越流方式とし、ゲートその他放流量を人為的に調節する装置を設けてはならない。

c 導流部は、幅が2メートル以上の長方形断面開水路とし、流れが乱れないように線形は直線とし、水路幅の変化又は水路縦断勾配の急変は避ける構造とする。

d 余水吐末端の下流水路との接続部には、減勢工を設け、余水吐から放流される流水のエネルギーを減勢処理しなければならない。

e 余水吐は、良質な地山地盤上に設置するものとし、不等沈下や浸透流が生じないよう施工上十分な処理をしなければならない。

(ク) 放流施設

放流施設は、放流管設計流量を安全に処理することができるものとし、次の条件を満たす構造とする。

a 流入部は、土砂が直接流入しない構造とし、流木、塵芥等によって閉塞しないように考慮しなければならない。

b 放流施設には、ゲート、バルブ等の水位、流量を人為的に調節する装置を設けてはならない。

c 放流管は、放流管設計流量に関して、のみ口部を除き、自由水面を有する流れとなる構造とする。

d 放流管は、地山地盤内に切り込んで設置することを原則とし、外圧や不等沈

下に対して十分に耐え、管内からの漏水及び管外の浸透流の発生を防止することができる構造とし、施工上においても十分な処理をしなければならない。

(3) 施工及び管理基準

ア 施工管理

(ア) ダムの敷地は、施工に先立って雑草、樹木の根、有機物を含む表土及び雑物を除去しなければならない。

(イ) 傾斜面に施工する場合は、必要に応じて段切りを行わなければならない。

(ウ) フィルタイプダムの場合、まき出し厚さ、転圧機種及び転圧回数は、施工に先立ち試験盛土又は土質試験の結果により定めなければならない。ただし、高さ5メートル以下の場合で盛土材料が良質の場合は、下表により施工することができるものとする。

機 械	まき出し (厚さ)	締固め回数
ブルドーザー (15 トン以上)	30 センチメートル	8 回以上
タイヤローラー (15 トン～20 トン)	30 センチメートル	5 回以上

(エ) ダムの施工は、出水期を避けて行わなければならない。

イ 品質管理

施工中は、原則として必要な現場試験を行わなければならない。

ウ 維持管理

完成後のダムの安定及び調整池の機能を確保するため、維持管理を完全に行わなければならない。

防災調整池は、完成後の維持管理が最も重要なことであるので、管理者は次の事項について十分配慮しなければならない。

(ア) 巡視は、洪水期 2 回／月、非洪水期 1 回／月及び豪雨、地震等の直後に行うこと。

(イ) 堤体は毎年草刈りを行うこと。

(ウ) 調整池には、水位計と通報水位ラインを設置し、出水時には監視体制をとること。また、通報水位に達した時には、市に通報すること。

(エ) 巡視に当たっては、次の事項を確認すること。

堤体の破損、堤体の排水不良、調整池法面の崩壊、放流施設の堆砂、調整池内の異常堆砂、ごみ等。

巡視結果は、巡視報告書に記載するものとし、巡視報告書としては、日報形式を決めておくことが好ましい。

(オ) 異常が認められたときは、速やかに所要の処置を講じるとともに市に報告すること。

(下表 1)

流量計算による降雨強度

表—1

施工区域の面積が 50ha 未満の場合

50 年確率短時間降雨強度	
継続時間 (分)	降雨強度 (mm/時間)
10	157
20	134
※ 30	117

$$r = \frac{6,247.2}{t^{0.9} + 31.8633}$$

表—2

施工区域の面積が 50ha 以上の場合

50 年確率長時間降雨強度	
継続時間 (分)	降雨強度 (mm/時間)
1	87.2
2	59.2
3	46.5
4	38.9
6	30.1
8	25.0
12	19.2
24	12.0

$$r = \frac{115.3}{t^{0.7} + 0.3222}$$

※到達時間 (継続時間) が 30 分以内の場合は、t = 30 分として計算する。

表—3

下流流下能力検討

1 年確率短時間降雨強度	
継続時間 (分)	降雨強度 (mm/時間)
5	203
7	83
10	50
15	34
20	28
30	22

$$r = \frac{5.6}{t^{0.1} - 1.1471}$$

表—4

余水吐断面検討

100 年確率短時間降雨強度	
継続時間 (分)	降雨強度 (mm/時間)
10	171
20	146
30	128
60	95
90	77
120	64
150	56
180	49

$$r = \frac{6,871.9}{t^{0.9} + 32.2588}$$

表—5

流出係数一覧表

施行区域内 $f = 0.9$ を標準とする。

施行区域外

流域の状況	f の値	流域の状況	f の値
急峻な山地	0.75~0.90	かんがい中の水田	0.70~0.80
三紀層山岳	0.70~0.80	山地河川	0.75~0.85
起伏のある土地及 び樹林	0.50~0.75	平地小河川	0.45~0.75
平坦なる耕地	0.45~0.60	流域の半ば以上が平 地である大河川	0.50~0.75

(下表2)

ダムの斜面勾配 (かっこ内は統一分類法の記号)

土 質	上流側勾配	下流側勾配	備 考
れ き (GW・GP)	3.0 割	2.5 割	ゾーン型の透水部のみ
れき質土 (GM・GC)	3.0	2.5	
砂 質 土 (SM・SC)	3.5	3.0	
粘 質 土 (ML・CL)	3.0	2.5	
粘 土 (MH・CH)	3.5	3.0	

別記2

土砂流出：砂防施設設計基準

1 流出土砂

(1) 流出土砂の推定

流出土砂量の推定は下表による。

地表の状態	1ha 当たりの流出土砂量 (m ³ /年)	厚さ (mm)
裸地・荒廃地等	200～400	20～40
皆伐地・草地等	15	1.5
沢伐地	2	0.2
普通の林地	1	0.1

- (注) 1 工事によりかき起こした面積及び盛土、捨土部については裸地に準ずる。
 2 完全な排水施設を備えた芝生等は林地に準ずる。
 3 その他は実態に応じて判断する。
 4 生産土砂量は作業工程表を作成し、これに基づいた工事期間を算定する。
 ただし、4か月以下は一様に4か月として計算する。

(2) 工事による流出土砂の処理基準

- ア 算出土砂については、可及的に各部分で抑止するようにし、人家・その他公共的施設の近くでは5年分以上、その他については3年分以上の土砂貯留施設を設ける。
 (調整池兼用施設は5年分以上の土砂流出を見込むこと。)
 イ 土捨場における捨土の表面は、崩壊・流出等の起こらないよう盛土の表面を安全に維持する施設(植生工・水路工等)を設ける。
 ウ 砂防施設の施工は、他の施設の施工に先立って行うこととし、施工に当たっては、処理中の土砂が降雨に際して水を含むなどして、土石流等を発生しないよう特に土の置場所、雨水の処理等に留意する。

(3) 流出土砂の計算例

集水面積Aの林地である流域において、aの部分で工事により地表をかき越えしを行い工事期間4か月、工事後は草地に戻るものとする。bは林地よりそのまま草地になるものとする。

aの工事期間中算出土砂量

$$2 \text{ ha} \times 300 \text{ m}^3 \times \frac{4 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} = 200 \text{ m}^3$$

草地と林地との流出土砂量の差

aにおいて $2 \text{ ha} \times (15 - 1) = 28 \text{ m}^3$

bにおいて $3 \text{ ha} \times (15 - 1) = 42 \text{ m}^3$

5年間では $(28 + 42) \times 5 \text{ 年} = 350 \text{ m}^3$

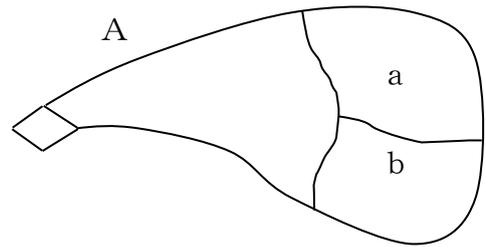
したがって、 $(200 + 350 = 550 \text{ m}^3)$ 以上の土砂貯留施設を設ける必要がある。

A = 10ha (a ・ b を含む。)

a = 2 ha

b = 3 ha

※この他に堰堤土工の残土分を見込むこと。



2 コンクリート堰堤設計基準

(1) 計画洪水流量及び水通し余裕高

計画洪水流量は、調整池設計基準の流量計算による。

($Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A \text{ m}^3/\text{sec}$ 、 f : 流出係数、 r : 1/50 確率降雨強度mm/時間、 A : 流域面積 ha)

計 画 流 量	余 裕 高
200m ³ /sec 未満	0.60m以上
200 ~ 500 未満	0.80m以上
500 ~ 2,000 未満	1.00m以上
2,000 ~ 5,000 未満	1.20m以上

(2) 堰堤水通し断面の決定

断面形状が梯形の場合、接近速度を無視すれば

$$Q = 2/15 \alpha \cdot h \cdot \sqrt{2 g h} \cdot (3 B_0 + 2 B_1)$$

Q : 計画流量 (m³/sec)

α : 越流係数 (0.6)

h : 縮流前の越流水深 (m)

h_0 : 余裕高

B_0 : 水通長 (底幅 (m))

B_1 : 水通長 (上幅 (m))

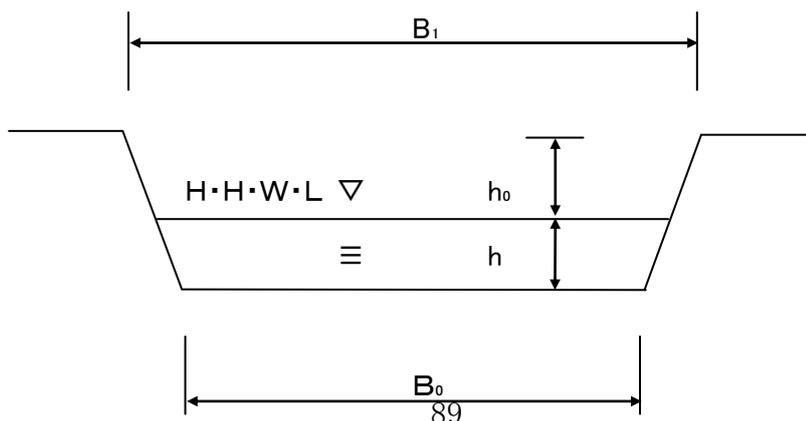
g : 重力加速度 (m/sec²)

$\alpha = 0.6$ 両法を5分 $g = 9.8 \text{ m/sec}^2$ とすれば

$$Q = (1.77 B_0 + 0.71 h) \times h^{3/2}$$

$\alpha = 0.6$ 両法を1割 $g = 9.8 \text{ m/sec}^2$ とすれば

$$Q = (1.77 B_0 + 1.42 h) \times h^{3/2}$$



- (注) 1 水通り幅は、下流の溪幅を考慮して決定するものとし、越流水深は2.0メートル以下になるよう計画する。
- 2 堰堤は、原則としてコンクリート構造とし、河川砂防技術基準に基づく砂防堰堤程度の構造とする。
- 3 堰堤高は、原則として15.0メートル未満とする。

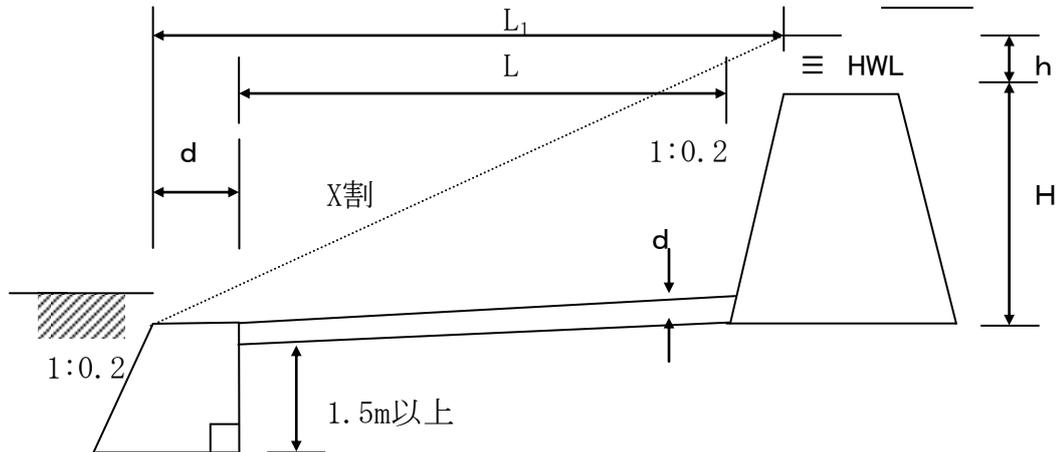
(3) 堰堤断面

- ア 転倒に対し安定であるために、自重及び外力の合計が底部の中央1/3点に入ること。
- イ 滑動に対し安定であるために、ダム内部のいずれの部分でも作用する力に摩擦係数を乗じたものより摩擦抵抗力の方が大であること。
- ウ 内部応力及び地盤支持力が許容範囲内にあること。
- エ 越流水深を考慮すること。
- オ 堰堤前法2分、単位洪水重量 $1,200 \text{ kg/m}^3$ 、コンクリート重量 $2,350 \text{ kg/m}^3$ とすること。
- カ 砂防堰堤と調整池を兼用する場合には、地震力、揚圧力等を考慮し、十分安全性を検討すること。

(4) 水叩き工の高さ

下図波線の勾配

ダム工	1割5分
床固め工	2割
潜り堰 (計画水深が有効落差より大なるもの)	3割



(5) 堰堤水叩き厚(d)

- ア 水褥池がない場合
 $d = 0.2 (0.6H + 3h - 1.0) / 1.12$
- イ 水褥池がある場合
 $d = 0.1 (0.6H + 3h - 1.0) / 1.06$

(注) 1 dは切り下げて0.1メートル単位とし、最小厚は0.8メートルとする。

2 ウォータークッションのある場合、最小厚は1.5メートルとする。

(6) 床固水通し断面及び流路工断面

マニング公式 $V_0 = 1/n \sqrt{R^{2/3} \cdot I^{1/2}}$ (清水流速m/sec)

$$V = \frac{r_0}{r_0 + \alpha (r_1 - r_0)} V_0 \text{ (土石を含む流速m/sec)}$$

n : 粗度係数

R : 径深 (m)

I : 計画河床勾配

r_1 : 礫の比重 2.6程度

r_0 : 清水の比重 (1.0)

α : 礫混入率 (0.2以上)

$\therefore Q = A \cdot V$ (A : 断面積)

{清水流速 V_0 はクッター式 ($V_0 = \frac{N \cdot R}{D + \sqrt{R}}$) で求めてもよい。}

(7) 床固め工基準

床固め工の高さ	天端幅
$H \leq 3.0$	1.2m
$3.0 < H < 5.0$	1.5m (1.8~2.0)

(注) 転石が大きい場合は、上位ランクを取ること。

(8) 設計上の留意事項

ア 堰堤 (本堤)

(ア) ダム の 方 向 …… 水通し中心点において計画箇所下流流心線に直角とする。

(イ) 天 端 幅 …… 堰堤高が5.0メートル未満の場合は1.5メートル、堰堤高が5.0メートル以上10.0メートル未満の場合は1.8メートル、堰堤高が10.0メートル以上の場合は2.0メートルを標準とするが、大転石の流下が予想される場合は上位ランクを取ること。

(ウ) 基 礎 根 入 れ …… 地質及びダムの高さにより異なるが、岩盤で1.0メートル以上、砂礫層で2.0メートル以上とする。

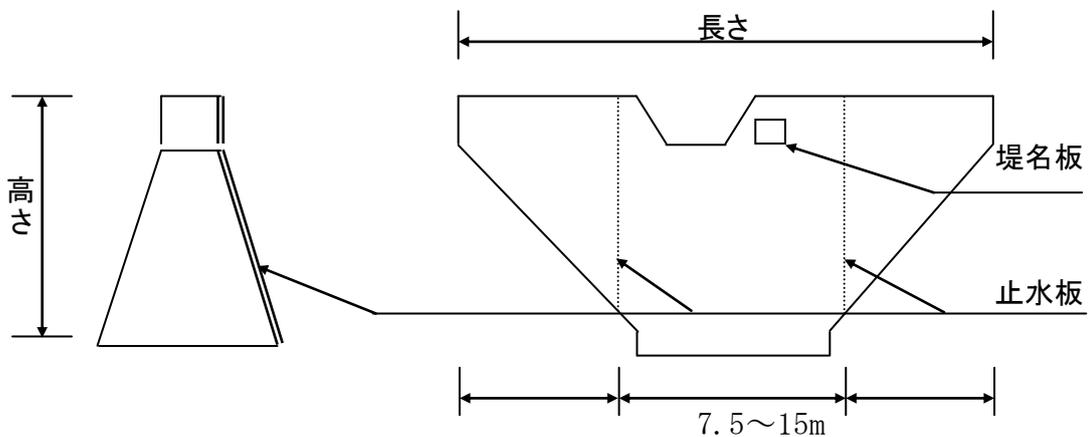
(エ) 袖 勾 配 …… 計画河床勾配と同程度又はそれ以上、最低1/20以下にはしないこと。

(オ) 袖の両岸へのかん入深さ …… 岩盤において1.0~2.0メートル、土砂の場合、2.0~3.0メートルを標準とする。なお、袖の最小

天端幅は1.0メートル以上とすること。

- (カ) 計画堆砂勾配 …… 施工前の溪床勾配の1/2を標準とする。
- (キ) 水 抜 き …… 0.6メートル程度の円形が多く取られている。
最上段の水抜きは水通し天端より2.0メートル程度下げ、各孔は縦方向に重ならないようにする。
- (ク) 間詰及び埋戻し …… 地盤が岩盤の場合は、基礎及び両岸かん入部とも余掘部分は上下流ともコンクリートで元の岩盤線まで埋め戻す。
地盤が岩盤以外の場合には、基礎部は掘削土砂で埋め戻し、両岸かん入部余掘部分は、練石積又はコンクリート等で元の地盤線に準じて施工し、護岸の上部は石張、石積、土羽等により、それぞれ元の地盤線に準じて埋め戻す。
- (ケ) 残 土 …… 堰堤上流へ処理するか、溪流外へ処理すること。
- (コ) 堤 名 板 …… 施工年度、高さ、長さ、事業者、工事施工者名を明示すること。(黒御影石製等とする。)

大きさ	堰堤高	10m以上	50×70 cm
	〃	10m未満	40×55 cm
	流路工の床固工		25×35 cm



- (ク) ブロック割施工 …… コンクリートの収縮を考慮して分割長は、7.5~15メートル程度とする。ブロック間は漏水防止及び伸縮を考慮して止水板でつなぐ。止水板（JISCC型300×7等）は裏法に平行で裏法から0.5~1.0メートル程度離す。
- (シ) コンクリートの規格 …… 次のとおりとする。
コンクリートの種類…普通コンクリート
呼び強度…18N/mm²以上
スランプ…5 cm

- 粗骨材の最大寸法…80 mm (ただし、骨材の入手が困難な場合は 40 mm)
- セメントの種類…高炉セメント B 種
- (ス) 掘削施工上の注意 …… 仕上げ面より 0.5~1.0 メートルは人力掘削とすること。
- イ 堰堤 (垂直壁)
- (ア) 高さ …… 天端は、溪床面より高めないことを原則とする。
- (イ) 水通し断面 …… 本堤と同じ断面とする。
- (ウ) 天端幅 …… 水叩厚と同じとする。
- (エ) 基礎の根入れ …… 水叩底面より、1.5 メートル以上上下がりとする。
- (オ) 袖 …… 袖は必ず設け、本堤に準じ兩岸に取付け、洪水に際し絶対に越流させないこと。勾配は水平とする。
- (カ) 洗掘防止 …… 前面の埋戻しは、残土中の転石で寄石を行うこと。必要に応じ垂直壁の先にコンクリートブロックを連結する。
- ウ 堰堤 (水叩)
- (ア) 基礎 …… 本堤基礎と同高とする。
- (イ) 勾配 …… 水叩天端を垂直壁の水通し天端と同高とし、これを接続して水平とするのが普通である。ただし、溪床勾配が非常に急な場合には、ダム基礎根入れが深くなるため勾配をつける。その場合、水叩勾配は 1 / 10 以下とする。
- エ 堰堤 (側壁)
- (ア) 高さ …… 側壁護岸の高さは、落水による被災を考慮し、主ダム側では垂直壁側より 1.0 メートル程度挙げるものとする。ただし、ウォータークッションのある場合の側壁護岸の高さは、主ダム下流端とを同じ高さとする。
- (イ) 基礎 …… 水叩基礎と同高とし、平面位置は、ダムの越流水が落下する位置より後退させる。
- (ウ) 厚さ及び勾配 …… 天端厚 0.5 メートル、表法 5 分、裏法 3 分勾配で施工する。なお、湧水がある場合には水抜管として外径 6 センチメートル厚 2 ミリメートルの硬質塩化ビニール管を 2 平方メートルに 1 カ所の割合で設ける。
- オ 床固工
- (ア) 高さ …… 2 メートル内外とし、越流水深を含め総落差 3.0~3.5 メートル以上を必要とする場合は、階段状に計画するのが適当である。

(イ) 天 端 高 …… 流量、流下土砂の粒径に応じ決定されるが、一般に1.0又は1.2メートルとする。(7)床固工基準参照)

(ウ) 断 面 …… 下流勾配を2分、上流側は垂直とする。

3 掘込沈砂地設計基準

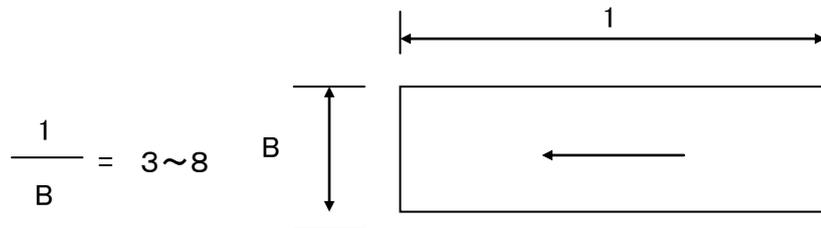
(1) 沈砂地への流入水路

土砂混入率2割を見込み、清水断面の1.32倍とする。

沈砂地の流入口はスリット拡大により流速を落とさぬよう考慮すること。

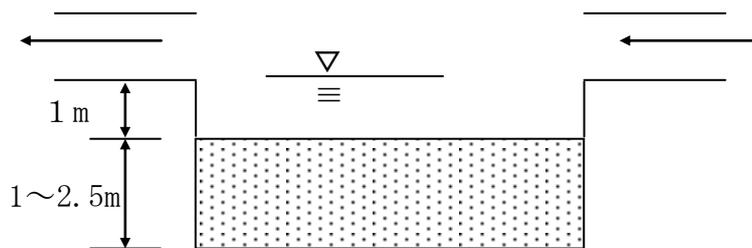
(2) 沈砂地の平面形状

短絡流と停滞部を生じにくくするため長さを幅の3～8倍とする。



(3) 沈砂地の深さ

沈殿物の深さは、排除を考慮して1.0～2.5メートルとし、有効水深は掃流現象を防ぐため1.0メートル以上とする。



常時有効水深を1.0メートル以上確保するように沈殿物を排除すること。

(4) 沈砂地の池底勾配

沈殿物の排除を考慮し、排水口に向かって1/200～1/300とする。

(5) 沈砂地の材質等

側壁の崩壊防止を特に配慮すること。また、側壁は流水が直接流入しないよう地表面より高くすること。

(6) 沈砂地の容量等

使用と浚渫を交互に行う場合は、原則として二系列以上とし、一系列の大きさは流出土砂量の1か月分以上又は工事後流出係数が元の値に戻るまでに流出する土砂量以上とする。

(7) 沈砂地の余水吐

越流しないようにQの1.50倍以上とし、幅2.0メートル以上の矩形開水路とする。
($Q = 1/360 f \cdot r \cdot A \text{ m}^3/\text{sec}$ f : 流出係数 0.9、1/100 確率降雨強度mm/h、
A : 集水面積 ha)

(8) 沈砂地の位置

風向と水流方向を合わせ、建物や樹木の風下にならないように配慮すること。

(9) 計算例

面積1ヘクタールの表土を取り、裸地とする。

① 二系列の場合

ア 流出土砂量の想定

$$V_1 = 300 \text{ m}^3 \times 1/12 \times 1 \text{ ha} = 25 \text{ m}^3 / \text{か月} / \text{ha}$$

イ 工事終了後～緑化までの流出土砂量の想定

$$V = (15 - 1) \times 5 \text{ 年} \times 1 \text{ ha} = 70 \text{ m}^3$$

(工事終了後草地 (15m³/ha) に戻り、5年間で元の地表 (1m³/ha) になるとすれば)

ウ 沈砂地の幅を3.0メートル、長さを15.0メートル、深さを1.0メートルとすれば

$$\text{沈砂地の容量} \quad v = 3.0 \times 15.0 \times 1.0 = 45 \text{ m}^3$$

$$\text{二系列とするので} \quad V_2 = v \times 2 = 90 \text{ m}^3 > 70 \text{ m}^3 \quad \dots \quad \text{OK}$$

② 調整池兼用の場合

ア 流出土砂量の想定

$$V_1 = 300 \text{ m}^3 \times 4/12 \times 1 \text{ ha} = 100 \text{ m}^3 / \text{ha 以上}$$

(4か月に1度浚渫するとすれば) 4か月以上の容量を確保する。

イ 工事終了後～緑化までの流出土砂量の想定

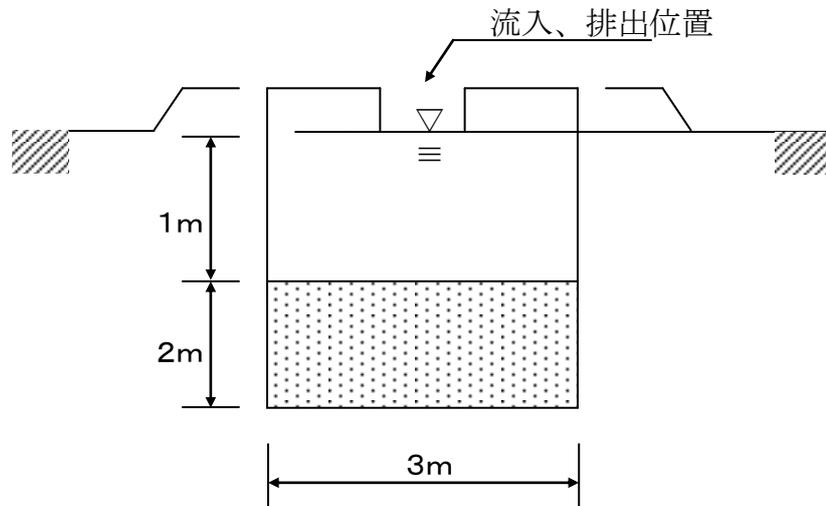
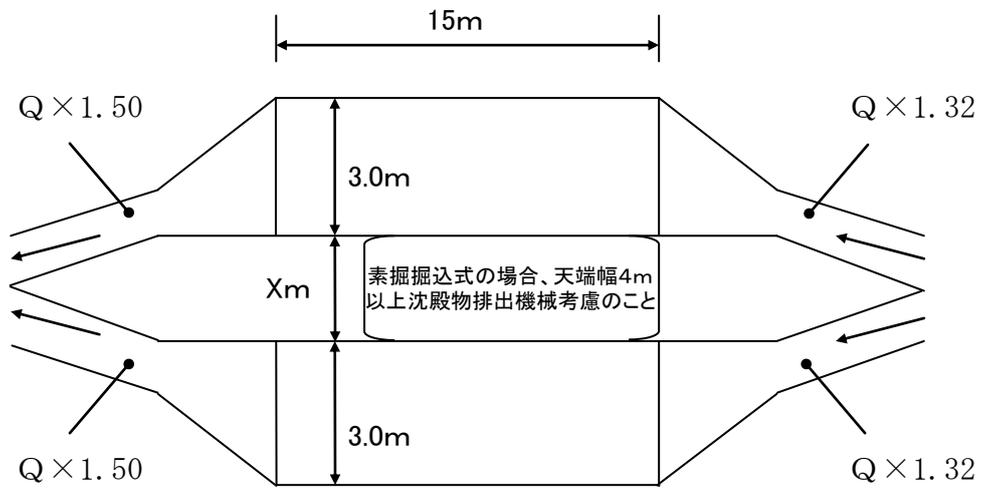
$$V = (15 - 1) \times 5 \text{ 年} \times 1 \text{ ha} = 70 \text{ m}^3$$

(工事終了後草地 (15m³/ha) に戻り、5年間で元の地表 (1m³/ha) になるとすれば)

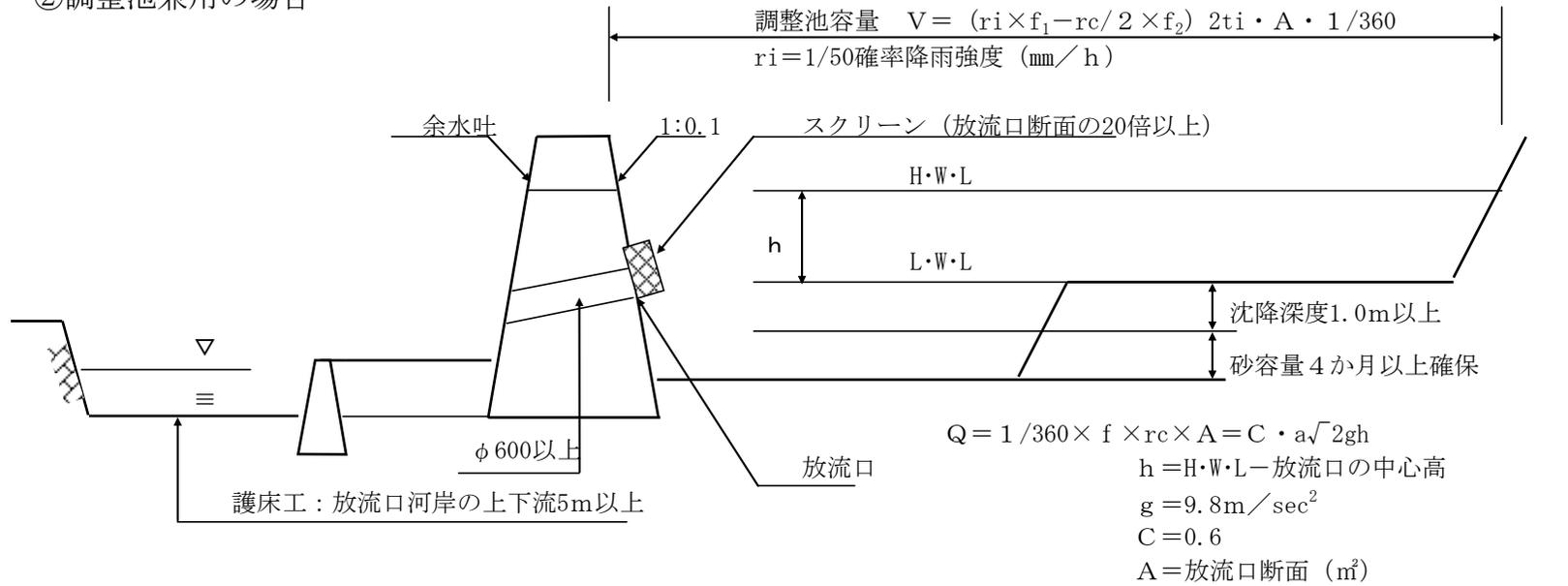
ウ 沈砂容量を100立方メートル以上確保しておけば、工事完了後の必要容量も確保できる。

$$100 \text{ m}^3 > 70 \text{ m}^3 \quad \dots \quad \text{OK}$$

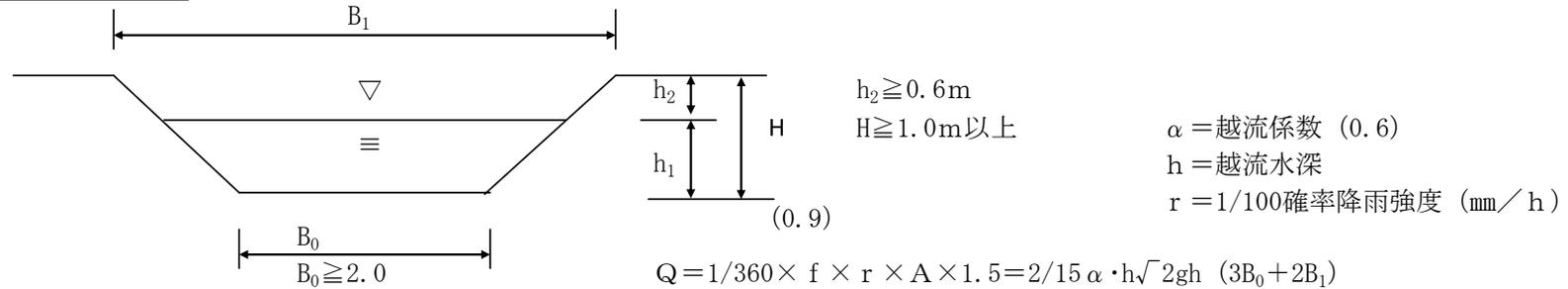
① 二系列の場合



②調整池兼用の場合



余水吐の断面

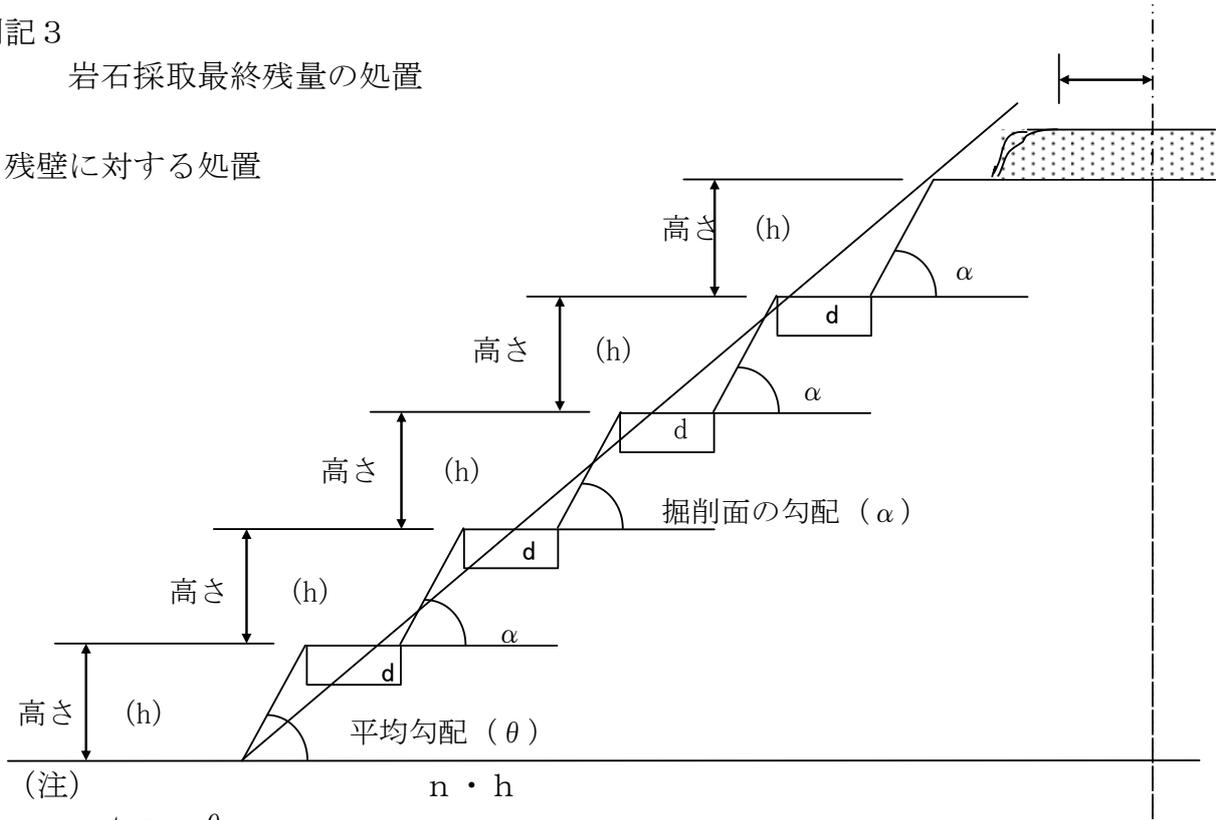


$$\left[\begin{array}{l} \text{両法が5分} \quad Q = (1.77B_0 + 0.71h) \times h_1^{3/2} \\ \text{両法が1割} \quad Q = (1.77B_0 + 1.42h_1) \times h_1^{3/2} \end{array} \right]$$

別記3

岩石採取最終残量の処置

残壁に対する処置



- θ : 残量の平均勾配 (度)
- n : 小段の段数
- h : 小段の高さ (m)
- α : 小段の掘削面の勾配
- d : 小段の幅 (m)

最小小段幅 (m)

小段の高さ (m)	掘削面の勾配 (度)		
	60 以下	70	80
5 以下			
10			
15			
20			

別記4

菊川市土地利用事業に関する基準の第2の10の(1)及び(2)にいう「別に定める公害等防止細目書」、「別に定める協定書の様式」とは以下のとおりとする。

1 産業廃棄物処理施設の公害等の防止に関する協定書

菊川市（以下「甲」という。）と、以下「乙」という。）は、
乙が菊川市地内に建設する産業
廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の公害及び事故（以下「公害等」という。）の防止について、次のとおり協定を締結する。

（公害防止等の基本姿勢）

第1条 甲は、地域における住民の健康を保護し、生活環境の保全に万全を期すため、乙に対し公害等の防止について必要な指導を行うことができるものとする。

2 乙は、企業として公害等の防止に関する社会的責務を自覚するとともに、地域との一体感的見地にたつて、この協定書に定める事項及び前項の指導を誠意をもって履行し、常に処理施設の管理運営に万全を期し、公害等の防止について最大の努力をほらうものとする。

（公害等防止対策）

第2条 乙は、公害等の発生を防止する措置について、公害等防止細目書（以下「細目書」という。）を作成し、甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

2 乙は、前項の細目書に定める事項を誠意をもって履行するものとする。

（施設の増設等の承認）

第3条 乙は、処分場等の施設を増設し、又は変更しようとする場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得て実施するものとする。

（搬入量等の記録及び報告）

第4条 乙は、産業廃棄物搬入量、水質等の監視をするとともに、細目書第3に定める事項を測定し、その結果を記録し、これを甲に報告するものとする。ただし測定回数については、甲乙協議の上、変更することができる。

2 乙は、処分場等の施設の定期点検及び整備を行い、これを記録するものとする。

3 乙は、第1項及び第2項の記録を、当該処分場等の処分終了後、10年間保存するものとする。

（立入検査）

第5条 甲は、乙に対し公害等の防止について必要に応じて処分場等の施設に立ち入り、施設の維持管理の状況を検査することができるものとする。

2 前項の立ち入り検査には必要に応じて、関係者を同行することができるものとする。

3 乙は、第1項の立ち入り検査に協力するものとする。

（事故時の措置）

第6条 乙は、処分場等において、故障、破損、その他事故により、公害が発生し、又は、発生する恐れが生じた場合は、直ちに事故に対する応急措置を講ずるとともに、速やかに甲に対しその状況を報告するものとする。

2 前項の事故が地域住民の健康及び生活環境に被害を及ぼす恐れがあるときは、乙は、

直ちに地域住民に通報するものとする。

- 3 第1項の報告に対し、甲が必要な指示をしたときは、乙は、甲の指示事項を履行しなければならない。

(違反時の措置)

第7条 乙が、この協定に違反し、その結果、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は、生じる恐れがあると認められるときは、甲は、乙に対し操業の一時停止又は施設の改善等必要な措置をとるべきことを指示できるものとし、乙は、甲の指示した事項を履行しなければならない。

(苦情処理)

第8条 乙は、地域住民から乙の事業活動に伴う公害等の苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、その苦情処理には、誠意をもって当たるものとする。また、甲が地域住民から乙の事業活動に伴う公害等の苦情をうけたときは、乙は、その処理に誠意を持って当たるものとする。

- 2 前項の苦情処理に関し、甲が必要な指示をしたときは、乙は、甲の指示事項を誠意を持って履行しなければならない。
- 3 甲は、第1項の苦情処理について必要があると認める場合には、乙と協議により第三者の立会又は、調査を求めることができる。

(補償)

第9条 乙の事業活動に伴い公害等が発生し、地域住民の健康又は生活環境に被害が生じた場合には、乙は、誠意をもってその損害を補償するものとする。

(費用負担)

- 第10条 乙は、第5条第1項の立入り検査において、甲が必要と認めた検査に要する費用を負担するものとする。
- 2 乙は、第6条の事故時の措置として、甲が行う事故等に係る調査に要する費用を負担するものとする。
 - 3 乙は、第8条第3項の調査に要する費用を負担するものとする。
 - 4 乙は、将来処分場等で公害等の問題が生じた場合、甲の行う防止対策施設の建設及び工事に係る費用を負担するものとする。

(関連業者等に対する責務)

第11条 乙は、処分場等の新設、増設、改造、変更等の施行を行うもの及び事業活動に関連して作業を行うもの(以下「関連業者」という。)に対し、公害等の防止について積極的に指導監督を行うとともに、関連業者の責に帰すべき事由により公害等が発生した場合は、乙は、誠意をもってその処理に当たるものとする。

- 2 前項の場合において、乙は関連業者と連帯して公害等に対する補償の責務があるものとする。
- 3 第10条第2項の規定は前項の場合に準用する。

(公害等防止技術の開発)

第12条 乙は、公害防止に関する対策及び施設について常に技術水準の動向に留意し、積極的に改善に努めなければならない。

(処分場等及びその周辺の環境美化)

第13条 乙は、甲と協議により、処分場等及びその周辺の環境の美化、及び衛生面での配慮に関する計画書を作成し、これを実施するものとする。

なお、施設については、菊川市土地利用事業に関する基準のⅢの整備基準及びその他法令に従うこととする。

(相互協力)

第14条 乙は、甲が行う公害等の防止に対する指導、調査及び研究に関して積極的に協力するものとする。

2 甲は、乙が行う公害等の防止に関する対策に協力するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定める事項について、疑義が生じたとき又はこの協定に定める事項について変更する必要があるが生じたとき、若しくはこの協定に定めのない事項について新たに定める必要がある生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため協定書2通を作成し、甲・乙それぞれが記名、押印の上、各々1通を保有するものとする。

年 月 日

甲	住所	静岡県菊川市堀之内 61 番地	
	氏名	菊川市長	印
乙	住所		
	氏名		印

2 公害等防止細目書

菊川市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）が 年 月 日に締結した、産業廃棄物処理施設の公害等の防止に関する協定書第2条の規定に基づき、公害等防止細目書を別紙のとおり定める。

年 月 日

甲	住 所	静岡県菊川市堀之内 61 番地	
	氏 名	菊川市長	印
乙	住 所		
	氏 名		印

公害等防止細目書

第1 産業廃棄物の処理施設に係る技術上の基準

(最終処分場)

1 共通基準

- (1) 処分場の周囲には、みだりに人が施設内に立ち入ることを防止するための囲いが設けられていること。
- (2) 入口の見やすい箇所に、産業廃棄物の処分場であることを表示する立て札等の設備が設けられ、設置場所、処理能力（埋め立て面積、埋め立て容量等）、搬入先及びその廃棄物の種類名が明示されていること。
- (3) 地盤の滑り又は、処分地に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適切な地滑り防止工又は、沈下防止工が設けられていること。
- (4) 掘削を伴わない場合は、処理する産業廃棄物の流出を防止するための、擁壁、堰堤、その他の設備を設け、自重、土圧、水圧、地震力等に対して構造体力上安全であること。また、処理する産業廃棄物、地表水、地下水、及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。
- (5) 埋め立て処理施設の場合には、埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠、その他の設備が設けられていること。
- (6) 砂利採取法、静岡県土採取等規制条例及びその他関係法令に準拠すること。
- (7) 地下水についての水質観測用のため、次に掲げる基準による井戸を設置すること。
(ただし、建設廃材のみを処理する場合は、この限りではない。)
ア 井戸の設置場所は、擁壁等の下流側で地下水の流路と考えられる地点とすること。
イ 井戸の深さは、原則として第1帯水層までとし、地下水を汲み上げる構造とすること。
ウ 水質観測用井戸として既存の井戸を使用する場合は、設置場所及び深度が観測に適するものであること。
- (8) 埋立地からの浸出液による、公共水域及び地下水の汚染を防止するために、次に掲げる措置が講じられていること。

2 個別基準

(1) 安定型最終処分

- ① 建設廃材のみを処理する場合は、以下の⑤から⑨までは除く。
- ② 廃コンクリートは、可能な限り骨材等として再生利用し、最終処分は極力しないこと。
- ③ 埋立地の掘削は、土質及び掘削深さに応じて県の土採取等に関する技術基準の附表①に掲げる標準のり勾配値以下になるよう丁張りを出し、甲の検査を随時受けること。なお、設けた丁張りは、斜面に残し、法勾配を明確にしておくこと。
- ④ 掘削を完了したのり面には、廃棄物、覆土の埋め立て量を容易に確認できる目盛りテープ又はスタッフを設置すること。
- ⑤ 掘削を完了した掘削面には、産業廃棄物の保有水等の浸出を防止することのでき

る⑥に規定する遮水工を設け、甲の検査を受けること。

- ⑥ 遮水工は、十分な厚さ（30センチメートル以上）の粘土層又はサンドマットを造り、十分転圧した上で、不織布等で保護した遮水シートで覆い、その上に同様の厚さ30センチメートル以上の粘土層又はサンドマットを敷くこと。なお、シート材は、合成ゴムシート又は合成樹脂シートとし、耐久性を有する材質のものであり、その厚さは1.5ミリメートル以上とすること。

斜面については、粘土層（10センチメートル以上）又はモルタル、若しくは吸出防止材（1センチメートル以上）で行い、その上遮水シートで覆うこととする。なお、遮水効果確認（地下水）のため、遮水工を行う前に、埋立地全面にビニールシートを敷き、その下に⑥と同等の採水機能を有する集水設備を設置し、礫を充填してから、採水可能な設備（ここで採水する水を、以下「地下水等」という。）を設けた後に、遮水工の工事を行うこと。

- ⑦ 埋立地には、保有水等を有効に集めることのできる、堅固で耐久力を有する構造の管渠、その他の集水設備（これから採水された水を、以下「原水等」という。）を設けること。また、保有水等を有効に排出することのできる、堅固で耐久力を有する構造の排水設備を設けること。
- ⑧ 集水設備により集められた原水等に係る放流水の水質が、排出基準（水質基準の項参照）を越えるときは、集水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量（県土地利用事業に関する指導要綱の調整池設計基準の項参照）の耐水構造の貯留槽を設けた後、排出基準に適合させることのできる浸出液処理設備を設けること。
- ⑨ 埋立終了後の覆土工事については、埋立内容物を十分転圧した上に、十分な厚さ（30センチメートル以上）の粘土層を造り、転圧し雨水等が貯留しないよう暗渠排水設備をした後に、原則として表-10の跡地対策による覆土等を行うこと。

(2) 管理型最終処分場

- ① 管理型最終処分場については(1)の②から④までと⑥を同様とする。
- ② 遮水工については(1)の⑤によるとともに、遮水シートを2重にし、その間に排水層を敷設した構造とし、十分な厚さの粘土層の上に遮水シートを敷設した構造等とする。
- ③ シートの遮水効果確認のため、地下水の連続的な水質変化を把握するため、pH、電気伝導度の常時モニタリング設備を設けること。
- ④ 集水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量（県土地利用事業に関する指導要綱の調整池設計基準の項参照）の耐水構造の貯留槽を設けた後、排出基準に適合させることのできる排水処理施設を設けること。
- ⑤ 埋立開始から、通気装置を設けて、埋立地から発生するガスを十分排気すること。終了後は、雨水の流入のないように必要な措置を講じ、更に埋立物の沈下を十分行うこと。火災の発生防止のため必要な措置を講じること。
- ⑥ 埋立地の沈下が終了後、遮水工として、粘土層（50センチメートル以上）を造り

、転圧した後、雨水等が貯留しないように暗渠排水設備をした後、原則として表-10の跡地対策による覆土等を行うこと。

(中間処理施設)

1 共通基準

- (1) 産業廃棄物及び処理に伴い発生する悪臭、振動、騒音、並びに産業廃棄物の飛散、流出など、生活環境・自然環境に及ぼす負荷及び悪影響を防止するため必要な設備が設けられていること。
- (2) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造体力上安全であること。
- (3) 届け出た処理能力を有すること。
- (4) 排ガス施設及び排水施設等において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な処置が講ぜられていること。
- (5) 蚊、蠅等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- (6) 騒音及び振動の発生により、周囲の生活環境を損なわないような措置を講ずること。
- (7) 施設からの排水を放流する場合は、生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理施設が設けられていること。
又、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- (8) 産業廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、施設の処理の処理能力に応じ十分な容量を有するものであること。
- (9) 地下水についての水質観測用のため、次に掲げる基準による井戸を設置すること。
ただし、別の方法で地下水の採取が可能な場合は、この限りではない。
ア 井戸の設置場所は、施設の下流側で地下水の流路と考えられる地点とすること。
イ 井戸の深さは、原則として第1帯水層までとし、地下水を汲み上げる構造とすること。
ウ 水質観測用井戸として既存の井戸を使用する場合は、場所及び深度が観測に適するものであること。

2 個別基準

(1) 汚泥処理施設

① 脱水施設

施設が設置される床又は地盤面が不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

② 天日乾燥施設以外の乾燥施設

施設の煙突から排出されるガスによって生活環境、自然環境保全上の支障が生じないようにすることのできる排ガス処理設備が設けられていること。

③ 天日乾燥施設

乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料がもちいられていること。さらに、乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他

の設備が設けられていること。

④ 焼却施設

ア 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和46年厚生省令第35号)に定める技術上の基準に適合すること。

イ 施設の煙突から排出されるガスによって生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。

(2) 廃油焼却施設

① (1)の④のア、イまでに掲げる基準と同じ。

② 事故時における受入設備から廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

(3) 廃油の油水分離施設

① 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。

② 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

(4) 廃プラスチック類焼却施設

(1)の④のア、イまでに掲げる基準と同じ。

(5) 廃プラスチック類の破碎施設

破碎によって生ずる粉塵の周囲への飛散を防止するために必要な集塵器散水装置等が設けられていること。

(6) 廃酸、廃アルカリの中和施設

① 施設が設置される床又は地盤面が、酸又はアルカリにより犯されることを防止できるような不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

② 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合する攪拌装置が設けられていること。

第2 産業廃棄物の処理施設維持管理の技術上の基準

(最終処分場共通基準)

1 埋立にあたっては、遮水工等が破損しないよう、また埋立地の外に産業廃棄物が飛散及び流出しないように、必要な措置を講ずること。

2 処分場の外に異臭が発散しないように、必要な措置を講ずること。

3 火災の発生を防止するために、必要な措置を講ずるとともに、消火器、その他の消火設備を整えておくこと。

4 ねずみが生息したり、蚊、蠅、その他の害虫が発生しないように、薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。

5 第1の1の(1)の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地内に立ち入ることを防止できるような機能、構造を有していること。

6 第1の1の(2)の規定により設けられた立て札、その他の設備は、常に見やすい状態に

しておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き替え、その他必要な措置を講ずること。

- 7 第1の1の(3)及び(4)の規定により設けられた地滑り防止工等、及び擁壁等を定期的に点検し、地滑り防止工等、及び擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するための必要な措置を講ずること。
- 8 第1の1の(5)の規定により設けられた開渠、その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去、その他必要な措置を講ずること。
- 9 第1の1の(8)の規定により設けられた遮水工、又は、遮断設備等を定期的に点検しその遮水効果、又は遮断効果が低下するおそれがあると認められる場合には速やかにこれを回復するための必要な措置を講ずること。
- 10 処分場の周縁地下水を定期的に水質測定すること。
- 11 処分場の維持管理にあたって行った点検、及びその他の措置の記録を作成し、保存すること。
- 12 処分場に搬入した、事業所名とその産業廃棄物名（成分表明示）及び、搬入量、搬入業者名（搬入車輛NO）等について記録を作成し、最低10年間保存すること。
- 13 産業廃棄物の搬入量の管理には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）によることとする。

（中間処理施設）

1 共通基準

- ① 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないようにすること。
- ② 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- ③ 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能を検査すること。
- ④ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑤ 蚊・蠅等の発生の防止に努め構内の清潔を保持すること。
- ⑥ 騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- ⑦ 施設からの排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。

2 個別基準

(1) 汚泥処理施設

① 脱水施設

- ア 脱水機の脱水機能の低下を防止するために、定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。
- イ 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

② 天日乾燥以外の乾燥施設

ア 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。

イ 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。

③ 天日乾燥施設

定期的な天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透する恐れがあると認められる場合には速やかにこれを防止するために必要な措置を講じること。

④ 焼却施設

ア 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和46年厚生省令第35号)に定める維持管理の技術上の基準に適合すること。

イ 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。

ウ 火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

(2) 廃油焼却施設

① (1)の④のアからウまでに掲げる基準と同じ。

② 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講じるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講じること。

(3) 廃油の油水分離施設

① 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講じるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講じること。

② 火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

(4) 廃プラスチック類の焼却施設

(1)の④のアからウまでに掲げる基準と同じ。

(5) 廃プラスチック類の破碎施設

破碎によって生じる粉塵が周囲への飛散を防止するために必要な措置を講じること。

(6) 廃酸・廃アルカリの中和施設

① 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調整すること。

② 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。

③ 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講じること。

第3 公害等防止に関する基準

1 放流水排出基準

処分場等から排出される放流水の水質は、次に掲げる各項目ごとの排水基準値以下とすること。

有害物質項目

表－1

項 目	基 準 値
排水基準を定める総理府令別表1に定める項目とする。	排水基準を定める総理府令別表1の1/10とする。

その他の項目

表－2

項 目	基 準 値
・PH・フェノール・亜鉛・鉄 ・ホルムアルデヒド抽出物質含有量・マンガン ・クロム・フッ素・ニッケル	静岡県公害防止条例による。
・BOD・COD・SS・大腸菌群数	菊川市公害防止協定による。
・銅	水道法の水質基準による。

2 地下水等若しくは周縁地下水水質基準

定期的に行う処分場等の地下水等、若しくは周縁地下水の水質検査は、次に掲げる各項目ごとの水質基準値以下とすること。

表－3－1

項 目	基 準 値
・シアン化合物・水銀・鉛 ・六価クロム・カドミウム ・砒素・銅・鉄 ・マンガン・亜鉛・フッ素 ・四塩化炭素・トリクロエチレン ・テトラクロエチレン・1,1,1-トリクロエタン	水道法の水質基準による。
・有機リン化合物	静岡県公害防止条例による。
・PCB	人の健康の保護に関する環境基準による。

表－3－2

項 目	基 準 値
・PH・フェノール類 ・有機物等・大腸菌群 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	水道法の水質基準による。
・アルキル水銀化合物	人の健康の保護に関する環境基準による。
・クロム含有量・BOD・COD ・SS	菊川市公害防止協定による。
・ホルムアルデヒド抽出物質含有量	静岡県公害防止条例による。

ただし、最終処分場を設置する前に、周縁地下水の水質試験を実施し、「表－3－1」及び「表－3－2」の基準値を越える場合は、その値を参考基準として、決定的な有意差があることとして、数値の扱いに注意すること。

3 騒音関係の基準

騒音規制法、静岡県公害防止条例に定められた基準を守り、周辺地域に影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

廃棄物運搬作業、埋立作業に伴い発生する騒音は、極力低減するように努めること。

4 振動関係の基準

振動規制法、静岡県公害防止条例に定められた基準を守り、周辺地域に影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

廃棄物運搬作業、埋立作業に伴い発生する振動は、極力低減するように努めること。

5 悪臭関係の基準

悪臭防止法、静岡県公害防止条例に定められた基準を守り、周辺地域に影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

廃棄物運搬車両には、シート等で積載物を覆い、悪臭防止に努めること。

6 大気汚染関係の基準

大気汚染に係る環境基準及び大気汚染防止法に定められた基準を守り、周辺地域に影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

第4 測定及び搬入量の結果報告

公害等防止協定書第4条に規定する測定結果の報告を次のとおり行うものとする。

1 水質関係

(1) 原水等の測定及びその結果報告

表—4

測定項目	測定回数			結果報告
	安定型	管理型	中間処理施設	
表-1、表-2の項目	1回/3か月	1回/1か月	1回/6か月	検査の都度

上記測定期間は、埋立処分開始から埋立終了後5年以上とし、5年経過後は、双方協議の上、期間、測定項目、回数の変更ができるものとする。

(2) 放流水等の測定及びその結果報告

表—5

測定項目	測定回数			結果報告
	安定型	管理型	中間処理施設	
表-1、表-2の項目	1回/2か月	1回/1か月	1回/6か月	検査の都度

上記測定期間は、埋立処分開始から埋立終了後5年以上とし、5年経過後は、双方協議

の上、期間、測定項目、回数の変更ができるものとする。

(3) 地下水等・周縁地下水などの測定とその結果報告

表一6

分類	測定項目	測定回数			結果報告
		安定型	管理型	中間処理施設	
周縁地下水	表-3-1の項目	1回 / 2か月	1回 / 1か月	1回 / 3か月	検査の都度
	表-3-2の項目	1回 / 1年	4回 / 1年	1回 / 1年	検査の都度
地下水等	表-3-1の項目	1回 / 3か月	1回 / 1か月		検査の都度
	表-3-2の項目	1回 / 1年	1回 / 1年		検査の都度

上記測定期間は、埋立処分開始から埋立終了後10年を経過した時までとする。

なお、周縁地下水の事前調査を上記(表一3の項目)について、原則として5回以上検査すること。

2 騒音及び振動の測定並びにその結果の報告

安定型・管理型・中間処理施設いずれも測定については4回/年とし、結果の報告は、その測定ごとに行うこと。

3 悪臭等の測定及びその結果の報告

表一7

測定項目	測定回数	結果の報告
県公害防止条例の項目	管理型及び中間処理施設のみ1回 / 1年	検査の都度

ただし、甲が必要と認めたときは、測定回数の変更ができるものとする。

4 搬入量等の日誌

様式一1 産業廃棄物処分場搬入管理日誌

年月日時	依頼先事業所	産業廃棄物(名)		搬入量		搬入業者(名) (運搬業者)	確認者(名)
		品目	内容・形状	重量	容量		

※上記様式一1を1か月ごとに、報告すること

第5 公害等防止組織の体制に関する基準

公害及び事故等の発生防止に万全を期すため、組織とその運用体制を確立し、締結時、甲に報告すること。

第6 処分場等の制限に関する基準

(1) 処分場等の面積は、以下のとおりとする。

表—8

区 分	面 積
安 定 型	500 平方メートル以上
管 理 型	500 平方メートル以上
中間処理施設	500 平方メートル以上

(2) 収集範囲は市内を原則とし、一施設当たり概ね以下の条件搬入割合までを限度とするものとする。

表—9

区 域	町内のもの	東 遠 地 区	計
割合(パーセント)	90 パーセント以上	10 パーセント未満	100 パーセント

第7 関係書類の提出

(1) 地区長（自治会、部農会、交通安全会、関係自治会（処分場等が他の自治会と隣接している場合、必要に応じて放流水が流出する河川等の下流域））の承諾書

(2) 隣地回りの承諾書

(3) 水道課協議書（協議書の内容を具体的に記したもの）

(4) 予定する搬入先事業所、搬入物品目、搬入量、搬入運搬業者名のリスト

(5) 地権者（所有権のみならず地上権、小作権等の権利者を含む。）との契約書又は承諾書（農作物栽培）

(6) 管轄保健所等への提出書類の写し

(7) 土地改良区との協議承諾書（協議の内容を具体的に記したもの）

(8) 地元と協定を締結した場合には当該協定書の写し

(注) (5)の農作物栽培の承諾書については、地主との間に表—10の条件を満たすこと。

表—10

区 分	栽培を可とする農作物の範囲	対 策 等 条 件
安定型	野菜類・麦・陸稲など普通作物類 たばこ・茶など特用作物	作土（1.2メートル以上）及び暗渠排水設備
	果樹類	作土（1.7メートル以上）及び暗渠排水設備
	その他	一般土（1.0メートル以上）

管理型	野菜類・麦・陸稻など普通作物類 たばこ・茶など特用作物	作土（1.0メートル以上）及び暗渠排水設備
	果樹類	作土（1.5メートル以上）及び暗渠排水設備
	その他	一般土（1.0メートル以上）

※作土は、作物に適した優良土を入れることとする。

第3 整備基準

1 土地利用事業に係る土地の帰属及び施設の管理

(1) 土地利用事業等に伴って築造された公共施設及び公益的施設の帰属並びに管理は、原則として次の表のとおり行うこと。

施設名	帰属		時期		担当課	備考	
	土地	管理	土地	管理			
公共施設	道路等	市	市	所有権移転登記完了時点	所有権移転登記完了時点	建設課	
	水路等	市	市	〃	〃	建設課	
	上水道	市	市	〃	通水検査後	水道課	
	下水道	市	市	〃	〃	下水道課	
	公園	市	協議	〃	所有権移転登記完了時点	都市計画課	管理協定書
	緑地	市	協議	〃	所有権移転登記完了時点	財政課	管理協定書
	防火施設	市	市	〃	完了検査後	消防本部	
	調整池	協議	協議	〃	所有権移転登記完了時点	都市計画課	管理協定書
	法面等	協議	協議	〃	所有権移転登記完了時点	財政課	
	集会所	市	自治会	〃	所有権移転登記完了時点	地域支援課	
	ごみ集積所	協議	自治会	〃	完了検査後	環境推進課	
防犯灯等	—	自治会	—	完了検査後	地域支援課		
公益的施設	教育施設	協議	協議	協議	協議	—	
	社会福祉施設	協議	協議	協議	協議	—	
	医療施設	協議	協議	協議	協議	—	

※ 上記の表は主に宅地造成の場合である。工場、大型店舗等の構内道水路、公園・緑地、調整池等については、事業者の所有、管理を原則とする。

※ 道路等に付随する安全施設等の管理を含む。

※ 下水道は公共下水道に接続する場合に限る。

(2) 土地の帰属を申請する者は、工事完了後、速やかに帰属部分を分筆して様式 15 号による土地帰属申請書を市長に提出し、市の検査を受けること。

(3) 土地の帰属が認められた場合において申請者は、所有権移転の承諾書、印鑑証明書及び資格証明書を市に提出すること。なお、帰属する土地の抵当権、根抵当権等の所有権以外の権利について解除すること。

(4) 公共施設及び公益的施設の管理移管については、様式第 16 号による管理移管申請書を市長に提出し、市の検査を受けること。なお、維持管理を受益者が行う施設については、市と管理協定を締結すること。

(5) 検査の結果、不備の箇所がある場合は、事業者の負担においてその箇所を整備すること。

2 街区

(1) 街区の大きさは、予定建築物の用途並びに敷地の規模及び配置を考慮して定めるものとし、なるべく日照を阻害するような配置はしないこと。

(2) 各画地の奥行きは、間口の 3 倍以上とならぬように努めること。

(3) 画地の配列は、1 街区 2 列とし、できるだけ通路を設定しないこと。

3 道路

(1) 事業者は、道路の築造については市の道路計画に適合するものとし、施行区域への進入路及び隣接地区への連絡道路の新設又は改良をする必要がある場合は、事業者の負担において整備すること。ただし、施行区域外の道路整備及び補助事業等の経費の負担区分、その他については市と協議すること。

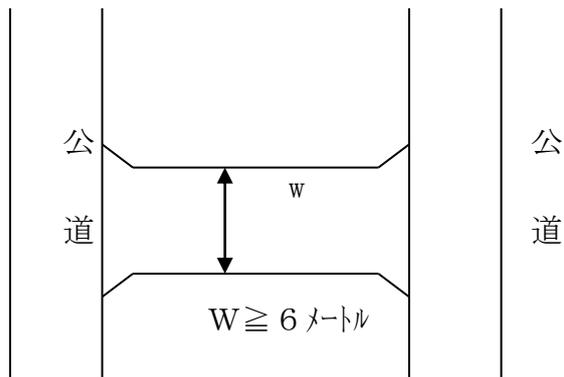
(2) 前項ただし書のうち、既設道路に係る拡幅・付替部分については、事業者の責任により機能を確保すること。

(3) 施行区域内及び施行区域外接続道路の設定に当たっては、開発許可技術的指導基準、道路構造令、各種舗装要綱及び交通安全施設設置基準に適合するよう、あらかじめ市と十分協議し計画すること。

(4) 道路の寄附採納受諾基準は、両端接続道路（両端接続道路幅員 4 メートル以上）の場合に限る。

幅員 6 メートル以上（両側側溝を含む。）

※ 上記の道路は、舗装要綱に適合した舗装であるとともに、水道等埋設物が基準どおり施工済みとなっているものをいう。



(5) 道路の設計

- ア 住宅地の一般道路は、通過交通の用に供されない配置とすること。ただし、やむを得ず通過交通の用に供される道路を設置する場合は、歩車道分離等安全上支障がないようにすること。
- イ 予定建築物の敷地の規模により広幅員の道路を必要とする場合には、全体計画の中で交通上支障のない道路まで同幅員の道路を築造すること。
- ウ 袋路状道路は、河川、崖地等で道路を延長することが不可能な場合を除き、原則としてその終端を敷地境界まで延長しなければならない。
- エ 開発区域の境界付に道路計画を定めようとするときは、区域外の建築物が建築基準法第 56 条に基づく道路斜線にかからぬ位置に定めること。

(6) 道路の舗装

- ア 車道及び歩道は、原則として舗装すること。ただし、当該施設の管理者となるものと協議をすること。
- イ 車道の舗装は、道路を通行する車両の種類及び交通量、路床の状況、気象状況等を勘案し、交通荷重に耐え、安全かつ円滑な交通を確保しうる構造とする。
- ウ 舗装については、アスファルト舗装要綱、簡易舗装要綱、セメントコンクリート舗装要綱（日本道路協会編）を準用すること。
- エ 開発区域内の道路及び未舗装道路との取り合い 5 メートル以上の区間については、原則として舗装するものとする。
- オ 道路縦断勾配 6 パーセント以上の道路区間にあつては、スベリ止め舗装とすること。

(7) 歩車道の分離

- ア 幅員 9 メートル以上の道路は、歩車道が分離されていなければならない。

(8) 交通安全施設の設置

- ア 通行の安全確保の上で必要と認められるときは、道路構造令及び防護柵設置要綱（日本道路協会編）に準拠し、ガードレール、ガードフェンス等を、屈曲部、交差点には、反射鏡又は、反射板を設置すること。
- イ 9 メートル以上の幅員の道路については、センターライン、外側線の設置を行うこと。

(9) 道路構造物

ア 道路の両端には、現場打ちコンクリート又は、コンクリート二次製品等により道路側溝を設け、全面に溝蓋を設置し、10メートルに1箇所以上のグレーチングを設置すること。又、道路横断部分には両端に沈砂枡を設け、原則として蓋はグレーチングを設置すること。

イ 道路側溝にコンクリート二次製品を使用する場合は、30センチメートル×30センチメートル以上とすること。なお、現場打ちの場合は、次の寸法を標準とすること。

寸法 (cm)	宅地側 (cm)	道路側 (cm)	底厚 (cm)
30×30 以上	12 以上	15 以上	10 以上

ウ 排水施設の合流点は、交差点、勾配又は、配置が有効に排水できる構造で設けられていること。

エ 道路の埋設物の深さは、原則として車道で1.2メートル以上、歩道部分で0.8メートル以上とすること。

(10) その他

ア 交差点歩道については、幼児車、車椅子、自転車等の通行に支障がないようスロープ等を設けて施行すること。ただし、当該施設の管理者となるもの及び道路管理者と協議すること。

イ 道路の縦断勾配は9パーセント以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認める場合は、小区間に限り12パーセント以下とすることができる。

ウ 施行区域に隣接して道路があり、道路排水施設が完備していない場合は、事業者の負担により、道路排水施設を設けなければならない。ただし、道路管理者が必要ないと認めたときは、この限りではない。

(11) その他

ア 電柱・電話柱及び支柱・支線等を設置する場合には、あらかじめ中部電力(株)、日本電信電話(株)と十分協議を行い設置位置を決定し、道路敷以外に設置すること。

イ 建柱位置に擁壁等の工作物がかかる場合、あらかじめ電柱等が設置できる構造とすること。

ウ 中部電力(株)、日本電信電話(株)と協議を行った結果を、建柱計画図にて申請書に添付すること。

4 排水施設

(1) 排水施設の設置については、河川管理施設等構造令、開発許可技術的指導基準及び静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱によるとともに、関係水利団体及び河川管理者等の同意を得て市と協議すること。

(2) 施行区域の排水計画は、施行区域の規模及び形状、施行区域の地形、予定建築物等の用途並びに降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出できるものであること。

(3) 土地利用事業等を行うことにより、施行区域及びその周辺の地域に溢水等により被害が生じないよう水路の新設、水路の改修又は、一時雨水を貯留する調整池等を設置

すること。

(4) 施行区域又は、その周辺において、地方公共団体の排水に関する整備計画が決定している場合には、その計画に適合すること。

(5) 施行区域外の河川、水路の改良を必要とする場合には、その施設が完了するまでは、施行区域内の工事に着手しないこと。

(6) 排水施設の構造

ア 施行区域が、河川、水路に接する場合又は、施行区域内に河川及び水路を設ける場合には、幅員1メートル以上（構造物を除く。）の管理敷を設け、防護柵等により危険防止の措置を行うこと。

イ 施行区域の排水計画においては雨水排水施設については、原則として開渠とすること。

ウ 河川及び水路への排水の放流は、河川流域の妨げにならないように、位置、構造等について管理者と協議すること。

エ 排水施設の設計における計画雨量、構造等については開発許可基準に準ずる。

(7) 調整池の構造

ア 周囲にはネットフェンス等を設置し、管理用の出入口を設けること。ただし、ネットフェンスを設置する場合は、メッキ品等で錆びないものを使用すること。

イ 調整池に降りるための階段等を設けること。

ウ 底部分は、原則としてコンクリート張りとし、雨水が溜まらないよう水勾配を十分につけること。

エ 通常の雨水等が流れる導水路（U字溝等）を設けること。

オ 放流口の位置は、調整池底から5センチメートル以上下げること。

カ 放流口以降の排水管等は、放流口の高さから十分下げ、水勾配を付けること。

キ 放流口前部には、沈砂地を設け、ステンレス製のスクリーン（放流口断面積の20倍以上で箱型とすること。）を設置すること。

ク 駐車場等を利用する場合は、50年確率短時間降雨強度の計画調整容量の3分の1以内とする。ただし、駐車場については舗装するものとする。

ケ 3,000平方メートル未満の土地利用事業については施行区域の状況に応じて兼用調整池とすることができる。

コ 調整池及び土砂流出防止施設の位置、構造、規模等については、個別基準に定める別記1（流量計算：調整池設計基準）、別記2（流出土砂：砂防施設設計基準）によりあらかじめ市と協議すること。

(8) 汚水処理施設

ア 施行区域内の汚水処理施設は、公共下水道へ接続するもの以外は、原則として雑排水とし尿とを合併して処理する汚水処理施設を設けること。

イ 処理施設の位置は、放流水域の水利状況及び周辺の環境条件を考慮して選定すること。特に水源付近への設置はしないこと。

ウ 汚水処理施設の設計にあたっては、関係課と協議を行い将来の公共下水道計画と整合性を図ること。

エ 土地利用事業により設けられる汚水処理施設の規定能力を確保するための維持管理及び、事業者、造成後住民となる者、保守点検業者の三者との責任分担を明確にした管理協定を締結すること。

(9) 雨水流出抑制施設

事業者は、敷地内に透水性舗装や浸透柵等の浸透施設及び貯留施設を設置し、雨水流出抑制の促進に努めること。

5 上水道施設及びガス施設

(1) 上水道施設及びガス施設は、区域内人口、予定建築物の用途等により規定される需要に支障をきたさないよう水道事業管理者及びガス事業者の指示に従い設置すること。

(2) 水道事業管理者及びガス事業者と協議を行い、埋設位置が道路敷のときは、道路管理者となる者と協議をすること。

(3) 地下埋設（水道、ガス）の検査は、路盤を施工する前に当該管理者の検査を受けること。

(4) 上水道施設

ア 上水道施設の使用材料、口径、施行方法等について、市の指示に従うこと。

イ 施行区域までに至る上水道施設について市と協議し、その必要経費を負担すること。

ウ 上水道施設の施行業務については、市の指定給水装置工事事業者に施行させること。

エ 上水道施設において、市の使用材料の確認、中間検査及び竣工検査を受けること。
この検査の通水耐圧試験は、10 キログラム／平方センチメートルを1時間行うこと。

オ 上水道施設の維持管理について市と協議すること。

カ 市に上水道施設を帰属するときは、事前に協議し、その指示に従うこと。

キ 菊川市水道事業給水条例に定める加入分担金を市に納入すること。

ク 位置指定道路の水道施設については、別途市の指示に従うこと。

ケ 市の指示により、日最大受水量の2分の1以上の受水槽を設置し、責任をもってその維持管理を行うこと。

コ 住宅地の計画をする場合は、1日1人最大給水量を300リットル以上として算出すること。

6 公園緑地広場

(1) 公園広場の設置については、都市計画法、都市計画法施行令等の関係法令及び次の基準に適合するよう、あらかじめ市と協議し計画すること。なお、この整備基準は、3,000平方メートル未満の土地利用事業には適用しないものとする。

ア 位置は、原則として区域のほぼ中央で、有効な利用ができ、かつ、災害時の避難場所となるよう平坦で安全な場所に配置すること。

イ 必要に応じ遊技広場、修景施設（植栽、芝生等）及び休憩施設を設けること。ただし、遊戯施設については安全性の高い管理のしやすいものとし、詳細については

関係課と協議すること。

ウ 敷地の境界には、構造物等を設置し、利用者の安全を確保するため自動車等の進入防止柵を設けるとともに、必要に応じ外周柵及び生け垣等を設置すること。

エ 出入口、通路は車椅子等が進入できるよう配慮し、スロープを設置すること。

オ 原則として敷地内には、ごみ集積所を設置しないこと。

カ 雨水を有効に排水するための施設を設けること。

キ 公園緑地広場の面積は、有効面積で3パーセント以上とし、原則として1箇所200平方メートル以上の面積を確保すること。

ク 1カ所1,000平方メートル以上の公園にあつては、出入口は2箇所以上設けるものとし、便所及び水飲場並びに保安上必要がある場合には、照明施設を設けること。

ケ 原則として高圧線下に設置しないこと。

(2) 緑地の設置については、原則として樹木を植栽し、植栽密度は次の基準を標準とすること。

ア 高木を植栽場合（成木の樹高が4メートル以上の樹木をいう。）は、2本以上/10平方メートルとすること。

イ 低木を植栽する場合は、6本以上/10平方メートルとすること。

(3) 事業者が施行区域内で宅地として利用することが不可能な空地は、次の各号に適合するよう整備すること。

ア 植栽を施し、景観を整えること。

イ 造成樹林は、傾斜が30度以下であること。

ウ 災害の起因となる木は、他の木に転換すること。

7 環境の保全

(1) 樹木の保存

施行区域内に優良な樹木の集団又は10メートルを越える高木が存する場合、その土地を公園又は緑地として配慮するよう努めることのほか、宅地となる位置についても、できる限り樹木を保存する計画とすること。

(2) 緑地帯その他の緩衝帯

騒音振動等による環境の悪化をもたらす恐れのある建築物等の用に供する目的で行う開発にあつては、公害の防止が確保されるよう緑地帯その他の緩衝帯が下表に示すように設けること。

緑地帯その他の緩衝帯の幅員

面積	幅員
0.2ha ～ 1.0ha 未満	1m以下
1.0ha ～ 1.5ha 未満	4m以下
1.5ha ～ 5.0ha 未満	5m以下
5.0ha ～ 15.0ha 未満	10m以下
15.0ha ～ 25.0ha 未満	15m以下
25.0ha 以上	20m以下

8 地盤の安定及びがけ面の保護

(1) 地盤の安定

- ア 施行区域及びその周辺の地形、地質状況に応じて土質、地下水、気候の調査を行い、設計、施行及び管理の対策をたてること。
- イ 盛土工事を施行しようとするとき、盛土材料には良質山土を用い、締め固めは、盛土全体に及ぶように下から 30 センチメートル以下毎に層状に締め固めを繰り返すこと。
- ウ 施行区域内に地下水、湧水等が生ずる恐れのある場合、暗渠排水等を用いて地下水等を排除すること。
- エ 土で施行する地盤にある腐植土、竹林、その他有害な雑物は、施行にあたって排除すること。
- オ 盛土で施行する地盤の勾配が著しい場合は、盛土と旧地盤との接する面がすべり面とならないように段切等の措置をとること。
- カ 盛土又は、切土により土留壁を設置しなければならないときは、原則としてコンクリート壁又は、練石積（ただし、練石積で施行する場合は、高さ 5 メートル以下とする。）の擁壁とすること。

(2) がけ及び法面の保護

- 施行区域内及び施行区域外で施行区域に影響を及ぼすがけ及び法面があるときは、擁壁等で安全な対策が講ぜられていること。
- ア 法面の勾配は 30 度以下とし、石張、芝張、モルタルの吹き付け等により風化等の浸食に対し保護しなければならない。
 - イ 法面が長大となる場合は、高さ 5 メートル以内毎に 1 箇所の小段を設け、排水施設をその小段及び、がけの上部へ設けること。
 - ウ 擁壁
 - a 擁壁の水抜き穴は、地盤面の壁の面積 3 平方メートル以内に 1 箇所（内径 7.5 センチメートル以上）の硬質塩化ビニールパイプ等の耐水材料を用いたものとする。なお、特に湧水のあるところは、重点的に配置すること。
 - b 擁壁の目地は約 15 メートル内ごとに区切り、伸縮目地を設けること。
 - c 擁壁の構造は、コンクリート壁にあつては、擁壁、カルバート、仮設構造物工指針（日本道路協会編）を、練石積の擁壁にあつては、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に定める、練石造擁壁の技術基準を適用すること。

9 消防水利施設

- (1) 消防水利は、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示 7 号）に基づき、次に掲げる要件に適合すること。

10 公益的施設（ごみ集積所）

- (1) ごみ集積所を設置しようとする事業者は、申請に先立って市と位置、規模、構造、管理等について協議すること。

ア 規模面積は下表による。

	建 築 計 画 個 数			
	20 戸未満	20 戸以上～40 戸 未満	40 戸以上～60 戸 未満	60 戸以上
可燃物 置場	環境推進 課協議	(3.3 m ²) 1 箇所	(4.0 m ²) 1 箇所	環境推進課 協 議
不燃物 置場		(3.3 m ²) 1 箇所	(4.0 m ²) 1 箇所	

イ 構造

- a 可燃物置場及び不燃物置場は、床をコンクリート打ちとし、周囲3方を高さ60センチメートルのブロック積みとし、その上に金網で囲い屋根を設けることとする。構造材（骨組）は鉄骨とし、高さは概ね2メートルで、開口部は1.8メートル以上とする。前面は、扉又はネット構造とすること。
- b 周辺の道路状況が収集に支障のないこと。

ウ 施設の管理

- a ごみ集積所の管理は、新たに住民となる者が行うものとする。

11 工事期間中の災害防止措置

(1) 防災工事の対策

- ア 気象条件の急変により、災害発生の恐れが生じた場合は、事業者及び工事施行者は、適切な災害防止の措置を講ずること。
- イ 開発行為の施行中、土質の変化、湧水、地盤沈下、その他の障害等が生じた場合は、市長へ報告すると共に、その状況に即応して、災害防止に対処しなければならない。
- ウ 丘陵地での造成を行う場合、土砂の流出水の防止を図るため、防災堰堤、防災調整池を設け、下流部への被害を防ぐこと。

(2) 交通公害対策

- ア 土地利用事業者は、下記の事項についてあらかじめ対策を図り、関係機関と協議を行うこととする。
 - a 土砂の搬出入については、運搬車輛の運行時間、1日当たりの運行台数及び運搬経路。
 - b 通学路における安全確保。
 - c 交通規制
 - d 土砂等運搬道路の常時補修及び路面清掃対策。
 - e 施行区域周辺の防塵対策、騒音対策。

12 土地区画整理事業地区内の取扱いについて

次のアからエに掲げる土地区画整理事業地区内においては道路、水路等の公共施設が整備済みであり、かつ、下流河川についても改修済みであることから、回議による審議にすることができる。ただし、土地利用事業の内容により必要があると判断した場合は、

土地利用対策委員会を開催し審議することとする。

ア 南部第一土地区画整理事業地区（菊川市加茂地内）

イ 平川土地区画整理事業地区（菊川市下平川地内）

ウ 南部第二土地区画整理事業地区（菊川市加茂地内）

エ 宮の西土地区画整理事業地区（菊川市加茂地内）

13 既存施設の建替えについて

建設の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質及び土石の採取、盛土等の目的で行う一団の土地の区画形質の変更に該当しなければ菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第7条の承認を要しない。

14 浸透型流出抑制施設

浸透型流出抑制施設は、長期的観点から機能低下、調整池・道路等の維持管理面と、周辺に放流先河川がない地域で開発行為を行う場合や小規模な宅地開発等で専用の調整池を設置することが、困難な場合及び調整池・道路の多目的利用を図る上で湛水頻度を少なくする必要がある場合には、地形、地質等の特性や現地における浸透能力等を十分に調査した上で、河川管理者及び公園管理者等との協議が整えば、支障のない範囲で導入することができる。

浸透型流出抑制施設の導入に当っては、都市計画法静岡県開発行為等の手引き（平成23年4月）第4編技術基準中、浸透型流出抑制施設に係る取扱い「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針」、「浸透型流出抑制施設の現地浸透能力調査マニュアル試案」等によるが、以下に留意すること。

(1) 適用範囲

ア 周辺に放流先河川がない地域で開発行為を行う場合

イ 市街化区域内の小規模な宅地開発等で、調整池を設置することが土地利用上、地形上困難と認められる場合

ウ 調整池の多目的利用を図る上で、湛水頻度を小さくする必要がある場合

(2) 設置禁止地区

ア 砂防指定地、地すべり防止区域若しくは急傾斜地崩壊危険区域または地下へ雨水を浸透させることによって、法面の安全性が損なわれるおそれのある地域若しくは他の場所の居住及び自然環境を害するおそれのある地域は、浸透型流出抑制施設の設置区域から除外する。

イ 次に掲げる土質の区域は、設置区域から除外する。

透水係数が 10^{-5}cm/sec 以下である場合

空気間げき率が 10%以下で土がよく締め固まった状態

粒度分布において粘土の占める割合が 40%以上（火山灰風化物いわゆる関東ロームを除く。）

(3) 浸透能力調査

ア 資料調査 地形図、地質図等の既存資料
近接井戸による調査

イ 地盤調査 ボーリング調査、土質調査等

ウ 浸透施設の設置可能範囲の調査

開発区域の地形、地質、地下水位等から地盤の浸透可能範囲を検討するとともに、防災上の観点から斜面等の地形について調査し、浸透施設の設置可能範囲を設定する。

エ 現地浸透試験

設置可能範囲を対象に、現地において注水試験を実施し、浸透能力を測定する。

(4) 浸透型施設の浸透量の算定

「浸透型流出抑制施設の現地浸透能力調査マニュアル試案」等によること。

(5) 維持管理

浸透施設においては、ゴミ・土砂等の流入によって機能が低下することがあるので、必要に応じて防塵対策を講ずること。

15 樹脂製地下式調整池

オープン式調整池に代えて、樹脂製地下式調整池を設ける場合は、下記の仕様及び書類により、条件を満たすこと。

(1) 調整池流入前に沈砂マスを設置すること。

(2) 本体及び余水吐に出入可能な管理口を複数個所設置すること。

(3) 本体床盤に水路を設置すること。

(4) 本体及び余水吐の管理口はオープン又はグレーチング等で可視構造とすること。

(5) 被覆シートは原則、遮水シートを使用すること。ただし、浸透素材を使用する場合は、土質が浸透しない土質であることを証明する書類を添付すること。

(6) 耐震性、強度、長期性能等が証明された製品であり、その証明書の添付すること。

(7) 樹脂製地下調整池のカタログを添付すること。

(8) 調整池の清掃方法や頻度等が分かる管理計画を添付すること。

16 その他

(1) 自治会

ア 分譲住宅、アパート、マンション等の建設計画については、次の点に留意し、入居者募集に際しては入居者に責任をもって周知すること。

a 所属する自治会は、市及び自治会長の指導に従うこと。

b 班、自治会活動等については、自治会長の指示に従うこと。

c 事業者と市及び地元自治会との協定又は約束事項を遵守すること。

(2) 防犯灯

ア 事業者は、土地利用事業に際し適切な場所に防犯灯を設置すること。